



令和2年 第7回定例会

会 議 録

(令和2年11月27日～12月16日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年
枕崎市議会第 7 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 20 日間（11 月 27 日～12 月 16 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
11 月 27 日 (金)	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第23号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第24号、第25号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会
		委員会 前 11 : 25	1 議会運営委員会
11 月 28 日 (土)	休 会		
11 月 29 日 (日)	休 会		
11 月 30 日 (月)	本会議	後 3 : 59	1 開 議 2 議案上程（日程第1号－第4号） 3 委員長報告（総務文教委員会） 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第5号－第8号） 6 委員長報告（予算特別委員会） 7 質疑、討論、表決 8 散 会
		委員会 前 9 : 22	1 総務文教委員会
		後 1 : 06 後 2 : 15	1 予算特別委員会 1 議会運営委員会
12 月 1 日 (火)	本会議	前 9 : 30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会

12月 2日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (3名) 3 散 会
12月 3日 (木)	休 会	委員会	前 9:22	1 総務文教委員会
12月 4日 (金)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会
12月 5日 (土)	休 会			
12月 6日 (日)	休 会			
12月 7日 (月)	休 会			
12月 8日 (火)	休 会			
12月 9日 (水)	休 会			
12月10日 (木)	休 会			
12月11日 (金)	休 会			
12月12日 (土)	休 会			
12月13日 (日)	休 会			
12月14日 (月)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
12月15日 (火)	休 会			
12月16日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号-第8号) 3 委員長報告 (総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第9号-第11号) 6 委員長報告 (予算特別委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第12号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 議員派遣について 12 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和2年11月27日)

令和2年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

令和2年11月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	69	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	予 特
6	70	令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
7	71	令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
8	72	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
9	77	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	〃
10	78	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
11	79	令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
12	73	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
13	74	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	76	枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	80	枕崎市男女共同参画推進条例の制定について	〃
17	81	枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を	〃

		改正する条例の制定について	
1 8	8 2	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 9	8 3	枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について	〃
2 0	8 4	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 1	8 5	財産の取得について	〃
2 2	8 6	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について	〃
2 3	陳 7	安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情	〃
2 4	8 7	教育委員会委員の任命について	
2 5	8 8	固定資産評価審査委員会委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶 一 郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
山 口 美津哉 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	宮 原 司 教委総務課長
満 枝 賢 治 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	中 山 俊 吾 総務課行政係主任
水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補	

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第7回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、6番城森史明議員、9番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和2年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和2年第7回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

9月16日、安倍政権の後を受けて菅義偉新政権が発足しました。新総理の所信表明では、新型コロナウイルス対策と経済の両立はもちろんですが、コロナ禍で課題となった我が国のデジタル化の遅れやサプライチェーンの見直しに着手すること、さらに2050年までに温室効果ガスの排出ゼロの目標を掲げ、グリーン社会の実現を目指すことなどに言及されました。

本市として積極的に取り組むべき再生可能エネルギーの推進、エネルギーの地産地消、さらには行政のデジタル化の推進といった課題と共通する部分も多くあると感じるところです。

また、地方創生にも言及され、活力ある地方を創るとして、農林水産物の輸出拡大など地方の産業競争力強化にも言及されました。

そのほか、行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義の打破など、組織の在り方、働き方についても言及され、本市としても率先して取り組むべき課題と重なる部分が多くありました。

このところ全国的に第3波とみられる感染の拡大が続き、その収束が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、11月から検査体制が拡充され、本市でも保健所を通すことなく診療・検査

医療機関として登録した、かかりつけ医での診療・検査体制が整ってきました。

社会経済情勢については、第3波の感染拡大が心配される中、地域経済の活性化を牽引してきた政府のG o T oキャンペーンの見直しなど、まだまだ不確定な状況下にはありますが、本市としては全国的な感染状況を見ながら、一人一人の感染予防の徹底、医療体制の充実、確保、社会経済活動の活性化など現下の課題に丁寧に取り組んでまいります。

それでは、本市のさきの9月定例会以降の諸報告を行います。

10月9日、枕崎木質バイオマス発電所の開所式が挙行されました。南薩地区を含む県内の未利用木材などを燃料とする再生可能エネルギー発電所の本格稼働で、今後のエネルギーの地産地消に向けた流れが加速することとなります。

また、10月17日には本市の上水道事業の中心を担う片平山配水池の更新工事が本格的にスタートしました。安全・持続・強靱の基本政策を掲げる「枕崎市水道ビジョン」の中心的事業がスタートしたこととなります。

令和6年度に供用開始する南薩地区新クリーンセンターの建設へ向けた事業者選定作業等が進んでおりますが、本市では現在内鍋清掃センター供用終了後の本市ごみ中継施設としての利用について、南薩地区衛生管理組合及び関係市である南さつま市、南九州市と協議を進めております。これから先、ライフラインを含む生活インフラの整備、今後の人口減少、少子化、高齢化の中において、あるべき生活環境整備について想像力と知恵をフル稼働させ取り組んでまいります。

コロナ禍の社会経済活動、本市の経済支援策等について申し上げます。

国のG o T oキャンペーンの開始により少しずつ人の動きも活発になってきたところですが、本市独自の経済活性化策として、8月の飲食店向けエールチケット発行事業に続いて10月には市内の店舗で利用できるプレミアム商品券の発行事業を行い、全て完売いたしました。11月からは市内外のお客様を対象とした「コロナ復興ぐるっと枕崎スタンプラリー」を開始し、12月には飲食店向けエールチケットの第2弾を計画しております。

8月に申請受付を開始した、売上げが15%以上減少した事業者に一律15万円の応援資金を支給する枕崎市事業者応援資金事業には約580件の申請があり、約1億0,600万円の執行を行っております。

この事業者応援資金事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えず、業種によっては需要低迷、販売不振などで事業継続に影響がある事業者が引き続き出ていることから、今後の事業者に与える影響を鑑みて売上減少の対象月を12月まで延長しております。

また、新しい生活様式に対応するための営業スタイル推進事業にも20件以上の申込みがあり、今後もさらに申込みが予想されます。第3波の感染拡大が心配されるころですが、感染防止策の徹底と社会経済活動の両立に今後も徹底して取り組んでまいります。

私は、今月10日から20日にかけて2度にわたって上京し、「安全・安心の道づくりを求める全国大会」「九州地方国道整備促進総決起大会」「全国治水砂防促進大会」「新過疎法制定実現総決起大会」に参加しました。

特に新過疎法制定実現総決起大会は、来年3月に期限を迎える過疎地域自立促進特別措置法に引き続く新たな過疎対策法の制定及び内容の充実を求める大会で、本市にとっても重要な位置づけのものです。地元選出国會議員にも趣旨、要望を伝え、過疎地域の指定について再度要望してまいりました。

また、これらの要望活動、大会参加のほかに、サツマイモの基腐病対策について地元選出国會議員への要望、意見交換をしてまいりました。

コロナ禍で5月に引き続き開催を見合わせていた語る会ですが、今後のデジタル化促進の一つの挑戦として、今月19日、オンラインでの語る会を開催しました。職員を含めて31人の参加でしたが、一つのやり方として今後への可能性を確認することができました。

今週の火曜日、11月24日は本市が制定した「いい節の日」でした。その日、枕崎漁港に「かつおのまち枕崎かつおのぼり掲揚場」が完成しました。市内の小中学校8校、高校2校の皆さんに制作していただいた10匹のかつおのぼりと全長5メートルの6匹のかつおのぼりが泳いでいます。コロナ禍で世の中の沈みがちな空気を吹き飛ばす、元気な枕崎ならではのかつおのぼりです。これからも、この元気なかつおのぼりのように前向きに市政を進めてまいりたいと思います。

今議会においても議員の皆様と枕崎の未来に向けた前向きな議論が行われることをお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様にご報告のとおり、昨日、本市居住の30代男性の方1人の新型コロナウイルス感染が確認されました。これにより、本市居住者でこれまで感染が確認された方は11人となりました。新たに感染が確認された方に心よりお見舞い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○**中原重信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第23号までの19件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○**前田祝成市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算7件、条例9件、財産の取得について1件、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について1件及び人事案件2件の計20件であります。このうち、人事案件を除く18件について説明を申し上げます。

まず、給与改定等、人件費に係る議案から説明いたします。

議案第73号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の支給率を改定しようとするものです。

次の議案第74号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率を改定しようとするものです。

次の議案第75号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率を改定しようとするものです。

次の議案第76号枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の給与改定に関する特例を定めようとするものです。

これらの給与改定等に伴う補正予算として、議案第69号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）、議案第70号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）、議案第71号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第72号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の4件をお願いしてあります。

これら4会計において、議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は合計で718万7,000円の減額となります。

また、人事異動等に伴う減額や病院事業会計補正予算において、今回の給与改定に併せてお願いしてあります新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業に伴う特殊勤務手当の増額分を含めると1,824万3,000円の減額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

なお、一般会計補正予算につきましては、市民のPCR検査助成事業、成人式に参加する市外居住の新成人のPCR検査助成等についても併せてお願いしてあります。

次に、議案第77号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,979万7,000円を減額し、予算総額を179億3,950万円にしようとするものです。

繰越明許費は、「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業及び総合体育館競技環境整備事業の一部を令和3年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した事業の変更のほか、産地生産基盤パワーアップ事業基金事業、農地中間管理事業などの増額、事業完了に伴う特別定額給付金給付事業の減額、事業不採択に伴う鰹出汁の聖地「枕崎」で鰹出汁と日本の食文化を極める旅造成事業の減額などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第78号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ114万4,000円を追加し、予算総額を29億3,502万円にしようとするものです。

補正の内容は、一般管理費の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金の増と保険料及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第79号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、その他医業外収益の増に伴い、医業外収益を68万7,000円追加し、収益的支出においては、材料費及び経費の増並びに研究研修費の減に伴い、医業費用を833万4,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、県補助金の増に伴い、収入を107万4,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する4,731万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第80号枕崎市男女共同参画推進条例の制定について申し上げます。

これは、男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例を制定しようとするものです。

次の議案第81号枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の割合等の特例に関する規定が改められたことに伴い、条文の整備を行うものです。

次の議案第82号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得の算定に係る基礎控除額相当分の基準額の引上げ等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第83号枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定につきましては、スポーツ及び文化の振興について多様な分野の施策と連携して取り組むことで、地域の魅力向上や活性化を図り、これまで以上に地域づくりを推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされているスポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行することとするため条例を制定するほか、関係条例の整理をしようとするものです。

次の議案第84号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、スポーツ及び文化の振興に向けた総合的な

施策展開を図ることを目的として、新たにスポーツ・文化振興課を設置するため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第85号財産の取得につきましては、各小中学校に整備する学習者用タブレット端末等を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第86号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきましては、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 私は、日程第20号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

まず、提案理由の中にスポーツ及び文化の振興に向けた総合的な施策展開を図ることを目的とするとありますが、委員会ではできなくて、市長部局でないとできないということはどういうことなのか。

それと、2番目に、スポーツと文化とありますが、市長は日頃から野球によるまちづくりというのを言っておられますが、スポーツだけに専念したほうが、逆にそっちのほうがスピーディーにスポーツによるまちづくりが可能ではないか、なぜスポーツと文化なのか、この2点について質疑いたします。

○前田祝成市長 委員会ではなくて市長部局に移して、組織として、課としてやるのはなぜかということなんですけれども、基本的にはですね、目的としてはスポーツ・文化振興に向けた総合的な施策展開を図ることをということで先ほど申し上げましたが、やはりそこをダイナミックに進めていく上で、やはり一つの課としてですね、しっかり業務としてやり遂げるということをするためには、課として独立させてそれを実行していくということを私として判断いたしましたところで

す。

それと、もう一つ、スポーツと文化を一緒にする、スポーツを推進するとなったときには、スポーツ単独で組織化したほうがいいのではないかという御質疑ですけれども、これについてはですね、究極的な目的としては地域づくりにつなげていきたいということがありまして、あと関係人口を増やしたいということも目的としてあります。

そこを考えたときにですね、枕崎市にある南浜館ですね、南浜館の施設ももっともっと活性化して活用したいということ、そして国際芸術賞展というのが3年に1回開かれるわけですけれども、前回の国際芸術賞展を私自身がまだまだ満足してないっていう部分もありますし、さらにもっとグレードアップした国際芸術賞展にしたいというのもあります。

関係人口を増やすためには、今、観光のほうは水産商工課にあるんですけれども、観光も含めた形でスポーツ、芸術というところをですね、人を集める、外から人を呼び込む、その鍵としたということですね、スポーツと文化ということで一緒になってやっていきたいという考えがございまして、今回、スポーツ・文化振興課ということでですね、スポーツと文化を一緒に取り組むということに私自身が庁内の調整を図ってですね、決定したところでございます。

○6番城森史明議員 ダイナミックを図るから市長部局に上げたんだということを言われましたが、その辺が具体的には分からないわけですね。

言葉では分かるんですよ、なぜその市長部局でというのは分かるんだけど、具体的にダイナミックというのはどういうことなのか、その辺のところを知りたいことだったわけです。

それと、地方創生の中にも地域と交流をつなぐということで、南浜館の推進事業とスポーツ交流拠点整備事業というのが具体的に挙げられているんですね。

それで、確かに交流人口を増やす、関係人口を増やすっていうのは、そこは両方やっていくということにはつながっていくのじゃないかと思うんですが、例えば具体的にですね、そしたらスポーツにおいて最終的に何を指すのか、ゴールをですね。

今でも、具体的に言えば野球によるまちづくりを言われているわけですが、それをそしたら、どこを指すのか、例えば大崎町みたいに一流のアスリートが使えるところを建設するとかそういうことがありますよね。

それと、文化において最終的に国際芸術賞展をより広げていくんだっていう説明がありましたが、最終的に目指すものは何なのか、具体的なものは決まっているのか。それともう一つ、再度聞きますが、2つ一緒にやるよりも先にスポーツを重点的にやって、一つのところに専念してするほうがスピードでより早く最終的なゴールができるんじゃないのか。その2点について質疑いたします。

○前田祝成市長 最終的なゴールということで御質疑ですけれども、基本的には関係人口を増やすということでですね、そのスポーツ・文化を通じて人の流れをつくって地域を活性化させるというのがですね、最終的な目指すべきところだというふうに思います。そのための新しい部局である、いろんな施策というのはその手段ということになるかと思えます。

その手段の中ではですね、具体的についていうお話がございましたが、野球によるまちづくりということをお話をしていますが、それについてはですね、例えば大学野球であったりとか、アマチュア野球のキャンプ誘致であるとか、あるいはアマチュアスポーツの合宿誘致であるとかですね、そういうことを具体的にどんどん積極的に取り組んでいくということを考えています。

それで、先ほどハードの話もありましたけれども、設備等についてはですね、それが目標ということではなくてですね、その中で必要となればそういうことも、設備の充実というところも出てくるのではないかなというふうには考えます。ただ、設備ありきではなくてまずは地域づくりのために、地域活性化のために人の流れをしっかりつくるということです。

設備でいうと、今年度やっている野球場の改修につきましてはですね、その具体的な施策としての、例えば合宿誘致だとかっていうことができる最低限の設備を整えましょうということをやっているわけで、その辺りについてはですね、設備については施策があり、それに対して必要とあらば整備していかないといけないというところになるのかなというふうに思っております。

それと、スピードの点でいきますとですね、文化を担う組織がその課の中にあるからスポーツのスピードが緩まるということは恐らくないであろうというふうに思います。

スポーツはスポーツでしっかりとした係があるわけですから、そこでしっかり進めていくわけですから、そのスピードについてはですね、文化と一緒にすることによって施策のスピードが遅くなるということはないというふうに判断しているところです。

○6番城森史明議員 スポーツというのは、今からのすばらしい産業になるということが新聞にも書いてありました。そして、鹿児島県自体もサッカースタジアムを建設という非常に大きな課題、スポーツをやっていく上で大きな事業があります。

それで、やはり枕崎もそれに負けないぐらいの大きなゴールを目指すべきじゃないかと思うんですね。やはり設備がないと合宿も来ませんよ。体力を鍛える施設、そして食ですね、食べ物。そして宿泊、ランニングコースとかそういうのがそろっていなければ、絶対野球場だけじゃ来ないと思いますよ。

ですから、そういう意味では非常に期待するところではありますが、これをするとき非常に財源が必要になってきますが、その財源はどういうところを考慮しておられるんですか。

○前田祝成市長 設備ありきではないというふうに先ほど申し上げましたけれども、設備を整え

ないと何もできないということではなくて、我々がその関係人口を増やすために、その地域づくりのために、人の流れをつくるためにいろんなコンテンツと申しますか、合宿誘致であるとかってそういう施策を考えていく、まずそれが大事であって、その中でどうしても足りない設備があるとしたら整えていくっていうことを、やっぱりそこはしっかりバランスを見ながら考えていかないといけないというふうに思っています。

ですから、具体的に、今の野球場についてはスポーツ振興くじの補助を使ってやっているわけですけれども、実際、施設を今後造っていくとなったときには、何を財源にというふうな御質疑なんですけど、そこは具体的にプロジェクトが始まる時にですね、しっかりその財源の確保のすべを準備していかないといけないというふうに思いますので、今何をついていうことをちょっとお答えするのは難しいかなというふうに考えています。

○13番清水和弘議員 私はですね、この問題はスポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が管理するとなっていますけどね、このスポーツあるいは文化にはですよ、体育協会とか文化協会の理事の人たちがおると思うんですけど、この人たちとの話し合いは進んでいるのか、どのような状況になつとるんですか。

○前田祝成市長 この組織を動かすことについてはですね、まだ文化協会とか体育協会ですね、本市のっていうことですよ——についてはですね、協議はまだしていません。協議というか、御案内はしていないところです。今回のこの議会での御提案というのが、最初の外に対する発信という形になります。

○13番清水和弘議員 この問題を見たとき、私はまず体育協会とか文化協会、こういう人たちへのまず通知なり、一応前置きの話をしとくのが私は優先ではないかと考えたんですよ。いろんな人からも何かそういううわさが耳に入つとるみたいで、私のほうにも、俺ら理事のほうには全然連絡もないぞという話があったもんですからね。やっぱり、この下支えしとる人たち、その人たちの意見が私は一番重要だと考えておるんですよ。

それとですね、この議案第84号ですか、これと連携しとると思うんですけど、場所は南浜館のどこにその市長部局は置かれるんですか。

○東中川徹企画調整課長 新たな課のスポーツ・文化振興課につきましては、その体制についてまず申し上げますと、スポーツ振興係、それから文化振興係という2係体制とする予定であります。設置場所については、南浜館の事務所のほうに少し手を入れまして、そちらで配置する予定になります。

○13番清水和弘議員 最後になりますけどね、結局、南浜館に設置するということなんですけど、今までこの保健体育課と文化課、何人おったか私は記憶にないんですけど、今後は、この新しくなる場合は職員数は何名ぐらいになる予定ですか。

○小泉智資副市長 新しいスポーツ・文化振興課について、新しい課が設置されることによって人数が増えるということではありません。教育委員会部局のほうの担当する人間が新しい課のほうに異動するという形になりますので、人数の増減があるわけではないということでもあります。

○12番東君子議員 議案第80号について質疑をいたします。

枕崎市の男女共同参画推進条例がいよいよ制定されるということですが、喜ばしい反面、枕崎市はなぜ今まで条例に対して取り組んでこなかったのか、近隣の自治体と比べると大分後れを取っているのではという声もたくさん寄せられています。こういう御意見に対しまして、市長の率直なお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 近隣と、その後れを取っているということの認識っていうのはですね、申し訳ございません、私としてはあまり意識がございませんで、去年からいろいろ御質問もいただいておりますし、私自身が市長に就任してから枕崎市の状況を考えたときに、男女共同参画という部分についてはですね、しっかりと取り組んでいかないといけないというふうな認識を持っており

ます。

去年のいろんな一般質問の中での御質問にお答えしたり、あるいは今年の3月議会の施政方針の中でも、何とか条例を制定するという事をお約束させていただいておりました。

それについてはですね、もう粛々とやっていこうということで取り組んでいるつもりでございますので、その辺りについてはですね、その他市がどうのだからということではなくて、今の枕崎の現状を考えたときに、あるべき必要な条例ではないかということをお自身が考えておられて、その中で今回御提案させていただいたところでございます。

○12番東君子議員 前向きにですね、今の感じでどんどんと進めていっていただきたいと思えます。

そしてですね、今回5名の市民の方々からですね、意見の提出があったと聞いています。相当な時間勉強されて真剣に取り組まれた、こういう姿を思うとですね、感謝の言葉しか浮かびません。市長自らありがとうございますとお礼のはがきを出されてはいかがでしょう。

○前田祝成市長 今回、条例制定に当たりまして、パブリックコメントを募集いたしました。その中でですね、5名の方から大変ありがたい御意見をいただいたところです。それにつきましてはですね、本当に感謝したいというふうに思えます。ありがとうございます。

先ほどのちょっと補足になるかもしれませんが、この男女共同参画推進条例についてはですね、私ずっと必要だというふうに思っていると先ほど話をしましたが、私のキャリアの中でもですね、これまでいろんな女性の方々と仕事をしています。

例えばテレビ局の営業部長をされている方だったり、あるいは制作会社の社長をされている方、あるいは編集長をされている方、いろいろ仕事をしています。その方々が非常に組織とか社会の中でしなやかに活躍されているというような状況を見てきて、これは本当に素晴らしいことだというふうに思っています。

それを地元というか、枕崎で振り返ったときにですね、そういう方々をもっともっと枕崎にも増やしたいという気持ちがあるんですね、男女共同参画推進条例っていうのはやっぱりそういうためにも必要なんじゃないかなということですね、今回提案させていただいたところになります。

その中で、男性も含めてなんですけど、5名の方々から今回パブリックコメントをいただきました。それにつきましてはですね、本当に感謝の念しかございません。ありがとうございます。

ただ、私からはがきをとということの御質疑がございましたが、パブリックコメントについてはですね、パブリックコメントの在り方というかですね、その辺については担当の参事のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

○堂原耕一企画調整課参事 まず最初に、私のほうからも担当といたしまして、今回、男女共同参画推進条例のパブコメに対しまして5名の方からありがたい御意見をいただきまして、そのことに対しまして深く感謝しているということをおの場を借りまして申し上げたいと思えます。

その上で、パブリックコメントについての御説明をさせていただきたいと思うんですが、パブコメはそもそも市が基本的な構想ですとか条例など、今回でいえば男女共同参画推進条例ですね、こちらのほうを制定する際に市民の皆様から広く意見をいただきまして、市がそれらの意見を参考にいろいろ考慮いたしまして、市としての意思決定をすると、さらにその意見に対する市の考え方を明らかにするものというのが、まずパブコメの基本的なところであるかと思えます。

その手法といたしまして、市民の広くあらゆる方々から意見をいただきたいということで意見を公募して、その結果に対しても公にその結果をお示するというのが、こちらの手法については本市のパブリックコメントの実施要綱にもその旨記載されているところでございます。

また、このようなパブリックコメントの性格上、実施の際の内容や注意点を述べた——実際に今回もパブリックコメントを実施する際、ホームページへの掲載でありますとか、各場所に条例

の内容とパブリックコメントの募集について置きました文書の内容、説明文につきましても、御注意点といたしまして電話などでの対応はまずお受けできないことですか、また御意見に対する個別の回答はいたしませんということに記載させていただいているところで、これは一般的なパブリックコメントとしては、このような取扱いがされているところをございますというところを御理解いただければと考えます。

○12番東君子議員 形式的な行政側の立場に立った考え方だなと思います。この間ですね、健康のアンケートに答えましたら、すぐ健康課のほうから何日かたってお礼のはがきが来たんですね。そうすると、やはりアンケートに答えてよかったなというふうに素直に思います。

ですから、形式的にはそういうようなことだったとしても、条例ができるっていうことは大変なことですし、それにたった5名の方ですが、一生懸命取り組まれて、何日も何日も勉強されて、その方々に対してですね、何か形を変えてでも枕崎市としてですね、何かお礼の気持ちを伝えるということは大事なことじゃないですか。一生懸命取り組まれた方は、もう嫌気が差して、もうこれからは協力しないというような気持ちになると思いますよ。

あまりですね、市側、市側、こうなっているじゃなくて、じゃあどういうふうにしたら市民の方々に気持ちが伝わるか、それをもう少し考えてください。もうやる気になりません、本当に。

それでは最後の質疑ですが、確認なんです、総務文教委員会でこれからこの男女共同参画推進条例、これ担当しますが、この5人の方々のですね、御意見というのはちゃんと資料として上がってきますか。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいま申し上げましたとおり、パブリックコメントと申しますのは皆様からいただいた御意見、そしてそれに対して市として検討を加えて、反映させていただいた箇所でありますとか、市としてはこういう意見ですというような御意見を述べさせていただいたものにつきましては、皆様に対してホームページ上で広くお伝えしているところをございます。ですので、基本的にはどなたでも見ていただけるものですので、今のところは資料等として提出する考えはございませぬ。

○前田祝成市長 今回の条例の提案につきましては、議会のほうで議論いただいて可決いただいた折にはですね、当然、こういう条例ができましたということで市民の皆様にも伝わるわけですが、今回の男女共同参画推進条例に関しましては、かなり私自身もしっかりとあるべきものだというふうに考えておりますし、今回のパブリックコメントに関しましてもですね、私自身のブログの中でパブリックコメントを今募集していますということでですね、私のブログがどこまで届いているか分かりませんが、市民の皆様にもですね、ぜひ御意見をくださいというような御案内をさせていただいております。

今回、この議会が終了しまして、この条例が可決された折にはですね、私のほうでオフィシャルに、ブログのほうで内容も含めて発信しようというふうに思っておりますので、その辺りについてはですね、今回パブリックコメントをいただいた皆様に対してはしっかりと私自身の誠意といいますか、感謝の気持ちは何らかの形でお伝えできればなというふうに思います。

先ほど参事から答弁がありましたように、パブリックコメントについての本市としての現状でのやり方というのがございますので、そこについてはぜひ御理解いただければなというふうに思います。（「12番」と言う者あり）

○中原重信議長 東議員、3回過ぎてますので質疑できません。

ほかにありませんか。

○2番眞茅弘美議員 私は、日程第16号枕崎市男女共同参画推進条例について質疑させていただきます。

今回、条例制定への決断と作成へ努力されたことに関しまして、まず敬意を表します。私は、このタイトル名、枕崎市男女共同参画推進条例、これのですね、男女とタイトルがつくところに

ちょっと違和感がございまして、それで前文のところの我が国においてはからの7行目のところに「社会通念、慣行等は依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている」とございまして。これを払拭するための条例の制定だと思っておりますが、市民から見て分かりやすく、例えばですけど、活力あるまちづくり条例とかですね、この男女共同参画推進条例っていうのは、一人一人、個人、自分と社会を結び物事を参画していきましょうということだと思いますので、他市町村とか県とかですね、全てこのタイトル名になっておりますが、枕崎独自のタイトル名にさせていただきたかったなど。

先週ですね、県の男女共同参画基礎講座もございまして、枕崎市も令和3年4月に条例が制定されますという発表もございました。そこで、何か枕崎はこういう取組をしましたっていうものが欲しかったなと思ったんですけども。

それで意見書のほうでもそのようなことがあったかは分かりませんが、案が最初出まして「性別に関わりなく全ての人が」というところがですね、最初、男女とついておりましたけど、こういう文言に変わっております。内容、中身については、こういうところを変更されたんだなっていうのは感じたんですけども、そこら辺はどうだったのでしょうか、お願いします。

○堂原耕一企画調整課参事 今、議員からもありましたとおり、パブリックコメントで寄せられた御意見の中に、推進条例の中で使われている男女という表現についての様々な御意見も寄せられたところであります。

それを受けまして、私どもも協議をいたしまして、まずその条例の内容に、条文の中に含まれております男女という表現につきましては、今ありましたとおりこの男女というのは、全ての人というふうに改めさせていただいたところであります。

これは理由といたしましては、そのパブリックコメントで寄せられた御意見の中に、ここで使われている男女というのは男性と女性という意味ではなくて、男性も女性も含めての全ての人という意味であるというところを、やはり強調というか、その意味を明らかにすべきであるというありがたい御意見がございましたので、その意味で、条文の中で使われている男女という文言につきましては、全ての人というふうに改めさせていただいたところでございます。

ただ、条例自体のタイトルの男女共同参画推進条例の男女につきましては、やはりこちらにつきましては、今回この条例を制定する目的というか、そもそもの考え方と申しますのが、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向性を明らかにするに当たって、男女共同参画社会基本法の目的を踏まえ制定するということころを、我々としては基本に考えて策定したところでございます。

ですので、基本法同様、女性も男性も両方を対象に、男女共同参画の推進について男女共同参画の基本理念を明確にし、その取組を推進するために制定するものであるという意味を込めて、条例の名称についても基本法で制定されている男女という表現は必要であると考え、これについてはそのまま残したところでございます。

また、こちらにつきましては、男女共同参画推進懇話会の委員の御意見の中にも、やはりいろいろパブコメでいただいた御意見については、全ての人というそういう男女というのは、そういう意味として考えるということについては確かにそのとおりであるが、男女共同参画推進条例としての市としての条例の在り方については、やはり国の基本法があって、その他、県にも推進条例があって、他の市町村にも同様の推進条例があつてと、そういう基本的な枠組みと申しますか、形というところは、市としてはやはりある程度参考にするべきではないかという御意見もありまして、条例のタイトルにつきましては、この男女共同参画推進条例という形でそのまま残したところであります。

○2番眞茅弘美議員 分かりましたけども、今後検討を重ねていただきたいと思っております。

もう一点ですね、定義のところ、文言的には含まれておりますが、差別の定義っていうもの

を入れていただきましたかったです。これはですね、はっきり示されないとはですね、分かりにくい方が多々いらっしゃると思うんです。

それで、個々が共同して物事に参画するということがちょっとできないといいますか、できなくなってしまうのではないかと思うんですね、はっきり示さない。法律の平等でなく、なかなか生活の中では確立されていない事実上の平等っていいですか、これを目指していくのがこの男女共同参画だと思っただけでも、女性差別撤廃条約の中にもですね、かなり詳しく示されています。詳しく示すことで、何か問題が生じたときに対応もできると思いますので、この差別の定義というのをに入れていただきましたかったです。

○堂原耕一企画調整課参事 差別の定義についての御意見なんですが、パブリックコメントの中にも定義づけと申しますか、差別というものについての考え方ということについては御意見が寄せられているところでして、男女共同参画推進条例においては、例えば第8条にいかなる場合においても性別による差別的取扱いをしてはならないというような定めがございます。その性別による差別的取扱いによる男女共同参画を阻害するような行為を行ってはならないというようなところで定めさせていただいているところでございます。

この差別の捉え方について、基本的には私どもといたしましては、差別をする人、差別を結果としてしたことになった側が、その意図があるなしにかかわらず、差別を結果として受けたとなった人がどのように感じるかが大事だというふうに考えて、この条例における差別という文言は取り扱ったつもりでございます。

御意見としては、やはりパブコメに寄せられた御意見の中には、差別をしようとする人はいないので、差別を受ける側に立った言葉ではなくて、差別をする側の行為を禁止するべきであるという御意見もあったんですが、そうしてしまったときに、実際に私どもといたしましては、受ける側の気持ちと申しますか、そちらのほうを差別を防ぐためには大事なことなのではないかなど。実際、そういう男女共同参画推進基本法などもそのような考え方で内容的にはなっているものであると考えましたので、そのような取扱いとして、差別という文言に対するこの条例内での言葉については取扱いをさせていただいたところでございます。

実際に、具体的に、例えばどういった行為が差別に当たるのかですとか、それを防ぐにはどういった取組をすべきなのかとか、あと市としては、それについてどういったことを今後していくのかというようなことにつきまして、その具体的なことにつきましては、この推進条例にも記載してございますが、この推進条例を受けて男女共同参画基本計画、今でいうと男女共同参画プランになりますが、こちらのほうを来年度策定する予定となっております。そちらのほうで詳細にと申しますか、その内容については触れて、差別が生じないような男女共同参画社会になるように目指していきたいと考えております。

○中原重信議長 眞茅議員、意見じゃなくて質疑をしてください。

○2番眞茅弘美議員 まさに今、参事が言われました、この差別的取扱いを受けることなくっていう文言のところだと思うんですけども、県や国はそういう意味があるのかもしれないんですけども、この受けている側ではなくて、している側ですね、している側があなたは差別なんですよってということがはっきり示されない、それこそこれは差別だと思うんですけども。

受けた側が差別と感じた場合は差別なんですよって、おそらく学校の教育現場でもそういうことは教えていると思いますけども、それは弱い方の立場に立った考えだと思うんですけども、せっかくこの条例をつくるんですから、差別をする側ですよ、する側にはっきり示せるような文言が必要ではないかと思います。以上です。

○中原重信議長 それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

ほかにありませんか。

○8番吉嶺周作議員 私は、議案第69号一般会計補正予算（第9号）のPCR検査助成事業についてお伺いいたします。

市民が市内の医療機関でPCR検査を希望する場合、その費用の2分の1程度を助成するということですが、本市でPCR検査が受診できる医療機関が何件あるのか。そして、もし陽性の患者が出た場合、受入れ体制はどうなっているのかお伺いいたします。

○田中義文健康課長 PCR検査の自費検査の今回補正予算を計上させていただいております。

PCR検査を市内で実施できる医療機関については、現在のところ9施設というふうに伺っているところです。

ただ、県の診療・検査医療機関に登録をしている医療機関数が9か所ということで、まだ改築等が済んでない準備段階のところもありますので、そのような施設も、順次、対応が整っていくということで伺っているところで、現時点で9か所が登録をしているというふうに伺っているところです。

陽性になった場合につきましては、自費検査であっても速やかに保健所に連絡がいきまして、保健所のほうにまた速やかに入院施設等に隔離するなどの対応を取るという連絡体制はしっかりとできているところでございます。

○8番吉嶺周作議員 何床あるとか、そこまでは分かっていないんですか。それとですね、病院名の公表ですよね。9施設で、ここでPCR検査が受診できますという市民に対しての公表の仕方はどういったやり方で周知するのでしょうか。

○田中義文健康課長 現在、今言いました診療・検査医療機関に登録をしている医療機関数は全体では11です。

先ほど言いましたのは、そのPCR検査を対応できるところが9施設というふうに伺っているところです。その医療施設が何床ということではですね、ちょっとこれは公表はまだしてないところでございます。それと、その施設名につきましても、現時点では市内医療機関がやはり風評被害等をおそれておりまして、現時点では公表はしないという考え方でありまして。

そのような中で、県のほうからはですね、今後はやはりもう公表していただきたいという要請は受けているそうです。そういうことで、また市の医師会としてもですね、そういう公表する方向で今後は検討していかないといけないのではないかとすることは医師会の役員の方からは伺っているところでございます。現時点では非公表となっております。

○5番禰占通男議員 私は、議案第83号の条例制定について。今、野球場のことですけど、市長からも整備についてちょっと触れられましたけど、私なんか、一応、野球場ちゅうか本球場、本球場という呼称で呼んでいますので、そう呼ばさせていただきます。

本球場の使用目的なんですけど、今の現状はどうなっているのか。そして、この条例ができることによって、その本球場の使用目的は変わるのか、そこをお伺いいたします。

○豊留信一保健体育課長 野球場の使用状況ということですけども、現在大規模な改修工事が入っておりますので、野球競技においては球場のほうでは現在やっておりません。あと、野球連盟が主催する大会でありますとかほかの団体が主催する大会等については、塩浜グラウンドのほうで開催したり、あと枕崎高校の球場を利用しているところです。

○5番禰占通男議員 私がお尋ねしたいのは、私もずっと記憶しているところによると、もうほとんど野球しか使ってないわけですよね、野球連盟の方が全部取り仕切っていると。私も試合を申し込んだりどうのこうのということはまだやったことないけど、利用したことは何回もありませんし、数年前の市民運動会のときにグラウンドゴルフが1回開催されました。これは目的外だと

思うんだけど、私は野球以外のことに使われたのは、それを事実見たのは初めてです。

今、多額の予算を使っているいろいろ整備しますよ。そしたら、ただ野球だけに使うちゅうのももったいない。そして、サッカーもできるかちゅうとこれもできない。九十二、三メートルしかないから、ホームベースからね、外野が。

そうした場合、サッカー場としても使えない。本当に資金が潤沢なら、東と西のほうに押し広げてサッカーぐらいできるようにしたほうが私は得だとは思っているんですけど、それも工事に入っていますからできないでしょうけど。

今、こうして市長の権限ということで動き出すわけですから、やはり野球目的じゃなくても小さい幼稚園ぐらいのサッカーぐらいできたら、そこでいい芝でやらせるのも私は手だと思いますよ。ただ、連盟の方々がどういう反応をするのか。

私もちょっと1か月ぐらい前に同年代で野球を最初からやっている人といろいろ話したけど、それは難しいなとか、そういう意見はあるんですよ。だけど、今こうして少子化、人口も減っていく中で新たな運動場とかを整備するのも、またこれ将来に向かって負の遺産となったりするから、できればある施設を有効活用するような市長の権限としての条例に私はしてもらいたいということで、今こうして質疑しているんですけど、当局のお考えはどうするのか、今後どうするのかをお伺いいたします。

○前田祝成市長 今、議員のほうからございました活用方法につきましてはですね、私自身まだ具体的に何をということではないんですけども、おっしゃられたように野球だけに活用するのではなくて、いろんなイベント等を含めて活用するすべを考えようというふうに思っています。

関係人口を増やすということの中でですね、野球だけっていうのではなくて、野球場が整備された折にはですね、いろんなことは考えられると思います。

そこについてはですね、まだちょっとお示しできないんですけども、案としては幾つも持っているところがございますので、野球に限らずいろんな活用ができるような使い方をしたいというふうに考えます。

先ほど議員からもございましたその体育協会であるとか連盟等の話も含めて、しっかりその辺りは進めていきたいというふうに考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、提案されました議案の中でですね、議案第83号、第84号、そして議案第85号についてですね、質疑をさせていただきます。

総務文教委員会の委員会審査も予定されていますけれども、本会議で基本的なことについてですね、非常に大事なことであろうと思いますので、質疑をさせていただきます。

まず、83号、84号については関連がございますので、一括して質疑をいたします。

まず、市長にですね、本市行政全体の組織、機構に関する、私は大きな取組だろうと思うんです。これまでも最近、例えば水道課と下水道課が一緒になった。そのときにも申し上げましたけれども、施政方針の中では何ら関係のことが出されていないにもかかわらず、年度途中で組織変更というものに取り組みますと、先ほども13番議員からありましたように市民にはいろんな意味で関わりが出てまいります。なぜ施政方針ではこういった取組がなされるということはないのかですね、この点について最初にお尋ねをいたします。

○前田祝成市長 私が施政方針で組織を動かしてといたしますかですね、組織を変更して、組織を改革して行くということは確かに申し上げておりません。施政方針の中でですね、私自身もそのスポーツによる地域づくり、あるいは野球のことも話をさせていただいております。当然、南浜館の文化のことも話をさせていただいておりますけれども、そのスポーツ文化を通じてまちづくりをやるということについてはですね、施政方針のほうで述べさせていただいているという認識でございます。

ただ、そのときに組織を市長部局に移してっていうところまではですね、構想としてはございましたが、そこを施政方針の段階で皆様にお示しするというのをですね、まだちょっと具体的なところが進んでおりませんでしたので、控えさせていただいたというところでございます。

○9番立石幸徳議員 早くから準備をするということで、方針等に明確に出されていなくてもですね、私は何らかの形で方針というものは出しておくべきだと思いますよ。なぜ、そういったことが大事であるかということをし少し重要なことでお尋ねをいたしますけれども。

まず、今度のこの議案第83号の教育に関する事務の職務権限の特例を定める、このことの根拠法ですね、根拠法律。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、ここでは第1項で確かにスポーツに関すること、2番目に文化に関することの特例ができるようになっているんですね。ただ、この法律の第2項では、議会は議決する前に教育委員会の意見を聞かなければならない義務になっております。教育委員会のほうとしては、これからいろんな意見も出てくるであろうと思いますが、既に今度の補正予算で事務局の設置工事の予算も出ていますのでね、大体、教育委員会の考え方というのは、もう予算を出しているわけですから分かるんですけどもね。

ただ、全体的に本市行政全体の組織がどうなるか。確かに、新しくスポーツ・文化振興課というものができるといって提案はありますけれども、教育委員会の組織、具体的には文化課あるいは保健体育課、こういったものはどういうふうになっていくんですか。そして、本市全体の行政機構は、その課の数としてはどういうふうに変更していくんですかね、お尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、今回の機構改革によりまず組織体制ということで、市長事務局にスポーツ・文化振興課を設けます。そして、その中で先ほど申し上げましたように係としてはスポーツ振興係、文化振興係という2係を設けます。

また、その課の新設に伴いまして、教育委員会事務局におきましては、文化課、保健体育課が所管している事務をですね、例えば市立図書館に関すること等は生涯学習課のほうへ、それから学校体育等に関することは学校教育課の中に保健体育係を設けまして、それぞれ移管すると。その他、課の名称として教育委員会総務課を教育総務課と改めることとしております。

それと今、事務分掌のことで若干申し上げましたが、もう少し申し上げますと、新たに設けますスポーツ・文化振興課スポーツ振興係のほうでは、これまで保健体育課にございました体育施設の管理運営に関すること、それから国民体育大会に関すること、社会体育団体に関すること、これらを移管いたしまして、新たにスポーツに関する総合企画と調整に関すること、スポーツを核とした地域づくりに関することを分掌いたします。

それから、文化振興係のほうにつきましては、文化課にございました芸術文化事業、諸講演に関すること、あと南浜館の管理運営に関すること、これらを移管いたしまして、新たに文化行政の総合企画と調整に関すること、文化振興を核とした地域づくりに関することを分掌いたします。

それから、これまで保健体育課のほうで分掌しておりました学校保健体育に関すること、学校給食に関すること、学校安全に関すること、これらについては学校教育課の保健体育係へ移管をいたします。

それから、文化係で所管をしておりました文化財に関すること、市立図書館に関すること、これらについては生涯学習課のほうへ移管するということとなります。

今回の機構改革によりまして、組織機構については本年4月1日現在、27課60係がございまして、来年4月1日の予定では26課60係、1課の減というふうになる予定です。

○9番立石幸徳議員 今、企画調整課長のほうから言われましたように、教育委員会の事務局、組織は規則でうたっておりますので、議案として議会に出されないのですよね、細かいことは委員会でもって確認しますが、私が一番気がかりなのは、現在の文化課文化係で事務分掌をしております13番目の事務、市立図書館の管理運営に関すること、これは今、文化係で対応しているわけですね、文化課の。

しかしながら、この条例では、新しいスポーツ・文化振興課では、文化に関することは文化財の保護に関するものを、これのみを除くという形で出していますのでね、この図書館の事務は新しい文化振興課のほうに移るんですか、それとも教育委員会内で移管するというような、例えば生涯学習課あたりに移管して、やはり教育委員会のほうで所管するんですか、こういったものが条文ではさっぱり分らないのですよ。その辺は明確に本会議で答えとってください。

それから、最後に議案第85号のタブレットの関係の契約なんですけどね、財産取得。これが8,800万ぐらいの多額の金額にかかわらず、随意契約という形で出ているんですね。なぜ随契かということを私なりに調査をしましたら、これは県のほうで希望をする自治体については共同調達をするという形で随契になっているんですと説明をいただきました。

そこで、この共同調達に参加する自治体は幾つあって、その共同調達のメリットですね、この点について最後に聞いておきます。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員からありました市立図書館の管理運営に関すること、これは一つ前にも答弁をいたしました、この部分については生涯学習系のほうへ移管をするというふうになっております。

○宮原司教委総務課長 今回のタブレット端末等の調達に当たりましては、国が進めるGIGAスクール構想の推進による全国規模での大量調達や、コロナ禍による世界規模での端末の構成部品の供給不安定の中、各自治体における確実な調達・整備を進めるために、国からも都道府県単位に共同調達が推奨されていたことから、本市も年度内の確実な調達を行う必要があったことから、鹿児島県が行った共同調達に参加したところです。

国からも共同調達が推奨されていたこともございますが、本市が独自に調達した場合、納期までに製品が納品されない可能性や予定価格内に収まらない可能性も考えられましたことから、業者が応札できなくなることが予想されたこと、県の共同調達においては大規模調達となることから、そのようなリスクを低減させることができること、また同じ費用であれば単独での調達よりもより良質で多様なサービスが提供されることが見込まれたことから、県の共同調達に参加したところです。

共同調達に参加した自治体については、19市で言った場合には11市が共同調達に参加しているという状況でございます。

○11番永野慶一郎議員 私も議案第85号の財産の取得についてお尋ねをいたします。

このタブレットの小中学校の児童生徒へのタブレット購入ということなんですけども、この取得金額8,800万のうちに機械代はもちろんだと思うんですけども、機械ですので壊れたり、故障ですね、あと子供たちが使うということで、落として破損とかってというようなことも考えられますが、そういった保証というのも含まれているのか、お尋ねをいたします。

○宮原司教委総務課長 今回の調達に当たりまして、延長保証をどうするかということをお尋ねをいたします。教育委員会総務課のほうでも検討したんですが、今回については調達を行って、延長保証部分は特にするというご意見で、あくまでも納品されてからのメーカーの1年の保証ということになります。

ただ、この1年保証については、故障時に今回の業者は代替機を出すということでもありますので、1年間の部分の故障については代替機が措置されるものと考えておりますが、ほかの自治体の状況等も調査したんですけれども、その延長保証を全台数掛けるよりも、壊れた場合についてはその分を個別に準備したほうがいいのではないかとということで、今回は延長保証の契約をしてないということでございます。

○11番永野慶一郎議員 買い換えたほうが保証を全台数掛けるよりも安くつくということで、そういった手段を取ったということで、そちらは承知いたしました。

あとはですね、機械なので耐用年数というのがあると思うんですけども、今回、このタブレッ

ト購入に当たって、国の補助もあつての購入に至っていると思うんですが、耐用年数が過ぎて機械によって5年なら5年、きっちり5年ちゅうわけじゃないと思うんですね。4年で駄目になるのもあれば7年使えるのもあると思うんですけども、そういった耐用年数が過ぎての更新の時期、またそういったときの予算というのは、今の段階でどこまでお考えになっているのか、最後にお聞きいたします。

○宮原司教委総務課長 G I G Aスクール構想の推進については、令和5年度までの予定を今年度、全て前倒しということで準備をしているところです。6年度以降については、まだ国からも何ら状況を示されておられませんので、6年度以降のことについては今のところ考えておりませんが、これだけ一遍に調達をしましたので、今後は各学校ごとにやっていくのか、市で一括でまた更新をしていくのかということについては、今後の検討課題だと考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

また、議案第83号枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育委員会に対し意見を求める必要がありますので、議長から文書にて意見を求め、提出された意見書については、一般質問最終日の本会議で報告いたします。

次に、日程第24号及び第25号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第87号及び議案第88号の2件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第87号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員市田芳一氏は、令和2年12月17日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第88号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員瀬戸口久人氏は、令和2年12月20日をもって任期が満了となりますが、その後任として山崎哲也氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数

の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第24号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第87号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 中原重信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

- 中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第88号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和2年11月30日)

令和2年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

令和2年11月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	73	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	74	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	76	枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	69	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	予特
6	70	令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
7	71	令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
8	72	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 田 誠 水道課長
高 山 京 彦 市立病院事務長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
山 口 美津哉 会計管理者兼会計課長
宮 原 司 教委総務課長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
田 中 義 文 健康課長
永 江 隆 水道課参事
堂 原 耕 一 企画調整課参事
水 流 敏 幸 監査委員
丸 山 屋 敏 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長

午後3時59分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の支給率を改定しようとするものです。人事院の給与勧告は、月例給与と特別給与を同時に8月に行うことが通例となっているが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、民間給与の実態を調査する職種別民間給与実態調査の時期が遅れ、10月7日に特別給与の勧告が先行して行われ、月例給与については、10月28日に改定しないことの報告があったとのことです。

委員から、12月賞与からの人事評価結果の反映について質疑があり、12月支給分から勤勉手当に人事評価の結果を反映することになっており、評価自体は終わっているとのことです。

また、期末手当を引き下げることで地域経済が沈んでいく、地域を活性化させるには公務員の力が必要だという意見もあり、本件は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

委員から、市町村の首長等がコロナ禍の中で、市民あるいは県民と痛みを共にしたいという意味から減額をしている自治体を把握しているのかとの質疑があり、本年4月1日の状況については調査しており、直接コロナに関係あるかどうか分からないものもあるが、市長等の給与の減額を行っているところは19市中5市とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、常勤の職員の給料表や期末手当の支給率の改定が行われる場合において、会計年度任用職員の給料表や報酬の額、期末手当の支給率については、常勤の職員とは別に翌年度からの改定となるようにするため、給与改定に関する特例を定めようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2号から第4号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号から第76号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号から第8号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[上迫正幸予算特別委員長 登壇]

○上迫正幸予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第8号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

先ほど委員会を開催し、委員長に上迫正幸、副委員長に眞茅弘美委員を選出いたしました。

委員会では、付託された補正予算4件を一括して審査いたしました。

審査における質疑、答弁及び意見、要望等については、議長を除く全議員が委員でありますので省略させていただきます。

審査の結果といたしましては、日程第5号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）、日程第6号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）、日程第7号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第8号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の4件については、いずれも賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

日程第5号から第8号までの4件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時9分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和2年12月1日)

令和2年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月1日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	眞 茅 弘 美 議員（31ページ～37ページ）
		豊 留 榮 子 議員（37ページ～42ページ）
		立 石 幸 徳 議員（42ページ～52ページ）
		清 水 和 弘 議員（52ページ～62ページ）
		沖 園 強 議員（62ページ～71ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
原 田 博 明 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事
丸 山 屋 敏 教育長
満 枝 賢 治 学校教育課長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
川 崎 満 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
田 中 義 文 健康課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課参事
水 流 敏 幸 監査委員
新屋敷 増 水産商工課参事
田 中 幸 喜 総務課参事
官 原 司 教委総務課長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番眞茅弘美議員、2番豊留榮子議員、3番立石幸徳議員、4番清水和弘議員、5番沖園強議員、6番禰占通男議員、7番城森史明議員、8番東君子議員の順に行います。

まず、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 令和2年も残り1か月となりました。今年は、新型コロナウイルス感染症により生活様式がさま変わりしました。初めは慣れないマスク生活も生活習慣の一部となり、まだまだこれからも手放せそうにありません。

そして、4月には国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると緊急事態宣言が発令されました。本市においても小中学校が休校になり、市民に外出の自粛や感染防止に必要な協力を要請しました。7月には10名の感染者が確認されましたが、その後は感染者も確認されず、経済も少しずつですが改善しつつありました。

しかし、また全国的に第3波の到来と言われています。本市でも先月末に1人の感染者が確認されました。今後は、これまでの経験を生かして気を緩めることなく、自己防衛が大事だと思います。

差別や誹謗中傷は、結局、隠蔽などにつながります。結果として、地域全体の感染リスクを上げます。いつ、誰が感染しても医療や関係者を信じ、思いやりの心で自己防衛に専念していただきたいと思います。そして、1日でも早い終息を祈り、来年は一つでも明るいニュースが届くことを願っております。

それでは、私の質問に入らせていただきます。最初に、ヤンバルトサカヤスデ対策について聞いてまいります。

今年も本市においてたくさんのヤスデが発生しております。本市のヤスデ発生の現状と取組をお尋ねします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ヤンバルトサカヤスデについては、本市では平成15年に発生が確認され、令和2年度10月現在、県内25市町村で発生が確認されております。

鹿児島県におきましても、発生しているヤンバルトサカヤスデの蔓延防止と駆除対策等を総合的に推進するため、鹿児島県ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会が設置され、生態研究、発生状況及び対策、調査報告も行われるなど蔓延防止と駆除対策等が各市町村で図られております。

本市におきましても、昨年に引き続き市内全域でヤンバルトサカヤスデが大量発生しており、蔓延防止と駆除対策を行っております。また、本市としましても個人負担軽減のため、本年度より個人が購入するヤスデ薬剤の購入補助を拡充し、2分の1以内の額を補助しているところです。現状の取組については、市民生活課参事が答弁いたします。

○日渡輝明市民生活課参事 本市での取組として、道路等の公共的部分については、生活環境保全事業により、蔓延防止及び駆除のため薬剤散布を実施しております。

駆除相談が寄せられた地域や薬剤を購入された方々の地域を職員で確認し、委託している業者に対応の指示を行っております。委託業者の作業員につきましても、定期的に巡視を行い、ヤスデの発生状況を確認しながら、薬剤の散布を行うなど蔓延防止に努めております。

民有地については、原則として個人で薬剤散布をお願いしており、その薬剤については市民生活課環境整備係であっせんしており、今年度から購入数の制限をなくしたことや薬剤費の購入補助を市で行い、2分の1以内の額で補助を行っているところです。

○2番眞茅弘美議員 現在、担当課で販売している薬剤は、今もございましたけども当初予算で拡充していただきまして半額で販売していると思います。

その薬剤は何キロ入りで販売していますか。お値段のほうはお幾らでしょうか。そして、その薬剤はどのような効果がありますか。

○日渡輝明市民生活課参事 本市で取り扱っている薬剤については2種類あり、ノックダウンダスター1袋3キログラムの薬剤が1,375円で、そのうち680円を市が補助し、695円を個人が負担しております。もう一つの薬剤が、虫コロパーという製品で1袋3キログラム1,320円、660円が市の補助、660円が個人負担となっております。

薬剤の成分がどのような効果があるものなのかというお尋ねでございますが、2種類とも効果は同じような製品になりますが、虫コロパーはさらさらしており、草むらに散布できる薬剤で、ノックダウンダスターは少し粘りがあり、ブロック塀などにも散布できるなど汎用性が高い製品であり、本市においてはノックダウンダスターの購入が多くなっております。

ヤンバルトサカヤスデは、繁殖力が高くおびただしい数で集団移動を行うため、通り道に薬剤を散布することで駆除効果が発揮される製品になります。誘引効果がある製品も販売されておりますが、本市で取り扱っている製品については誘引効果のない製品を使用、あっせんをしております。

○2番眞茅弘美議員 詳しい説明ありがとうございます。

今年から無制限に販売してくださるということで、市民の方も大変喜んでおります。

そしてですね、公道については委託で薬剤散布していただいておりますが、市民から要望があった場合は地区道、里道も散布していただけますか。

特に大まかな発生箇所が山際とか河川からのようなんですけども、その薬剤散布を頼まれた場合にですね、ある程度その要望に沿うことができるように散布はしていただけるのでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 薬剤散布につきましては、基本的には道路等の公共的部分に蔓延防止及び駆除のため薬剤散布を実施しておりますが、地区道、里道などの部分についても、蔓延防止の効果が図られると判断される場合についても薬剤散布を行い対策を講じているところです。

○2番眞茅弘美議員 それでは、基本的には公道のみの散布ですけど、発生状況を見ながら地区道などにも散布していただけるということですね。

しかしですね、薬剤散布も様々問題がございまして、よく市民の方から聞くんですけども、ペットに影響があるとかですね、畑に影響するとかいう理由で散布しないでくれっていう方も中にはいらっしゃるようです。

それですね、今後具体的な対策はないかということなんですけども、本市としまして各家庭に半額助成で無制限に薬剤を販売して、それで大量発生している箇所や要望があれば、一定の範囲ですが薬剤散布もしていただけているということです。

しかし、本市も広い範囲ですので、なかなかヤスデ発生箇所全てというわけにはいきません。そこで、例えば公民館ごとに要請があれば行政とタイアップしてできる取組はないのかなと思います。3月議会でも、同僚議員から山際など一部の人が御苦労されている現状や蔓延防止に対する取組を要望されていたかと記憶します。

本当に大量に発生している民有地についてはひどいものです。あるお宅では片づけしても切りがないと、土間に死骸をそのまま放置していました。もう足の踏み場もない状態でした。

発生場所や住民への理解など、地元の方、そこに住んでいる人が一番状況を把握していると思いますので、公民館ごとに何か助成はできないでしょうか、いかがでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデは、外来生物のため天敵もないことから勢いよく繁殖していきます。根絶は難しいものの、餌となる落ち葉などが発生源となり、日当たりの悪い場所を好むことから地域ぐるみで雑草の伐採を徹底し、日当たりをよくするなど生息しに

くい環境をつくることも必要かと思えます。

議員からありました公民館に対する助成の件でございますが、山際の対策を図る観点からも駆除については、市が行う公共的部分と公民館主体で行う民有地を同時駆除することで、より効果的な駆除が行えると考えます。現在、庁内で検討を行っておりますが、具体的には電動噴霧器の貸出しと散布のための薬剤を公民館へ支給することを考えております。自治公民館とも連携を図りながら、自主駆除を促進し、官民一体となった駆除を行う体制整備を図りたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。農家の方に国が進めている収入保険制度についてお聞きします。

今年は、コロナ感染症による影響で価格の安価や悪天候により不作となり、大幅な収入減少となりました。また、カンショ農家も基腐病の発生で被害面積が広く、驚くことに6割減収、そして中には赤字の農家もあるようです。

今年は、今話したような理由から、国からの補助金もあり大半の農家は何とかやりくりが出来るかなという状況だと思いますが、コロナ感染症の終息は先を見通せず、不安は続くばかりです。

そこで、令和元年に始まった収入保険制度ですが、来年度に向けた今年度の加入状況を品目ごとに教えてください。それから、来年度加入される方の申請期限もお願いします。

○原田博明農政課長 収入保険制度は、全ての農作物を対象に自然災害による収量減少、価格低下などをはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償するため、平成31年1月から始まりました。

新型コロナウイルス感染症の影響やサツマイモ基腐病等の影響で減収した農家に対しては、高収益作物次期作支援交付金、かんしょ重要病害虫被害対策事業など、次期作対策での説明会の中で南薩農業共済組合の職員が詳しく説明したほか、農家への戸別訪問等でも加入促進を図っています。

令和3年度に向けての加入状況は、11月19日、事業実施主体である南薩農業共済組合への聞き取りによりますと、果樹農家1名、花卉農家1名、野菜農家3名、カンショ農家11名、お茶農家7名の計23名の個人、法人が加入しています。

通常では11月までの加入期限になるということですが、12月末まで延長して加入促進を図っているということです。

○2番眞茅弘美議員 申請期限を延ばしていただいているのは大変ありがたいです。

それでは、収入が減少した場合に、いかなる理由でも支払われるのでしょうか。例えば自然災害はもちろん、市場価格の下落、そして今年のような予期せぬコロナ感染症によるものや基腐病なども該当しますか。

それと、コロナ感染症の影響で減収した農家に対して特例があると聞いていますが、どのような特例でしょうか。

○原田博明農政課長 収入保険の支払われる対象は、自然災害での減収、市場価格の下落、災害での作付不能、病気等での収穫不能、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故、輸出したが為替変動で大損したなど様々なリスクによる収入減少を補償します。ただし、捨て売りや意図的な安売り、経営計画縮小など大幅な変更、離農した場合、これらに対しては対象外となります。

今回、農林水産省は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年の収入が減少した場合であっても、翌年の過去5年間の平均収入が基本になる基準収入に影響しない特例を設けました。具体的には、2016年から2019年までの収入を用いて2020年の単位面積当たり収入を調整し、過去5年間の平均収入を補正するというものでございます。

例えば2016年から2019年までの収入がそれぞれ1,000万円、2020年が新型コロナの影響で500万円になった場合に、本来900万円となる2021年の基準収入を特例として1,000万円にするとい

うものでございます。先ほどから説明していますように、あくまでも新型コロナウイルスの影響で減収した場合に適用するという制度でございます。

支給される保険の割合を掛金で調整するなどの制度もありますので、南薩農業共済組合ともよく相談して加入していただくように、現在勧めているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 コロナ感染症により大きく減収した農家についてはですね、大変有り難い特例だと思います。

それですね、収入保険制度は掛金が保険部分と積立て部分に分かれていますが、保険部分に対して本市の助成があると思います。その内容を教えてください。

○原田博明農政課長 まず、収入保険制度の内容について説明いたします。

対象者は、青色申告を行い経営管理を適切に行っている個人、法人である農業者となっております。過去5年間の平均収入から基準収入を設定して、保険期間の収入が9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補償します。

例えば1,000万円の基準収入であって、保険期間の収入が800万円になった場合、1,000万円の9割の900万円と収入額800万円の差額100万円の9割90万円の補償となります。

保険の掛金として、掛け捨て保険方式（保険金）と積立保険方式（特約補填金）の組合せで補填することとなっております。保険方式の保険料は国が50%、積立方式は75%の補助があるなど、大変有利な保険制度となっております。

市が助成する収入保険制度加入助成事業補助金については、令和元年度に創設した助成制度で5年間の期間としています。掛け捨て保険方式と積立金のうち、掛け捨て保険方式の保険料額に対して、補助率は1年目が2分の1、上限16万円、2年目から3年目につきましては3分の1、上限10万円となっております。3年間助成するものでございます。

例といたしまして、基準収入額が2,500万円の場合、掛け捨て保険の保険料が19万4,000円になりますので、1年目は9万7,000円、2年目から3年目につきましては6万5,000円の助成額となります。

この助成制度につきましては、南薩農業共済組合管内の7市において同様の内容で実施しております。

○2番眞茅弘美議員 このような大変な状況の中に、新たに保険に加入して支払っていくのはとても大変です。こういう大変な時期に1年目の半額助成、2年目、3年目は3分の1と補助率は下がりますが、大変助かると思います。

それと、この助成は、令和元年から有効期間を限定した5年間の限時法と聞いています、今も課長からございましたが。その5年なんですけども、延長の予定はございませんか。今年は予期せぬコロナ感染症や基腐病の影響で減収している農家が多いと思います。来年以降の加入を考えている方も助かると思います。何とか検討していただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

○原田博明農政課長 先ほども申しましたが、この助成制度につきましては南薩農業共済組合管内7市、同様の内容で実施しております。期間延長等につきましては、現在の農業情勢や管内7市の動向を見ながら今後検討していきたいというふうに考えております。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。よろしく願いいたします。

この収入保険制度に加入できる対象者は青色申告者が対象となっておりますが、それ以外ですね、農家に対しての収入を補償する制度は何かございますか。

青色申告は比較的大規模農家、それ以外の方は小規模に農業をされている方だと思います。しかし、どちらも同じように生活がかかっていると思いますが、何か補償する制度はございますか。

○原田博明農政課長 この収入保険制度につきましては、今議員がおっしゃるように青色申告を5年間継続している農業者を基本としております。これは、保険料の算定に基準収入を定めるこ

ととなっていることで、そういったことになっているということでございます。ただし、新たに青色申告を始めて過去1年分加入期間があれば、条件がつくものの加入ができるようになっております。

このため、青色申告をしていない農家につきましてはできるだけ青色申告を勧めていくということになっております。それ以外の農家の方につきましては、農業共済組合の任意の保険の加入による対応をしていただくということになるかというふうに考えております。

○2番眞茅弘美議員 それでは、白色申告の方も青色申告への届出をして1年待つと加入できるということですね、それか共済保険に加入する方法しか今のところはないということ。それでは、先ほど申しました掛金の助成の延長を要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次に、枕崎市身体障害者福祉協会への助成について質問いたします。

この身体障害者福祉協会は任意団体です。運営につきましては、会員の会費と市と社会福祉協議会から助成が出ているようです。

平成18年には市から19万5,000円、社協から10万円出ており、会員は148名で、会費は1,500円だったようです。その年から会員数も少しずつ少なくなり、それに伴って、市、社協の助成も減額されています。令和元年度は会員数58名、市の助成5万円、社協の助成5万円です。

主な活動は、県の身体障害者スポーツ大会、奉仕作業、会員親睦のための研修、県の身体障害者福祉大会、そして総会などです。

それですね、現在、はっきり申しまして、やりくりがぎりぎりの状況にあるようです。令和元年度で言いますと、決算時には少しは残っていたようなんですけども、6月の会費の入金があるまでにですね、現金がマイナスになっているようです。

そこで、平成27年に7万5,000円から5万円に減額された理由を教えてください。

○山口英雄福祉課長 地方自治法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助ができるというふうにされておりまして、市といたしましては枕崎市身体障害者福祉協会の組織の充実と障害者の福祉の増進を図る観点から、同協会に対し補助を実施しているところでございます。

なお、補助金の削減につきましては、ただいま質問者が言われたとおりでございますけれども、平成26年度が7万5,000円という額でございましたが、平成27年度以降は5万円というふうにさせていただいております。

その理由につきましては、各年度における繰越金の状況を勘案して削減したものでございます。

○2番眞茅弘美議員 確かに、その頃は残金も余裕があるぐらい残っているようです。そして、ちょうど平成26年に会員数も100名を下回り、どんどん減少してきていまして、会としましても会費を下げると入会が増えるのではないかと1,500円から1,000円に下げたようなんですね。それも重なってか、その頃から急激に残金が少なくなってきたようです。

そこで、現在、本市に身体障害者は何名いらっしゃいますか。そして、この身体障害者福祉協会の勧誘といいますか、紹介はどのようにされておりますか。

○山口英雄福祉課長 現在の本市におけます身体障害者の数ということでございますが、身体障害者手帳をお持ちの方で申しますと、約1,300人です。

それから、総会の状況につきましては、いろいろな各種団体によりまして、総会の運営とかというのは決定されておりますので、その中で所管の福祉課のほうに出席を依頼される場合もありますが、身体障害者福祉協会の場合につきましては御自分たち会員で総会を実施していらっしゃいますので、特に福祉課のほうで出席しているという状況ではございません。

○2番眞茅弘美議員 福祉課のほうで出席とかそういうことではなくて、この身体障害者協会のほうの会員の募集ですね、その紹介っていいですか、それはどのようにされておりますか。

○山口英雄福祉課長 失礼いたしました。

身体障害者福祉協会につきましては、先ほど質問者が言われたとおり平成25年には107人の会員数でしたが、令和元年度では58人というふうに半分程度に減少しております。

こういった状況の中、市の福祉課といたしましても窓口に来られた身体障害者の方々に加入の勧誘とかですね、お声はかけているんですけども、なかなか強制できるものではございませんので加入に至ってない状況かと思えます。

私どもといたしましても、身体障害者福祉協会の加入者数が増えて活動が活発になって交流とかですね、そういったものが盛んになることを望んでおりますので、今後、また加入促進のためのPRの取組については検討させていただきたいと思えます。

○2番眞茅弘美議員 加入の問題は、なかなか先ほども申しましたように強制というわけにはいきませんので、難しいところがあると思えます。

この協会は、聞きましたところ視覚障害者、聴覚障害者、心臓とか腎臓などの内部疾患の障害者の方が多く、また高齢化しているようです。

運営側も、運営が大変だからそれでは助成を増やしてくださいというのではなく、いろいろと切り詰めて、収益のために設置しています自動販売機もこれまで2台設置でしたが、昨年1台増やして現在3台目を片平山公園に設置してあります。そのように収益のためにも努力をされています。

しかし、自動販売機は収入が不安定ですし、この協会の行事も前半に計画されているものもございまして、6月の会費納入までは個人の現金を借りて運営をしているのが現状のようです。身体障害者福祉協会では、同じ障害をお持ちの方同士で参加する行事を楽しみに活動されております。会員が個人の尊厳を保持しつつ活動に支障が出ないように、何とか助成の増額を検討していただけないでしょうか。

○山口英雄福祉課長 身体障害者福祉協会のここ数年の活動状況を見てみますと、内容的にはほぼ毎年同様な活動をしていらっしゃるようでございます。令和元年度の決算状況を見てみますと、収入額が約36万3,000円で支出額が約32万1,000円というようなことで、この決算額を見れば収支バランスが取れているというような状況かと思えます。

ただ、今質問者が言われたとおり、会員数の減少に伴い年々会費収入が減少しております。そういった中で、収入確保策として自動販売機の設置台数を増やし、今3台にしていらっしゃるって収入を確保していると。こういった努力によって活動を維持できているという状況もうかがえますので、協会とも協議しながら補助金増額の必要性について検討をしたいというふうに思えます。

○2番眞茅弘美議員 ありがとうございます。会員の方と話をされて検討のほう、どうかよろしくをお願いします。

次に、最後の質問です。

2011年3月11日、まだ記憶に新しい東日本大震災が起きました。この地震による津波で福島第一原子力発電所が飲み込まれました。

原子力発電は、発電コストが安くCO₂もほとんど排出しないため、環境に優しい発電方法として日本の電力を支えてきた原子力発電ですが、一方で、発電の結果生み出される高レベルの放射性廃棄物が相当量発生しているとされています。

この高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定をめぐり、経済産業省は11月17日、北海道の寿都町、神恵内村での文献調査の実施に向けた事業計画を認可しました。

調査期間は2年で、両町村にはそれぞれ最大20億円が交付されます。文献調査が実施されるのは全国でも初めてです。その一方で、これまでに県内で12市町村が核の受入れ拒否の条例を制定しています。

国が2017年に公表した高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する科学的特性マップにより輸送面が好ましいとされ、警戒感が広がり、北海道、岩手で3市町、鹿児島県でも5市町が核ごみ

の持込みを規制したり、最終処分場を拒否したりするとした条例が制定されております。本市もこの科学的特性マップで輸送面が好ましいと位置づけられております。

そこで、現在及び将来にわたって市民の生命と生活、また自然環境を守るのが責務と考えます。そして、本市は全国的にもカツオのまち枕崎と知れわたり、基幹産業である農業、漁業も盛んです。そこで、核ごみの受入れについて、市長の見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 質問者からありましたように、当然、高レベル放射性廃棄物の処分、これは世界共通の課題であるというふうに認識しております。

我が国においても、これまでの原子力発電に伴い、既に高レベル放射性廃棄物が存在していること、これはもう厳然たる事実であって、その最終処分については国としては当然避けて通ることができない課題であるというふうに考えております。

ただし、私の考えといたしましては、本市において最終処分場の建設に向けた動き、そういうことを行う考えは全くございません。

持込みの禁止等の条例を制定するというところについても同様に、今のところは考えていないというところではあります。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○14番豊留榮子議員 私は、年末を控えてさらに市民を恐怖に巻き込もうとしている新型コロナウイルス感染症対策について質問してまいります。

新型コロナの特徴は、無症状の感染者を通じて感染が広がっていくことがあるといます。また、発熱などの症状が出ている人と濃厚接触者を主な検査対象にするという今までのやり方ではなく、無症状の感染者を把握して保護することも含めた積極的な検査をすることが今から必要だと思います。

本市としてもコロナ感染拡大防止の最重要課題として、検査と医療をさらに拡充することが必要ではないかと思っております。

まず、市長にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 これから寒さが厳しくなるにつれ、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されます。これらの疾患は、症状により区別することが困難でありますため、市民の方々も大変心配されておられることと思っております。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に再び拡大しておりまして、引き続き県内の感染状況を注視する必要もあると考えております。

このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の検査及び診療体制の整備、これは大変重要であるというふうに考えておりますし、今質問者からありましたとおりです。

これまでは、市民が発熱などの症状により感染を疑う場合は加世田保健所に相談し、必要に応じて帰国者・接触者外来でPCR検査等を実施するという流れとなっておりました。これが11月からは、診療・検査医療機関として県に登録したかかりつけ医は、保健所を経由することなく診療や検査を実施することが可能となりました。

市内においても、本市医師会の御協力により、多くの医療機関が診療・検査医療機関に登録していただいたことから、同時流行に備えた検査及び診療体制が整備されたと考えております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を強化し、市民が安心して暮らせるよう努めてまいります。詳細につきまして、担当課長から御説明いたします。

○田中義文健康課長 本市では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、本年7月28日付で本市医師会に対し、新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充と入院施設の確保について要望書を提出いたしました。

その後、9月4日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県に対し、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について事務連絡が発出され、季節性インフルエンザの流行に備え、10月中を目途に多くの医療機関で発熱患者等の相談・診療・検査ができる体制の整備を求めておりました。

9月9日には加世田保健所主催で、本市医師会会員を対象にした検査体制拡充に向けた説明会が開催されました。本市からも市長が出席し、改めて検査体制拡充等について医師会の協力を要請いたしました。

その結果、多くの医療機関で検査や診療に対応できることとなりましたが、医療機関名については、現在のところ非公表とされておりますので公表できないところでございます。

このように検査体制等が整ったことにより、市民が発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医に電話で連絡していただきますと、当該かかりつけ医で検査や診療が可能な場合は、時間を調整した上で受診していただくこととなります。当該かかりつけ医で検査や診療の対応ができない場合は、それらが可能な医療機関を紹介することとなっております。いずれにしても、発熱等の症状がある場合、かかりつけ医に連絡していただきたいと考えているところでございます。

○14番豊留榮子議員 今、年末年始を迎えてですね、ふるさとに帰ってきたいという方々がたくさんいらっしゃるんですね。

今回は、本市は成人式もいつもどおりやるということで、帰ってくるのを楽しみにしている御両親であったり、おばあちゃんであったり、そういう方たちの声を聞くんですね。

すると、本人も心配だけれど帰ってくるっていうけれども、今度は地域の方たちを見ると、やっぱり自分たちもそうですけれども、もしもということがあるというふうに、近所の方が怖がるんじゃないとか、そういう心配もされるんですね。

ですから、帰ってくる前に向こうでPCR検査を受けるというふうになると、本市だと2万円ぐらいで半額を市が補助してくれるんですかね。都会の場合はもっと、その倍ぐらいする。地域によって違うっていうんですね。

そういう場合は、成人式を迎える方に対しては、その補助はどうなっているんでしょうか。

○田中義文健康課長 おっしゃるとおり、年末を控えまして、今後帰省する前に検査を受けてから帰省したいという方もおられると思います。ただいまありましたように、成人式を前に検査を受けてから成人式に出席をしたいという方もおられると思います。

現在のところですね、成人式に出席される方につきましては補助がありますが、昨日の議会でも答弁いたしましたように、市民の皆様につきましてはPCRの自費検査についての助成を1万円実施するというのも議決をいただいたところで、本日からスタートしているところでございます。ただ、市外の住民の方が県外等で検査を受けられて帰ってこられるという部分につきましては、現在のところでは補助というものはありませんので、自費でしていただくしかないというふうに考えているところでございます。

○14番豊留榮子議員 なかなかコロナに対するものはお金のかかることで、大変なこととは思いますが、何とかみんなが安心してふるさとで新年を迎えることができるような、そんな体制を取っていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

今、深刻なコロナによる企業の倒産と廃業が急増している中で、民間信用調査機関、東京商工リサーチの集計によりますと、今年2月以降、10月までにコロナの影響で経営破綻に陥った企業は、負債総額1,000万円以上のものだけでも646件となっているようです。

7月から8月まではやや減少したものの、9月以降は再び増加して10月は105件と最高になり、コロナの影響は今後さらに強まるおそれがあるといえます。

東京商工リサーチが行ったこのアンケート調査によると、企業の7.5%がコロナ禍が長引いた場合には廃業を検討する可能性があるという回答しているようです。

こうした中で、雇用と事業をしっかりと維持して地域経済を活性化し、持続可能にしていく対策が必要ではないかと考えますが、本市の対応策をお聞かせください。

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症による本市の企業、事業者への影響につきましては、本市基幹産業のかつおぶし製造業をはじめ農業、漁業、小売業、飲食・宿泊業、サービス業など幅広い業種において、移動や活動の自粛、消費の低迷により、厳しい経営状況が続いており、本市経済にも大きな影を落としているところでございます。

このような中で、雇用の維持と事業の継続を最優先課題として捉え、市民の日常生活を守る、事業活動を支えて地域経済を守ることを第一に考え、まず最初に取り組んだのが雇用維持のための国の雇用調整助成金の有効活用を目的に、その申請費用を補助する雇用調整助成金申請費支援事業及び雇用維持等支援事業、事業者の事業継続を後押しするために固定費のうちの家賃等に係る費用を支援する中小企業等事業継続支援事業に取り組み、市内での感染が確認されました7月以降は事業者応援資金として、売上げが15%以上減少した事業者に対して15万円を給付する事業者応援資金事業などで雇用の維持、事業の継続のための支援に努め、現在多くの事業者が同事業を活用していただいているところでございます。

今後につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えまして、感染対策と新しい生活様式に関する事業にも取り組んで、アフターコロナ新しい価値づくりに関する事業の準備も進めてきております。

まだまだ感染が拡大している状況ではありますが、感染終息後の反動需要の取り込み、そして地域内消費の回復による地域経済の再生、この辺をしっかりと図って行って持続可能な地域社会の構築、これをしっかりと努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 雇用調整助成金申請費支援事業につきましては現在20万円を上限に補助しておりますが、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間が、引き続き雇用への影響があるということで今年12月まで再延長されたことに伴い、本市の支援事業も期間延長、申請費の補助も10万円上乘せし、上限額を30万円とすることとして今議会に提案してあります。

事業者応援資金につきましても、新型コロナウイルス感染症の流行の第3波が来ているのではないかと状況にありまして、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えず、業種によっては需要低迷、販売不振などで事業継続に影響がある事業者が引き続き出ていることなどから、今後の事業者に与える影響を鑑みまして、売上げの減少の対象月を12月まで延長することとしました。

また、地域内消費を促す支援策としまして、グルメ・宿泊クーポン4,000円分を3,000円で販売する「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業については、8月初旬に総合体育館、商工会議所で第1回目、第1弾の3,000セットの販売を行い、2回目の販売につきましても、今月5日、6日、土曜日、日曜日に予定し、商工会議所青年部のほうでその準備を進めているところでございます。

10月初旬には、プレミアム付商品券を1万セット販売いたしましたでしたが、来年2月、3月あたりに1万セットを再度発行いたしたく今議会に提案してあります。

8月にグルメクーポン、10月にプレミアム付商品券、そして12月に2回目のグルメクーポン、また予定ではありますが、2月以降に2回目のプレミアム付商品券を発行することで切れ目なく地域内消費を促し、域内経済の循環を図ってまいりたいと考えております。

また、アフターコロナを見据えた、感染症収束後に備えた取組としまして、地域産品などの枕崎ブランド価値の認知度を高め、その価値を継続的に向上させていくことにより、地域の持つポテンシャルの付加価値を高め、生産性の向上につながるるとともに、ひいては持続可能な地域社会の構築に資する取組として「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR実施事業を、効果的に着実に実施してまいりたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 市がいろいろな救援策に取り組んでいるのはよく分かるんですが、それをぜひ市民みんなに分かるようなお知らせといいますか、気軽に市民が相談に来れるようなそういう体制をぜひ取ってほしいと思うところです。

次の質問に行きます。

子供たちもコロナの影響を受けてストレスを抱えていることと思います。これから先、未来を担う大事な子供たちが安心して学べるような保障と生活を支えるための支援ということをどのように考えているのかお尋ねします。

○山口英雄福祉課長 私のほうからは、まず経済的な支援という関係で答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた子育て世帯の生活を支えるための経済的な支援策といたしましては、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を支給する令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金や、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の加算及び追加給付からなります低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金といった支援策のほか、子育て世帯には限りませんが、1人につき10万円を支給する特別定額給付金、こういった各種給付金など国の施策等を活用した各種の経済的支援を実施してきたところでございます。

また、本年8月の令和2年第5回臨時会で議決をいただきました枕崎市一般会計補正予算（第6号）におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、本年4月28日以降に生まれた子供の保護者であって本市に住所を有する方に対しまして、新生児1人につき5万円分の商品券を交付する枕崎市新生児への臨時給付金給付事業を本市独自の事業として実施してきたところでございます。

今後におきましても、国県の施策を活用した支援等を実施していきたいというふうに考えております。

○満枝賢治学校教育課長 子供たちが安心して学ぶための学校における新型コロナウイルス感染症対策についてですが、9月議会でも答弁しましたとおり、各学校においては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、手洗いの徹底、共有する器具・用具の消毒、学習する際のマスク着用、教室の換気の徹底など継続して実践しています。

新型コロナウイルス感染症は依然として全国的に拡大しており、本県においても毎日のように感染者が確認されています。教育委員会としましては、本市での発生を防ぐために、11月20日に通知文、新型コロナウイルス感染症の予防の徹底についてを発出し、学校内外の感染防止について児童生徒及び保護者、教職員に注意を喚起したところです。

これまで教育委員会では、児童生徒、教職員への布製マスクの配付、非接触型体温計やアルコール消毒液などの保健衛生用品を購入し、学校へ配付して感染予防に努めてきました。9月には、枕崎ライオンズクラブから、市に対して消毒液と消毒液オートディスペンサーの寄贈がありましたが、市内全ての学校に配付、設置し、感染予防に活用しています。

また、9月議会で御承認いただきました小・中学校保健特別対策事業、学びの保障のための教育体制整備事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業にも取り組み、新型コロナウイルス感染症対策及び児童生徒の学習保障に努めています。

小・中学校保健特別対策事業では、各学校において感染対策を目的に使用するサーキュレーターや大型扇風機、空気清浄機、エアコンなどの備品を整備したり、手洗い液や消毒液、マスクなどの消耗品を購入したりしています。

学びの保障のための教育体制整備事業では、指導方法改善加配教員が配置されていない学校に学習指導員を配置しました。授業に入って学級担任や教科担任を補助することにより、個に応じた学習指導がさらに図られるようになりました。

スクール・サポート・スタッフは、今回、未配置校の全てに配置しました。これまで担任が行っていた印刷業務、校舎内外や教室掲示、校内の消毒や換気等をスクール・サポート・スタッフが行うようになり、学級担任、教科担任が授業に、より集中して取り組めるようになりました。

今後も各学校における感染防止対策を徹底し、安心して学習できるよう努めてまいります。

○14番 豊留榮子議員 子供たちが本当に元気で新年を迎えられるよう本当に願っております。

次に、農業の存続について質問していきます。

カンショ基腐病や気温の変動、さらに台風10号による被害などで農家の収入が激減し、これから先、農業を続けていくことはできないという声を聞きますが、農業を支える支援策をお聞きします。

○原田博明農政課長 今年は新型コロナウイルスの影響や病害虫被害、天候不良、台風・豪雨による自然災害など農家にとっては大変厳しい年となっています。ほとんどの作物で価格低迷や作柄不良による収入の減少が見られています。

このため、国は新型コロナウイルス対策として、高収益作物次期作支援交付金を創設し支援を行っています。また、カンショの病害虫被害対策として、かんしょ重要病害虫被害対策事業での支援を行うこととなっています。これらの事業を活用して次期作も継続して農業に取り組めるように農家の皆さんに説明をしているところでございます。

○14番 豊留榮子議員 個々の農家にお知らせをしていることと思えますけれども、現在この支援を申請した農家っていうのは何件ぐらいあるんですか。

○原田博明農政課長 現在、先週からかんしょ重要病害虫対策事業につきましては説明会を開いて、先週土日も窓口を開いて対応しております。今週の4日までを申請期限としていますので、まだ受付の途中でございますので、申請の件数につきましては報告できないところでございます。

また、高収益作物次期作支援事業につきましても、今回、運用の見直しがありました。その運用の見直しの説明と、それから追加措置もされましたので、その説明を今週から農家の方たちに説明をしていって、今月いっぱい取りまとめる予定でございます。そのため、現在のところはまだ正確な件数につきましては報告できないところでございます。

○14番 豊留榮子議員 次に、有害鳥獣による被害ですね、これが今拡大しているようなんです。

今後の農業を存続させるためにも猟友会の活動は欠かせないと思うんですけれども、本市は有害鳥獣対策をどのように考えているのかお尋ねします。

○原田博明農政課長 野生鳥獣による農作物の被害につきましては、全国的に広がりを見せております。全国的には毎年200億円を超える被害が報告されています。

このような被害は直接的な被害だけではなく、農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地の引き金となるなど深刻な問題でございます。

本市においても、令和元年度で245万8,000円の被害が報告されており、そのほとんどがイノシシ、アナグマ、ヒヨドリなどによる被害となっています。

作物別では、イノシシ、アナグマによる被害が稲、飼料作物、豆類、芋類となっており、ヒヨドリの被害が果樹、豆類となっています。

捕獲数につきましては、イノシシが平成30年度96頭、令和元年度148頭、令和2年度10月末で174頭、タヌキ・アナグマが平成30年度109頭、令和元年度130頭、令和2年度10月末で151頭、

カラスが平成30年度124羽、令和元年度223羽、令和2年度10月末で118羽となっています。イノシシ、アナグマの捕獲数は年々増加しておりますが、個体数も増えていると予想されていますので、なかなか被害が減らないのが現状でございます。

○14番豊留榮子議員 相当な被害ですね。私がお聞きしたいのは猟友会ですね、これの存続ということを今聞きますと、高齢化にもなってきているということで若い人が入ってこないということをお聞きですね。猟友会自体がもういつまで続けられるか分からないというような声も聞かれますけれども、猟友会がなくなってしまうたら、それこそ枕崎の畑は荒れ放題になってしまうのかなと思うんですけれども、猟友会に対してはどのような考えをお持ちでしょうか。

○原田博明農政課長 有害鳥獣被害対策の中心的な役割を果たしていただいているのが、枕崎市猟友会の会員の皆さんでございます。

狩猟期間については、通常の野生動物が毎年11月15日から翌年2月15日、イノシシ、シカ等につきましては、毎年11月1日から翌年3月15日までとなっていますので、この狩猟期間に入らない時期において、有害鳥獣捕獲指示を交付し、捕獲活動に協力をいただいているところでございます。

猟友会の会員数は、本年9月末現在で31名となっています。第一種銃猟の免許を持っている方が10名、わな猟の免許を持っている方が28名、両方の免許を持っている方が7名となっています。

猟友会の会員も高齢化等で減少傾向にあります。特に第一種銃猟の免許取得者が減っていますが、最近ではわな猟の免許取得者が少しずつ増えておりまして、猟友会に加入している方も出てきているところでございます。

わな猟免許初心者講習会の受講補助として、県が5,000円、市が5,000円、計1万円の補助をするなど、わな猟免許者を増やし猟友会会員の増加を後押ししているところでございます。

○14番豊留榮子議員 なかなかこの枕崎の経済を担っている農業は、本当にみんなが安心して農業をやっていけるというふうな体制をぜひつくっていただきたいと思いますので、猟友会に対する支援とか農家の方たちへの支援策も十分に検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午後1時7分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

今、我が国の国家財政はどのようになっているのでしょうか。国の令和2年度一般会計当初予算は約102兆6,000億円でありました。その後、2回の補正を実施、6月12日成立した第2次補正予算約160兆2,600億円で、およそ58兆円の増加となっております。税収の当初見込みは約63兆円でありましたので、税収不足を埋めるための国債発行額は約90兆1,000億円であります。

現時点での令和2年度末の普通国債の累積残高は約964兆円に上ると見込まれます。これは、赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たり約769万円、4人家族で約3,076万円の債務——借金となります。

しかしながら、これで終わりではありません。国債発行はまだまだ続きます。政府は、今年度中に数十兆円規模の第3次補正予算と来年度当初予算の15か月予算を次の通常国会で成立させる動きとなっております。

来年度予算についても節約や無駄を排する取組は見えず、来年度一般会計予算の概算要求総額

は105兆円を超え、3年連続で過去最大を更新する動きとなっております。

コロナ禍の国民生活をどうやって維持するのか。命と暮らしを守るため理解しなければならないところもありますが、国家予算について例年以上に厳しいチェックがなされなければならないと考えます。

企業、会社のコロナ倒産ばかりか、倒産同様の状態にある自治体も予想されます。財政健全化を言うことすらはばかれる状況の中、しっかりとした財政見通しを立て、次の世代にツケを回すことのないよう対応していかなければなりません。来年度の地方財政運営についても厳しい課題が出されております。

地方の一般財源総額の確保はできるのか。去る9月30日、総務省が公表した令和3年度の地方財政の課題と令和3年度地方交付税の概算要求を本市としてどのように受け止めているのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 お尋ねの令和3年度地方財政の課題と令和3年度地方交付税の概算要求の資料については、例年、国の概算要求の締切りに合わせて総務省から公表されており、今年度は新型コロナウイルス感染症の対応等の影響で、例年より1か月遅れで出されていると認識しております。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立などの地方財政の課題が記載されており、取り組んでいかなければならない課題は多いところですが、国、地方を通じて税收が減少する見込みである中、前年度と同水準の一般財源を確保するため、臨時財政対策債の大幅な増額により、地方財政全体として借金への依存度が高まることは避けられないのではないかと考えております。詳しくは担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司財政課長 今年度の国の予算編成の日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応等の影響で、これまでと違い、例年6月に閣議決定されておりましたが、いわゆる骨太の方針が今年度は7月に示され、例年、骨太の方針を受け7月に閣議決定されていた概算要求に当たった基本的な方針の決定が今年はありませんでした。

それに代わって、7月の閣議で概算要求の具体的な方針について財務大臣から発言があり、作業負担の軽減等を図るため、概算要求期限を9月30日まで1か月遅らせるとともに、その仕組みや手続はできるだけ簡素なものとし、新型コロナウイルス感染症の対応など緊要な経費は、別途要望を行うことができることとしております。

今回の地方財政の課題については、通常収支分について大きく3項目に分けて表記しております。

1点目の新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応等については、今年度においても感染症への対応は国費での対応を基本としつつ、地方負担が生じる場合には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により適切に財政措置が講じられているところでありまして、令和3年度においてもそのような方向性を確保していくとともに、新たな日常の実現については、国と連携した取組を地方団体でも進めていけるために財源を確保していくものと考えております。

あわせて、激甚化、頻発化している災害への対応のため、今年度までの期間となっている防災・減災、国土強靱化対策について、その期間を延長するとともに、緊急防災・減災事業債等の今年度までとされていた地方債措置についても延長が図られ、地方創生推進についても財源確保が図られるものと考えております。

2点目の地方の一般財源総額の確保については、平成30年の骨太の方針で示されております新経済・財政再生計画において、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度までの3か年の基盤強化期間の一般財源総額は、平成30年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を

確保することとされていることを踏まえまして、地方交付税も含めた一般財源を適切に確保するということが併せ、昨年度と同様の主旨の表記になっておりますので、これは尊重されるものと考えております。

3点目の次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化については、地方が持続可能な財政運営を確保していくためには、地方財政計画や交付税算定を通じた財源の確保が不可欠であるわけですが、地方自体においても、記載されているように、財政効率化や住民サービスの向上に向けて自治体デジタルトランスフォーメーション等を通じた次世代型行政サービスの推進や公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進をはじめとする財政マネジメントの強化の取組を継続的に行っていく必要があると考えております。

また、令和3年度地方交付税の概算要求については、現時点での一定の仮定の下で機械的に積算を行った地方財政収支の仮試算を基に地方交付税等の概算要求を行っておりますが、全般的な話としては先ほどの地方財政の課題のところでありましたように、各種の課題解決を図っていくためには前年度と同水準の一般財源の確保が必要である中、国、地方を通じて税収が減少していく見込みであるということで、地方交付税の原資も減少し、地方全体での地方税も減少するので地方全体の財源不足が拡大し、3年ぶりに国と地方の折半対象財源不足額が生じることとなり、その補填は地方交付税への国の臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債発行で対応しており、現状では臨時財政対策債の大幅な伸びを含め予想どおりであると思っております。

今後、年末の地方財政対策によりまして、事項要求としております法定率の引上げやリーマンショック時に行われた別枠加算、交付税特別会計内での借入金の償還金の繰延べなど臨時財政対策債の伸びを抑制するための方策等の検討がなされ、また歳出面でも地方財政計画の歳出の見直しなど必要な一般財源を調整し、最終的に臨時財政対策債を含めた地方交付税等の総額が決定されますが、臨時財政対策債の大幅な増額により地方財政全体として借金への依存度が高まることは避けられないのではないかと考えております。

○9番立石幸徳議員 今、詳しく財政課長のほうから説明があった、この資料といいましょうか、総務省が公表した部分についてはですね、私自身も資料を入手しておりますので、資料を参照しながらお聞きしておりましたけれども、いずれにしましても地方のこの財政需要というのは増える一方、減ることはない。社会保障の面についても、これからの地方のやるべき行政の仕事からしても、この財政需要ちゅうのは減ることは決してない。しかしながら、地方税収あるいは交付税についても借金に頼らざるを得ない。

そこで、私ども枕崎市議会もですね、先般、10月1日、9月議会の最終本会議で来年度の財源確保に向けて意見書を出しております。その中で、今財政課長も言われた交付税率の引上げですね、これはこれからの年末にかけての折衝になっていくんでしょうけれども、強く要望していただきたいと思うんですね。

時間の関係もありますので、次の項目に入っていきますけれども、本市においてもこういった国あるいは県の動きを把握しながら、毎年度、大体11月初旬までにですね、来年度予算編成方針を策定し、各課に対し方針の説明会が実施されていると思います。これが来年度に向かったの財政上の作業のスタートということになるわけなんですけれども、本年度も来年度に向けて予算編成方針がつくられていると思うんですが、その内容はどういうふうになっているのかですね。

そして、今回、特にですね、このコロナ関連の予算計上について市民あるいは議会ももちろんですけども、分かりやすく例年の通常予算の費目ごとの推移がですね、コロナ関係予算もぶっ込みになると何がどう変わってきているのか分からない。

例えば国家予算にしても、交付税にしても、通常分とかつての東日本大震災分は分けていろいろ会計上取り扱っているわけなんです。ですから、その辺のところにも配慮をいただきたいと思うんですが、以上2点、この予算編成方針について、できるだけ簡潔に説明をいただきたいと

思います。

○佐藤祐司財政課長 ただいま申し上げました骨太の方針2020や国等の概算要求等に基づきまして本市の予算編成方針を策定したものでありますが、編成方針本文では、まず現在の経済情勢や国県の動向を記載しております。全般的に「新型コロナウイルス感染症の影響」というフレーズが多く見られるところです。

骨太の方針2020でも新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、その拡大防止・収束を進めるとともに、新たな日常の実現に向けデジタル化への集中投資など環境整備を進めていくとし、例年より遅れて出された県の要求基準でも新型コロナウイルス感染症対策の記載が見られるところです。

このような国県の予算編成の動向が、令和3年度の本市の予算編成に大きな影響を与えることは必至であるとしております。

令和3年度の本市の歳入歳出の見通しを記載した上で、予算編成の基本方針は例年とほぼ変わりませんが、本年度中に第6次総合振興計画の後期基本計画を策定することから、それを踏まえ編成すること、そしてコロナ対策の推進と新たな日常の実現に取り組んでいくことなどを追記いたしまして、行財政改革推進計画の各推進項目を踏まえた創意工夫による行財政改革の取組を推進していくものとしております。

そして、もう一点、コロナ関係の予算については分かるように記載すべきではないのかという点でございますが、コロナ関連事業の予算につきましては、令和2年度当初予算に入っていなかったので来年度当初予算に計上するとすると、全体の増減額のうち増額部分においてコロナ関連事業の与える影響というのは大きいものと考えております。

今年度におきましても、1号から10号までの補正の中で約29億円のコロナ関連事業費を計上しておりまして、その財源としては大部分が国庫支出金となっておりますが、財政調整基金繰入金を含めた一般財源も1億8,000万円程度を計上しているところです。

当初予算の予算編成につきましては、歳出は教育費とか総務費とか民生費とか、そのような目的別に計上されておりますので、全体のコロナ関連経費がどのようになっているかにつきましては、どうしても予算書では分かりにくいところでございます。

しかしながら、一般会計全体として計上した内訳としましては、例年、当初予算の説明資料として添付しております当初予算のあらましなどにおきまして、総額も含めコロナ関連事業の予算が分かるような形で表記していきたいというふうに考えております。

○9番石幸徳議員 今、財政課長のほうから確約をいただきましたのでね、私がこのコロナ関係をはっきり分かるようにと言ったのは私自信の考えでなくて、これは学識経験者の受け売りなんですけれども。

というのが、国家予算についてもですね、コロナ関係は別会計にすべきじゃないかという学識経験者がおられます。私は当然だと思うんですね。そういうことを背景にですね、2年度の決算についてもですね、そういう取組をお願いできればと思うんです。

そこで、この総務省の概算要求に当たりまして、令和3年度の地方財政収支、収入と支出のですね、地方財政収支の仮試算が実施されているんですね。

仮試算なんですけれども、その中で地方税等の令和3年度の仮試算の考えとしては、本年7月31日内閣府が試算した中長期の経済財政に関する試算による各種の指標を用いてですね、総務省はこの時点での地方税等の総額は、対前年より3兆6,000億円減少するという金額で出されております。

そして、鹿児島県においてもですね、去る10月14日、来年度の財政収支をその時点での仮試算を公表したんです。これも鹿児島県も地方交付税について国の概算要求が出されておりますので、それを受けて試算をしております。県においては、この10月14日の段階で来年度一般財源が27

億円不足すると、足りないという試算になっているんですね。

このように、国県、それから知る範囲では他市、全国市町村においても、来年度の財政収支の仮試算をされております。本市の場合、この財政収支の仮試算ちゅうのはなされているのかどうか、その辺のことについての考え方をお尋ねしておきます。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申し上げました予算編成方針におきまして、市の財政状況の見通しについてその傾向を文章で記載いたしております。数値としては記載しておりませんし、細かく試算しておりません。

文章の内容としましては、歳入面で税収へのコロナの影響、普通交付税では主要な算定基礎である国勢調査人口の減少などによりまして、財源確保は厳しいとされているのに加えまして、歳出面では義務的経費の負担が大きい状況にある中で、例年どおりの各種計画に沿った事業を行っていくとともに、コロナ対策も進めていくほか、広域で取り組む新クリーンセンターの整備に本格的に取り組むことや国、地方を通して税収減により臨時財政対策債が増えることなどで借入金が例年より増えることが予想され、将来を考えると公債費——借金返済の経費のことですが、公債費が増加することになるので、他の公共事業に対する借入金を見直すなどの影響が懸念されるというふうに記載しております。

過去には、一般財源のイメージを歳入別、歳出は性質別に表として示し、財源不足額も示していた時期もありました。しかし、その時期は平成16年度の国の三位一体の改革により地方交付税の大幅な見直し、減少が予想されていたこと、本市の財政状況も厳しく財源不足時の補填財源となり得る財政調整基金の残高も乏しいこともあり、職員給のカットも行わなければならないほど財源確保に苦慮している状況を広く周知する必要もあったことから、財源不足額が生じる状況を示し、歳出改革に取り組んでもらいたいと説明を行ってまいりました。

結果、平成16年度は特定目的基金等から年度を超えた借入れを2億円行うことで編成するほどの状況でございました。

平成22年度の予算編成方針説明会以降は、財政健全化比率等の各種比率や市債、基金の過去10年間等の推移を表やグラフで示し、非常に厳しい財政状況から少しずつ好転しつつある推移の説明を行ってきております。

○9番立石幸徳議員 文章では、いろいろその見通しを表現しているっていうことですが、平成16年にはその仮試算をしたと、今の状況っていうのは平成16年と変わらないぐらいの、あるいはそれ以上の私は大変な状況だと思いますよ。

ぜひね、市長にこの点を1点だけ聞いておきますけど、やはり数値でもってしっかりとですね、その試算をしたからそれがおかしくなったどうかうっていうより、やっぱりそれだけのいろんな情報を収集し、そして仮試算をしたということは私は何らかの、やっぱり効果、そういうものは出ると思うんです。

その数値でもって仮試算をするちゅうことで、市長はどのように思われているのか、簡潔に教えていただきたいと思えます。

○前田祝成市長 基本的には、今回の予算編成方針は今財政課長のほうから説明があったとおりの作業をしているところでございます。

確かに、数値的なものを明確にするということは重要であろうかとは思いますが、まずは現状をしっかりと、今回は文章でっていうか、言葉で説明している部分ではあるんですけど、日頃から職員に私が常に言っているのは、やっぱり状況をしっかりとそれぞれが把握してくれと。各部門ごとの状況をしっかりと把握してくれということは常に言っております。その辺りについてはですね、全体像っていうのはですね、やはりしっかりと彼らは考えてくれているんだと思います。

ただ、どうしても部門の部分最適といいますかですね、その辺りで当然予算っていうのは出てくるものだと思います。そこをですね、全体最適として我々は最終的には執行部含めてですね、

我々が調整していくっていう形がまずはベストかなというふうに思っておりますので、当面はそのような形で作業を進めさせていただいて、どうしても支障が出るようなことがあればですね、かなり厳しくそれぞれの部門の数字を詰めていく形でやろうということで、今回はこのような形を取らせていただいております。

○9番立石幸徳議員 せっかくの市長の答弁、説明ですけどね。例えばこの予算とか財政の仮試算に限らずですよ、地方創生の中でもKPI、要するに最終的には数字をどこに目標設定するか、あるいはこの財政試算においてもですね、いろんな文章表現はあるでしょう。しかし、やっぱりあくまでも仮試算ですからね、県の試算もその時点でのいろんな状況、条件を踏まえての仮試算、やっぱりそういうのは私はぜひ手がけるべきだと思います。これは要望しておきますね。

この財政収支にこだわるのはですね、先般、業界の自治関係の業界誌に京都市の来年度の財政収支が取り上げられて記事になっておりました。京都市がですね、2021年度、来年度当初予算編成において500億円の財源不足が見込まれる。ここで京都市議会議長が10月27日の記者会見で、このままでは京都市は財政再生団体ですよ、かつての夕張市、再生団体になりかねないと。

それは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、京都市が大きな財源であった泊まり客から取る宿泊税が激減しているんだと、大幅にがた減りしている。それで、市税収入が大きく落ち込んでおり、財政はまさに非常事態になっており、全ての政策について見直しを進めるという記者会見を京都市議会議長がやっております。

要するに、このようにですね、国はじめ都道府県、市町村各自治体も来年度の財政運営、財政見通しについては非常に今ぴりぴりしているわけです。ですから、ぜひ数字でもってですね、仮試算をするということをお忙しいんでしょうけれども再度要望をして次の項目に入ります。

来年度、この税収見込みなんですね、それで景気低迷のため法人市民税や個人市民税、そして固定資産税の見通し、固定資産税については来年度、3年に1回の評価替えの年になっていくわけなんですけど、既に先般、税制調査会もスタートしております。

それから、もう一点は、本年度、令和2年度に約4億8,000万円を予算計上しております地方消費税、この見込み、大きくなかなか不確定要素もあって、決して今の時点で税収見通しっていうのも軽々に言えませんけれども、現時点でどういう見通しを持っておられるのか、税務当局にお尋ねをいたします。

○神園信二税務課長 法人市民税、個人市民税、それから固定資産税、地方消費税交付金等の来年度見込みにつきましてのお尋ねでございます。

まず、法人市民税、個人市民税につきまして申し上げますが、毎年12月末から年明け1月にかけてまして次年度の税収予算の検討を行っているところです。

例年であれば、各税目ごとに当該年度12月末の調定額の状況、これを踏まえまして当該年度末の調定額を予測すると。これに、直近3年程度の各年度末調定額の増減動向を乗じまして次年度調定額予測を算定いたします。さらに、毎年の収納率動向から次年度収納率を予測して乗じるほか、毎年行われます税制改正が地方自治体の税収に与える影響等を加味しながら次年度の税収予算の予測を行うところです。お尋ねの法人市民税、個人市民税ともにおおむね同じように予測を立てることになります。

本年度の法人市民税は、10月末時点の調定額実績が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けまして対前年度同月比におきまして、さらには過去5か年の同月平均と比較しても大きな落ち込みを見せております。

次年度の調定額予測に関しましては、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大、また収束動向が全く見通せない中で予測しなければならない非常に難しい状況でありまして、今後、国が公表します地方税収に関する予測や見通しなども踏まえて十分に検討を重ねたいと考えております。

個人市民税につきましては、本年度の法人市民税の調定額が例年のない大きな落ち込みを見せ

ている中で、個人市民税の大きな部分を占めます、従業員の皆さんが受け取る給与等の動向にどのような影響が出たのかというところが問題になりますが、確定申告、住民税申告を前にした現時点で次年度の調定額予測も非常に難しいものとなります。

農林水産業等に従事する方々の所得の動向につきましては、直近3年程度の調定額の動向に加えまして、産業担当課の景況判断、市場の動向、作物の生産動向を加味し、本年度末調定実績予測を増減させて次年度予測を立てることになります。

また、営業所得、譲渡所得、雑所得の動向につきましては、直近3年程度の調定額の動向を基本に本年度末調定実績予測を増減させて次年度予測を立てることになります。

いずれも国内経済が新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けている状況から、次年度調定額予測は例年の予測方法が通用しない難しいものとなっておりますが、全体傾向としまして次年度調定予測は右肩下がりになるものと考えております。

加えまして、本年度実施されました徴収猶予制度の令和3年度課税分への延長というものも取り沙汰されておまして、これらの政策動向も注視しなければならないと考えているところです。

次に、固定資産税の来年度見込みにつきましては、固定資産税は本市市税収入の約半分を占める安定的な基幹税となっているところですが、固定資産税の年度末調定額は3年に1度の評価替えのたびに地価の下落とともに下降線をたどってまいりました。ただ、近年は償却資産課税の取組効果によりまして、地価の下落分を補ってきたところであります。

しかし、償却資産課税の課税対象捕捉も一段落しましたことで、今後は減価償却分の課税額減少が見込まれておまして、土地、家屋、償却資産を合わせた固定資産税の総額も減少方向で推移すると考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響対策としまして、令和3年度分の事業用家屋及び事業用償却資産に係る固定資産税の減免制度が準備されております。この制度をどの程度、本市の事業所がお使いになるのか減免申請を受けてみないと全く見通しが立たない状況ですが、この制度の影響による課税額の減少も考慮しなければならないと考えております。

続いて、地方消費税交付金の来年度見込みについて申し上げます。

まず、地方消費税交付金の市区町村への交付の仕組みについて若干説明したいと思います。

国は、毎年度1月末頃に次年度の地方税及び地方譲与税収入見込額を示しますが、この項目中、全都道府県分を合計した地方消費税額とその額の対前年度比増減率を提示いたします。

これを基に県は国から交付されるであろう当該県分の地方消費税及び県から市町村に交付する地方消費税交付金を予測して県の予算を立てることになります。

県が立てました市町村に交付する地方消費税交付金の予算枠を基に、法令に基づいた算定方式によりまして各市町村分を算出し、例年2月に各市町村に事務連絡で通知をいたします。この事務連絡で通知されました交付予定額を市町村は予算計上するという仕組みになっております。

お尋ねの来年度見込みは、現時点で国の見込みの提示もないと。よって、県の予算も立っていないという状況でございますので具体的なことは申し上げられませんが、現下の新型コロナウイルス感染症の影響で消費も落ち込んでいるものと考えられますので、次年度の地方消費税交付金の額は減少するものというふうに考えております。

○9番 石幸徳議員 時間配分の関係ですすね、なかなか各税目ごとにいろいろと掘り下げる時間はありませんけれども、私が今説明の最後にあった地方消費税の関係ですすね、時期的なこともあるんですけども、お尋ねしているのはさっきも紹介しました私ども市議会が国のほうに上げました意見書の中で、減収部分になる減収補填の起債ですすね、減収補填債、この中に今現在の地方消費税の税目が適用されていないんですすね。しかし、税務課長が今言われたように、これ間違いなく減収になっていくであろうその補填債の対象として、地方消費税を税目に加えると枕崎市議会も国のほうに意見を出しています。

いろんな各議会あるいは各団体の意見書を見ても、そういった減収補填債の対象を広げろということなんで、最後にですね、この減収補填債のそういった税目を広げる、拡大する。それから、臨財債についてはもう大きく増えるっていうことはありましたが、この過疎債の部分についても次の過疎対策の立法がまだ定かじゃありませんけれども、本市は今の状況からすると引き続き過疎指定を受けるであろうということが強くなっておりますのでね、この辺の計上についてはどうなっていくのか、2点、これも簡潔にお答えいただきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 減収補填債につきましては、現行の制度でいいますと、通常当該年度の普通交付税の基準財政収入額で見込んだ収入見込額と実際の収入額とに差がありましても精算措置はされませんが、景気の動向に税収が左右されやすい市民税法人税割や利子割交付金等については精算措置がありまして、その2つについては減収の場合に減収補填債の発行が認められることになっております。

地方消費税につきましては、今質問者が言われるとおりで、今後、今年度につきましてはいろんな消費に与える影響が大きく減収が見込まれるということから税目に加えてくれということで動きがあるようでございます。

当該年度の資金繰りの状況により、実際は発行するかどうかを決定するということになりましたが、発行してもしなくても次年度以降に普通交付税の基準財政収入額の中で精算措置はございますので、減収額が大きい場合など当該年度の資金繰りが厳しい場合に発行することになるというふうに考えております。今年度の発行はもちろん、来年度についてもそのような観点から発行については決定していきたいというふうに考えております。

過疎対策事業債につきましては、現行の過疎法の期限が今年度末までであるという状況を踏まえまして、国等ではいろいろ検討を進めているというふうに聞いております。令和3年度の地方債計画（案）におきましては、仮置きの数値として前年度同額が記載されておりまして、備考において法失効後の新たな過疎対策の確立に対応し、所要の修正を行うものとされておりまして、今後も主要な財源として活用できるものと考えております。

○9番立石幸徳議員 財政関係、ちょっと残された部分も私自身はたくさんあるんですけども、次の農業の関係のですね、質問に入らせていただきます。

まず、カンショの関係。午前中にも幾らかは出たんですけども、私はこのカンショの病害の、先般、10月24日の地元新聞の報道もあったんですけどね、この報道を見て私は非常に憤りを持ちました。

というのが、県内広範囲で被害深刻、いわゆる基腐病の関係なんですけれどもね。2年前、2018年にこの基腐病が国内で初めてですね、確認された。そして、去年の19年も何らかの対応をした。今年も何らかの対策をやったんでしょうけれども、被害が拡大してくる。

はっきり言って、これどの行政機関とは言いませんが、行政の怠慢もしくは何をやっているんだという気持ちになったのは私一人じゃないと思うんです。そういった病害等が発生して、なかなか完璧にその病害を抑えることができないというようなものであればですね、大変な被害かなというような感じなんですけど、これは広がっていくわけなんですよ。

そこでですね、そういう気持ちから私は唐芋の危機だと思いますね。本年度の最終的な唐芋収穫はまだ整理がつかないと思っているんですけども、ただ焼酎向けの唐芋も焼酎の消費動向を見て例年より需要量を減らしたにもかかわらず、今度は逆に焼酎原料が足りなくなっていると、そういう状況ですよ。

ですから、質問通告にありましたように本年度この基腐病対策を含め、どういうことをされて実際それが効果があったのかどうなのか、そこまで検証しているか分かりませんが、最近大隅地区でも南薩地区でもPT——プロジェクトチームが関連の皆様を集めて発足しているみたいなんですけれども、そんなのはっきり言って遅いですよ。

3年分と併せて聞きますけど、来年のカンショ対策、私も九州農政局まで足を運びまして来年対策もいただきましたけど、2年度どういうことをして、それがどういう成果があったのかなかったのか、来年に向けてどういうことをしようと思っているのか、併せてお尋ねをしておきます。

○原田博明農政課長 サツマイモ基腐病につきましては、今質問者からありましたように平成30年12月に確認されて以来、令和元年、令和2年と被害が拡大傾向にあるというような状況でございます。

先般、令和2年11月10日時点での調査によりますと、全く被害のない畑、また3%未満の少ない畑、3%から20%の小の畑、21%から40%の中の畑、41%から60%の多の畑、60%以上の甚大である畑、甚の6部門で調査をいたしております。

この調査状況でございますが、全く被害のないというのはほとんどございませんでした。3%未満の微という畑が全体の10%、3%から20%の小という畑が77%、21%から40%の中という畑が7%、41%から60%の多という畑が5%、61%以上の甚という畑が1%となっております。3%未満が全体の約1割、3%から40%が全体の約8割、41%以上が約1割というふうな状況でございます。

令和2年産の生産見込みといたしましては、現時点では生産量が約9,100トンと見込んでいます。平成30年産1万5,489トンに対して約4割減、令和元年産1万2,783トンに対して約3割減というふうな形で減収状態でございます。

要因といたしましては、令和2年産につきましては、サツマイモ基腐病の被害拡大が一つの原因ではございますが、春先の植付け期の低温や梅雨の長雨、その後の日照りなど気象条件での不作も要因であるというふうに分析しているところでございます。

令和2年産に向けて、様々な対策を講じてまいりました。平成30年度補正予算、平成31年度補正予算、令和2年度予算のかんしょ重要病害虫被害対策事業による薬剤、消毒剤、肥料、ウイルスフリー苗、健全種芋の調達、マルチ導入への助成事業と他作物への転作支援、またこれらの作業に必要な農業機械の購入、リース導入への補助事業に取り組み、生産者の皆さんに栽培技術の徹底をお願いしてまいったところでございます。

枕崎市甘しょ対策協議会やJA南さつまさつまいも生産部会、工業用生産部会、仲買業者を通じてパンフレットの配布や説明会の実施、支援事業説明会などいろいろと呼びかけを実施してまいりました。本市に限らず、隣接する南九州市、南さつま市、大隅地区、熊毛地区においても同様の対策を取っていると伺っております。

しかしながら、質問者が御指摘のとおり10月24日付南日本新聞で掲載されましたが、県内広範囲で被害が広がっていると報告されています。先ほど申しましたが、本市の圃場でもほぼ全域にわたって被害が出ている状況です。

先ほど申しましたが、様々な対策を取ったにもかかわらず被害が発生している原因としては、やはり圃場内に基腐病菌が残っていることが大きな原因であるというふうに分析しているところです。農家の皆さんには大変な作業になりますが、圃場内の残渣の処理が重要であると考えているところです。

また、予防効果のある農薬が今年登録されましたが、発病した場合に進行を抑える農薬の登録が必要であるというふうに考えております。この登録に向けまして、現在試験が進められていると伺っているところです。

サツマイモ基腐病対策として、国、県、市、各研究機関等とJA、でん粉工場、酒造メーカー、集荷業など関係者一体となって、南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームが令和2年10月28日に設置されました。

この取組としては、作業部会を設置し、次期作に向けた取組の検討、各市でモデル実証地区を設置し、様々な取組を検証していく。この検証結果をみんなで情報の共有化に努め、一つ一つ問

題解決に取り組んでいくということです。

現在、解決するという特効薬がない中で、関係者一体となって一つずつ問題解決をしていくことが重要であると考えています。

令和3年産次期作への支援策として、国の直接採択事業の甘味資源作物産地生産性緊急支援事業（かんしょ生産性緊急支援事業）、これは令和元年度補正予算です。これと県が基金造成した事業のさとうきび増産基金（かんしょ勘定基金）事業が今回創設されました。

様々な支援がございます。サツマイモ基腐病が発生した地域全体への支援として、圃場の残渣処理、ウイルスフリー苗、健全な種芋の利用、苗及び苗床の消毒、種芋及び苗の罹病検査、トンネル栽培等早期栽培の推進、防除用機械の導入、予防・治療薬剤への支援、これらの取組に対して全て2分の1以内の補助がございます。

被害が著しい圃場への支援として、これは3割以上の減収となった圃場でございますが、土壌消毒のための薬剤、被覆資材の導入、堆肥散布、輪作の実証、この取組に対して全て2分の1以内の補助がございます。そのほか他作物への転換、カンショ以外の作物を栽培し、基腐病菌の密度を低減する取組、これに対しては10アール当たり3万円の定額補助がございます。

最後に、カンショの継続栽培支援として、カンショの生産を継続しながらサツマイモ基腐病対策を促すため、令和2年産において被害率が3割以上の圃場については、10アール当たり2万円、一部でも被害が発生した圃場については、10アール当たり1万円を支援するという事業がございます。

このほか、国の事業の産地生産基盤パワーアップ事業の全国的な土づくりの展開、この事業を県が基金事業として予算化し創設しました、環境と調和した農業推進事業についても今般の12月補正予算に計上し、生産者に堆肥施用による圃場の地力増進を促進し、病害に強い土づくりに活用するように推進しています。

生産者の方々には、このような取組を実施していただくことで、少しでも基腐病菌を排除していただいて次期作の生産に役立ててほしいというふうに考えているところです。

○9番立石幸徳議員 今、農政課長もちよっと説明の中で触れました今度の補正第10号ですかね。この関係もありますのでね、まだ残された部分はそこで詰めたいと思うんですが、今朝の午前中にもちよっとありました来年のいろんな支援策の条件として、収入保険の加入者、あるいはその収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を提出する農業者が対象になっていると。

今朝、農政課での説明では、カンショについては11名ですか、ちよっと少ないんじゃないかっていうような気もありますので、あとは予算特別委員会でもた教えていただきたいと思います。

最後に、この医療費の関係は割愛をしまして下水道の関係で質問をいたしますが、公営企業として本市下水道事業の中長期的な経営戦略、これは実は総務省のほうでですね、水道課が勝手にどうするこうするちゆうより総務省自治財政局において、これ平成26年8月29日です。経営戦略をつくりなさいという通知が出ているんですね。その辺を含めて、今現在どうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○永江隆水道課参事 経営戦略につきましては、総務省より住民生活に密接に関わる地方公営企業の社会資本整備と必要なサービスを存続していくため、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等の問題解決を図る上で、中長期的な視野に基づく経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう、質問者がおっしゃるとおり平成26年8月に通知がなされ、令和2年度、今年度が策定期限となっているところでございます。

それを踏まえまして、本市公共下水道事業も本年度10月に策定された既存資産の更新計画であるストックマネジメント計画を基とした資本投資計画を中心に、中長期的収支計画である経営戦略を今年度3月までに策定する予定で現在、事務作業を進めているところでございます。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 8 分 休憩

午後 2 時 18 分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 SDGs、誰一人取り残さない世界をつくるのアクションプランについて質問してまいります。

まず、持続可能な開発目標SDGsに係る施策の実施について、国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標を設置、同本部では2016年12月22日、アジェンダに掲げている5つ、人間・地球・繁栄・平和・パートナーシップに対応した項目が示されております。

市長は以前、私の質問に対し、答弁でSDGsに触れたことがあります。そこで、SDGsについて質問していきたいと考えております。

鹿児島県内でSDGsに取り組んでいる自治体は鹿児島市、大崎町、徳之島町だと現在は思っております。本市の未来都市の提案モデル事業の概要と民間事業者を巻き込んだ取組は、どのような状況になっているのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 SDGsの17のゴールで示されている多様な目標の追及は地域課題の解決に資するものであり、SDGsの理念を本市の地方創生の推進に生かすために、第2期枕崎市地方創生総合戦略においては、各施策と17のゴールの関連性を整理し、そのつながりを確認できるようにし、施策の展開を図っているところです。

また、内閣府においては地方創生の一層の促進を実現するため、自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案した都市をSDGs未来都市として選定しておりますが、大崎町の自治体独自のリサイクルシステムを起点とした循環型地域経営への取組、徳之島町のコワーキングスペースを拠点とした多様な主体とのパートナーシップの構築の取組など、県内の幾つかの市町村もこの未来都市に選定されていることは承知しているところです。

本市においても、第2期地方創生総合戦略や来年度からの総合振興計画の後期計画に掲げた事業を中心に持続可能なまちを目指し、特色ある地域資源を強みとした産業振興や関係人口の増加、地域経済の循環、多様な主体が活躍できる社会の構築、市民が快適に安心して生活できる環境の整備などSDGsの基本理念を取り入れた本市独自の取組を実施していきたいと考えております。御質問のありました民間事業者等、多様な主体と連携した取組については、担当課より説明させます。

○堂原耕一企画調整課参事 担当課といたしましては、ただいま市長からもありましたとおりSDGsの基本理念を取り入れつつ、持続可能なまちづくりを目指して第2期地方創生総合戦略や総合振興計画後期計画に掲載される施策を中心として、その展開を図っていききたいと考えております。また、その展開に当たっては、産官学をはじめとした多様な主体との連携を図りたいと考えております。

その一例として、これまで議会においても何回か御説明を申し上げておりますが、金山小学校の利活用策の検討につきまして、鹿児島大学との連携を図っております。また、その協議に鹿児島水産高校でありますとか、また市内の企業なども加わっていただく方向で現在調整を進めているところでございます。

今後とも次世代へ持続可能な経済、社会、環境のバランスの取れたまちづくりを意識して、各施策の一層の推進を図っていききたいと考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、このSDGsの取組について、意義は持続可能な地域活性

化に向けた取組を推進することで、政策全体の最適化、地域問題解決の加速化という、今参事のほうからもありましたけど、これによる相乗効果を期待、地方創生の取組を一層の充実、深化につなげるためのSDGsが原動力となるとあります。

政策、実施に係る研修について17のグローバル目標と169の達成目標があり、4番目には、質の高い教育をみんなにとあります。本市にも若い職員が採用されておる状況です。若い職員の研修体制状況はどのようになっているのか。市長はこれまで市職員の研修などを実施していると言われております。研修の効果や達成度についてどのように判断しているのかをお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 職員研修につきましては毎年度の研修計画に基づき、採用年数、職務に応じた研修をはじめ職員の意識改革や能力開発を目的とした研修などを実施しておりますが、その実施については、鹿児島県における広域研修機関である自治研修センターでの宿泊型集合研修が中心となっております。

これらの研修内容について具体的に申しますと、新規採用時研修、新規採用半年後研修、3年目研修、7年目研修、係長職昇格時研修、課長職昇格時研修など職員として採用された後の各段階に合わせた職員研修のほか、法制や簿記などの専門的な実務研修、政策能力開発研修、企画力・創造力開発研修などの能力向上のための研修、また接遇実践研修やクレーム対応研修、キャリアデザイン研修などとなっております。

それから、採用から基本3年目までの若手職員については、枕崎市若者定住育成協議会が実施するビジネスマナー研修にも毎年度十数人が参加しており、電話対応などの基本的な接遇研修や、また魚のさばき方を通して枕崎を知る講座なども受講しているところであります。

なお、平成30年の10月からは、枕崎青年会議所の活動を通じて職員の人材育成を図るため、勤務時間外における派遣研修も実施しているところであります。

お尋ねの研修の効果や達成度についての判断基準についてであります。研修を通して育成すべき職員像として、第一義的に、市民目線で課題を的確に把握し、その解決に努力する職員としておりますので、その判断基準については市民の満足度ではないかと考えております。

○13番清水和弘議員 今、研修にですよ、職員が多数参加しているというお話でしたけど、今日まで研修に参加した職員数、それとですね、それによる効果はどのようなものがあったのかをお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 令和元年度の職員研修について、その実績についてまとめているところでございます。

まず、全てを申し上げますとかなりの数になりますが……（「トータルでいいです」という者あり）申し訳ございません、ページも4枚にわたってしまして、それをずっと数えるとなるとちょっと時間を要します。（「大体で言ったらいいですよ、大体何人参加したのか」という者あり）

研修内容については先ほど申しましたけれども、新規採用研修につきましても、近年、採用者が多いので、新規採用自体で十数名、また半年経過後についても十数名、また入替えとともに管理職研修等も増えておりますので、それについても十数名となりますので、それから意識改革研修として職員全体を対象とした件数もありますので、数百人単位になりますので、ちょっと今、全体と申されても答えられないところでございます。

○13番清水和弘議員 私が言いたいのはですね、研修ありきじゃないわけですよ。その研修をいかに生かすか、市民目線に変えてですよ。だから、そういった研修者の把握もいいかげんになっとるんじゃないかと言いたいんですよ。ただ研修に行くだけじゃ駄目なんですよ、これ。それをどう生かすかですよ。

市民の税金を使って研修に行っとるんでしょう、違うんですか、それは。なぜそんないいかげんな数値を出すんですか、もうちょっと真剣に教えてください。

○**本田親行総務課長** それでは全て申し上げます。県の後期高齢者派遣研修が1名、新規採用等実務研修が11名、新規採用職員研修前期が11名、新規採用職員後期が11名、簿記の基本と財務諸表の読み方研修が5名、職種転換研修が1名、新任課長研修が8名、一般職職員基礎研修が12名、新任係長研修が15名、一般職員研修7年目が6名、キャリアデザイン研修が3名、身につけたい接遇実践研修が2名、地域づくり新戦略研修が1名、政策形成能力向上研修が2名、枕崎青年会議所派遣研修が2名、パソコン研修が4名、地域医療構想に関するブロック別意見交換に1名、安全衛生推進者養成講習に3名、下水道浄化センター及び清掃工場南部中央中継所研修視察に3名、SDGs講話に12名、障害者差別解消法の理解と実務認知症サポーター養成講座に38名、法制執務研修に39名、人事評価研修に94名、職員の意識改革研修に104名、ビジネスマナー研修に13名、デートDV研修に14名、ゲートキーパー養成講座に77名、同じくゲートキーパー養成講座に39名、人権啓発研修に30名と580人程度の参加になります。

○**13番清水和弘議員** 私が言いたいのは、研修に行ってもそれがどういうふうにかきかされたかを問うわけなんです。ただ研修に行くだけじゃやっとなんかにはならないですよ。

次の質問に移ります。

SDGs 13、気候変動に対する具体的対策と計画について、温暖化が進行中ですが、本市の内港岸壁は、大潮の満潮時には内港水揚げ海側岸壁から3メートルぐらい内陸のほうに海水が侵入している状況にあります。

これまで、私はいろんな提案をしていると思いますが、現在の対策、対応状況はどのようになっているのか。それから、本市の最も海拔の低い居住地域の海拔はどれぐらいになっているのか。まず、これについてお答えをお願いします。

○**鮫島寿文水産商工課長** お尋ねの枕崎漁港の内港において、潮、海水が岸壁を越える事案につきましては春と秋の大潮の時期の満潮時に発生し、県のほうにも連絡し認識をいただいております。

この岸壁の海水の浸水につきましては全国的な問題となっており、地球規模の気候変動ですね、温暖化や海水温の上昇などにより、特に夏から秋にかけては高い海水温などの影響で大潮の時期などに海水面が上昇、潮位が高い状態になるのではないかとされておりまして。

最近では、枕崎漁港の内港において、今年10月の大潮のときに岸壁を越えた、潮が上がったことを確認しております。このマイナス4.5メートル岸壁につきましては、令和2年の特定漁港漁場整備計画変更の中でかさ上げ工による改良整備を追加するとして、今後の改修工事として新たに位置づけられたところ。今後も引き続き早期の工事着工に向けて、国や県に要望してまいりたいと考えております。

安心安全なまちづくりということで、国が進める国土強靱化、防災・減災の取組として本市が策定しております枕崎市強靱化地域計画に基づいて、ハード面の整備について優先順位を持って着実に進めることとソフト面の施策を組み合わせることで、より効果的なものとし、市民の生命、財産を守るための対策を講じてまいりたいと考えております。

○**13番清水和弘議員** 私、もう一点ですね、本市の住民の居住地域ですね、一番海拔の低いところ、これはどのくらいになつてますか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 海拔の低いところは、今、防災関係で表示をしてありますが、もちろんゼロメートルに近いところもあると認識しております。

○**13番清水和弘議員** 地域名はどこなんですか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 火之神公園に行く道路沿いの塩屋地区においては、低いところがあると認識しております。

○**13番清水和弘議員** あの辺は台風時期になったらですね、もう石ころがじゃんじゃん上がってきてるんですよ、交通の妨げにもなっております。だから、この辺は重点的にですね、早めに

対応してほしい。これは要望しときます。

次にですね、グローバル目標8についてなんですけど、包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進するについて質問します。

本市の第1期地方創生総合戦略総括によると、地場産業の活性化を促すことにより地域に密着した雇用創出数を増やすとあります。平成27年から令和元年までの5年間の雇用者数は1,277人、また新卒者雇用数は5年間で313人となっております。この5年間の雇用者総数は1,590人なんですけど、このうち現在も雇用されている人数はどのぐらいなのか。

そして、この地方創生総合戦略審議会総括においてですね、外部有識者からの意見は特になしとなっているんですけど、これをどのように理解したらいいんでしょうか。

地方創生総合戦略を作成する段階で重要業績評価指標KPI、これをKPIだけで調査した理由、これはどういうことなんでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 まず、第1期枕崎市地方創生総合戦略の第1の柱、枕崎で安定した雇用を創出するのKPIとして設定していた新規雇用件数と新卒雇用件数についてですが、こちらにつきましては企画調整課において毎年度実施しております雇用状況に関するアンケート調査の集計結果を基にしております。

総合戦略審議会の総括資料にも記載しておりますとおり、平成27年度から5年間、それぞれの人数の推移ですが、各年度アンケートにお答えいただいた枕崎市内の企業が新規に雇用した件数の推移は、平成27年度が332人、平成28年度が225人、平成29年度が217人、平成30年度が251人、令和元年度が252人となっております、同じくそのうちの新卒雇用件数につきましては、平成27年度が87人、平成28年度が60人、平成29年度が50人、平成30年度が43人、令和元年度が73人となっております。

質問者からございました新規雇用者の雇用継続状況についてですが、今、申しあげました雇用状況に関するアンケート調査のほうでは、質問項目として今のところ把握していないところがございます。ですので、お答えすることができません。

しかし、雇用の継続状況というのを把握するのは、新規に雇用された方がどの程度雇用され続けているのかというのを把握するのは大事なことでありますので、今年度の調査からは、被雇用者の雇用継続年数などの項目をアンケートに追加して、雇用継続状況の把握をしていきたいと考えております。

また、もう一つの御質問でございます審議会の意見のほうがこの項目について寄せられていなかったというところですが、審議会第1期の振り返りをしたときに当然ですが、この項目だけでなく第1期計画全体についてのいろんな御意見を伺っているところがございます。

その意見の中には、様々なお立場からの我々も大変参考にさせていただいております意見をいただいているところであります、ただ議員も御指摘のとおりこの部分については残念ながらその審議会の場では意見が出なかったところがございますが、その一つの理由として、今までの審議会の在り方として、開催回数が基本的に年1回だったというところもあるのかなと考えております、今年度からは年2回、その審議会の開催回数を増やしまして、まず枕崎市がどういう取組を総合戦略事業として実施しているのかというところを十分に皆さんに御説明をさせていただいて、十分把握していただいた上で、そしてその事業が完了した際に、また様々な御意見をいただくというようなやり方でやっていきたいと考えているところがございます。

○13番清水和弘議員 次にですね、本市の場合ですよ、KPIだけで指標を出しとるんですけど、このKPIを設定することでですね、業務は複雑化し窮屈になり達成意欲が低下するというような欠点もあるようです。しかし、KGIを検証することで次へのステップ、最終的な評価目標が出てくると思うんですよ。

なぜ、本市はこのK G Iについて検証しないのか、この理由はどうなんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 第2期地方創生総合戦略の策定に当たりまして、いろいろなものを参考しているところなんですけど、その一つといたしまして、やはり内閣府地方創生推進室が策定しております地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き、こちらのほうをまず最も参考にしたところがございます。

その中では、施策ごとの進捗状況を検証するために各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対し客観的な重要業績評価指標、K P Iですね、こちらを設定するべきであるというふうになっておりますので、そこを参考にいたしまして、施策ごとにK P Iを設定いたしまして、その値は全て計画にも記載させていただいているところがございます。

今ありましたK G Iのことについてなんですけど、達成目標を定量的に示した指標である重要目標達成指標、これがK G Iですね。K P Iとは、このK G Iが達成されるまでの各プロセスの進捗度を図るものであり、目標達成までの中間指標であるということは私どもも認識しているところがございます。

第2期地方創生総合戦略においては、政策分野ごとの大きな達成目標は設定して計画にもお示ししてございますが、施策ごとのK G Iについては設定していないところがございます。

このK G Iの設定につきましては、今年度の総合戦略審議会におきましても、委員の方からK G Iというものは計画に実効性を持たせるためにも大変重要であるという御意見をいただいているところでもございます。

ですので、今後、各施策を所管する担当課と協議も重ねていきまして、K G Iを設定するべき施策についてはK P Iの設定と併せて協議を行い設定し、進捗管理をしていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 今、参事も言いましたけどね、私はこのK P Iだけじゃなくしてですね、K P IとK G Iを併せて評価していく。これが最終的なゴールですからね、このK G Iの場合は、これを強く要望します。

次にですね、11月17日の新聞報道によるとですね、小泉環境相はプラスチックごみを分別回収している自治体を財政的に優遇したいとの意向を示しておりました。頑張っている地域の努力を可視化し、インセンティブが働くような仕組みを考えると述べております。私は、この意味はそれぞれの成績に応じ、報奨金やモチベーションを図る仕組みと解釈しとるわけですね。

本市の場合、海岸沿いを見て回るとですね、テトラポットの間にごみが多数堆積しております。これはS D G s 11、14に該当すると思っておりますけど、海岸沿いのプラごみ収集について、本市はどのように対応してきたのか、また今後の対応計画についてお尋ねいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 本市海岸線のごみ収集についてどのように対応してきたのかのお尋ねですが、海洋ごみの多くはポイ捨てされたり、屋外に放置されたりしたごみが雨、風の影響により河川から海へ流れ出たものと言われております。

海岸線のごみについては、本市の美しい自然環境や海岸線を守る取組として、職員による定期的な巡視による状況把握を行いながら、水産商工課、市民生活課と連携を図りながら、ごみの回収作業を行っております。また、各種事業や地域の監視員と連携しながら対策を講じているところです。

その一つとして、国の補助事業、海岸漂着物地域対策推進事業を活用しております。補助率8割の事業でありますけど、海洋ごみの回収・処理事業委託及び発生抑制対策事業を実施しております。

この事業の令和元年度における実施成果として、まず海洋ごみの回収・処理事業では流木、ロープ・網、ペットボトル・空き缶、発泡スチロールなど約17.7トンの回収・処理を行っております。

また、発生抑制対策として、現状を知っていただくこと、各家庭でできることを話し合ってもらうことを目的とした啓発チラシを作成し、全戸に配布しております。そのほか、啓発看板2基を設置しております。

今年度も12月から1月にかけて、海岸線の海洋ごみの回収・処理を行うこととしております。

そのほか、各種団体による活動やボランティアによる漁港や海岸等の清掃活動も定期的に行われております。また、平成8年に海の日が制定されて以来、海の恩恵に感謝するため、海の日環境美化活動が行われております。

海洋ごみの抑制対策としては、引き続き事業の活用と関係団体との連携を図りながら対策と環境保全の取組を進めてまいります。生活環境保全事業の年間を通じた不法投棄防止パトロールを実施し対策を講じるとともに、各校区1名にお願いしている自然保護監視員、河川浄化推進員と連携を図りながら、良好な環境の推進について取組を進めてまいります。

ごみに関する課題につきましては多くの施策の中で対策や取組を実施しておりますが、市民への積極的な呼びかけを行い、行政と市民が連携した取組が推進できる体制整備に努め、ごみの抑制対策を講じてまいります。

○13番清水和弘議員 今、参事のほうから言いましたけど、海の日ですね、私は議員になってずっと参加しとるんですよ。

ところがですね、海のごみ拾いが済んだ後、あのテトラポットの中に毛布、そういうものがあるんですよ、これ、あの毛布なんかもう何年もありますよ。あんなのをですよ、市外から来た人が見たときどう思うか、毎年掃除していると思うのでしょうか、これ。その辺の住民への働きかけが私は十分でないというふうに申して、次の質問に移ります。

次にですね、SDGsの実効性は一人一人の経済格差、情報格差、地域格差、学習格差をなくし、市民に理解され喜んでもらえるとも記載されております。

フランス、コンカルノー市を市内産学金官の業界長などで訪問、コンカルノー市長と面談、かつおぶしの消費拡大へ協力を要請し、計画期間内事業費として818万5,000円、事業終了年月は平成28年3月となっております。

外部有識者からの意見はありませんが、本市は事業計画をしたとき、議会として予算を承認した立場としてですね、私は確認する必要があると考えます。

現在、ミラノで生産しているかつおぶし生産量及び消費状況の推移はどのようになっているのかを、また将来展望はどのようなことになると判断しているのかをお尋ねします。

○鮫島寿水文産商工課長 お尋ねのフランスかつおぶし工場につきましては、少し経緯を申し上げたいと思います。平成28年8月にフランスのコンカルノー市に工場が完成し、3年ほど前から販売が始まったと伺っております。フランス現地での生産が順調に進み販路も広がり、微増ではありますが着実に売上げも伸びてきていると伺っております。

あわせて、フランスにかつおぶし工場を建設したことで、日本の和食文化を支える伝統の枕崎鰹節の名が国内外に情報発信され、かつおぶしが持つ素材の豊かさと日本の食文化への理解と普及に大きな効果があったと思っております。

ブルターニュ地方を生産拠点とする枕崎フランス鰹節は、地元コンカルノー市や地域住民との交流活動を促し、ヨーロッパという風土風習、食生活の異なる地におきまして日本の伝統食品を通して正しい和食を発信していただいております。

現在の状況を申し上げますと、今年で4年目を迎えたところですが、今期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ヨーロッパでも外出禁止やレストラン、飲食店の休業が響き、かつおぶし需要が低迷し、4月、5月におきましては販売が落ち込み、大きな影響があったと聞いております。

その後、秋口から反動需要と思われる受注が増加し、大分回復してきている状況にあり、今後

につきましてもアフターコロナを見据えて生産体制を維持し、新たな販路開拓にも取り組んでいくとのことでもあります。

ヨーロッパの地で販路を開拓していくことにより、日本が誇るかつおぶしが日本食のグローバル化に貢献するとともにヨーロッパをはじめとする世界各国に波及していくことで、本市の主要産業の一つであるかつおぶし製造業の継続的な発展に寄与すると同時に、地域ブランドとしての枕崎の認知度が高まり、その他の産業や文化など各分野での海外展開にもつながっていくものと考えているところです。

○13番清水和弘議員 この事業はですね、枕崎にも本当喜ばしいことだと、これが成功すればですね、そう思っています。

次にですね、人口減少対策について質問していきます。

本市は、出生数減少対策として5年前から不妊治療などに対応してきたと私は思っております。しかし、時すでに遅しですね、1990年の本市人口は2万8,794人でした。1985年の人口は3万0,099人、この5年間で1,305人減少しとるわけですね。そしてまた、2020年の枕崎市人口は2万0,472人、この30年間の人口減少は8,322人という状況であります。

社人研推計では、2045年の本市人口推計は1万1,616人となっております。人口増減率については枕崎市がマイナス47%、南さつま市がマイナス48.5%、南九州市がマイナス42%の状況です。本市の将来のですね、人口推計についてどのような感想を持っておられるのか、これは市長にお願いします。

○前田祝成市長 2019年の我が国の年間出生数は86万5,234人で過去最少となり、年間死亡者数は戦後最多の138万1,098人で、年間で51万5,864人の人口減少となっております。

人口減少の状況は年々深刻さを増し、社人研の推計によれば、2045年には全ての都道府県で65歳以上の人口割合が3割を超え、2040年代には年間約90万人の人口が減少していく見込みとなっております。

本市の状況についても、議員からありましたとおり厳しい予測が示されており、少子高齢化と人口流出に伴う人口減少対策については本市の大きな課題であると捉えております。

このため、地場産業などの強みを生かしつつ、様々な地域資源を生かした関係人口の創出や経済の地域循環など、ほかとは違う本市の独自性を打ち出すことで人口減少を食い止める一方で、減少していく中であっても持続性のある地域の構築を目指し、第2期地方創生総合戦略の各施策の一層のブラッシュアップや総合振興計画後期計画の事業充実を図って取り組んでまいります。

○13番清水和弘議員 2020年の全国の出生数はですね、84万人台になると今後見込みの記事がありました。少子化に歯止めがかからない状況です。

今、市長のほうも述べましたけど、これをですね、本市の場合、若い世代の婚姻数を増やすとあるんですけど、対前年比婚姻数は2%増で、結果を見るとですね、計画期間内では減少となっております。どのような婚姻数を増やす努力をしたんでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 まず、平成27年の国勢調査の数値によりますと、本市の25歳から39歳までの方の未婚率ですが、男性が47.7%で県内19市中4番目に高い数字です。次に女性は37.0%で、これも県内19市中5番目に高い割合となっております。また、平均初婚年齢につきましても、これはちょっと古いデータになるんですが、平成25年度の厚生労働省の人口動態統計の特別調査によりますと、枕崎市は男性が31.6歳で県内の19市中最も高い年齢になっておりまして、女性は29.4歳で県内19市中4番目に高い年齢です。

婚姻数の低下だけが少子化の原因だと直結することはできないと思いますが、やはりその大きな要因にはなっているかと考えます。

第2期の総合戦略の策定に当たりまして、結婚、出産、子育てに関するアンケートを若い方々を対象に行っております。そちらのほうで見えてきた結果なんですが、アンケートにお答えいた

だいたの方のうち、今の希望として結婚をしたい、そしていずれは結婚したいと考えている方が、今現在、独身である理由として挙げられている中で多いものが、経済的に余裕がないからという答えが27.6%と大きな割合を占めております。

また、結婚に対してどのような支援があればよいと思うかという質問に対しましては、夫婦共に働き続けられるような職場環境の充実、そして結婚に対する補助支援といった回答が半分以上を占めているような状況でございました。

これらを受けまして、本市といたしましては第2期地方創生総合戦略におきまして、新婚家庭への家賃や引っ越し費用の一部を支援する結婚新生活支援事業を今年度から開始をしたほか、性別による固定的な役割分担の見直し、そして全ての人々が社会の対等な構成員として参画できる社会を目指すことなどを基本理念とする男女共同参画推進条例の制定について、本定例会に議案を提出しており、これをもって男女共同参画社会の一層の推進を目指すことで、性別に関わりなく活躍できる就業環境の構築も図っていきたいと考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 今うれしい答弁、家賃補助をしているという話がありましたけど、これはもう何%になるか分かりませんが、これはぜひ実施してほしい。

また、もう一点、経済的余裕がないから結婚に踏み切れないというお話もあったと思うんですけどね。これについては、今後まだまだ枕崎は新規事業をつくること、これによって私は解決できると思いますから、地方創生総合戦略、これによってですね、枕崎市の新規事業を多数生み出してほしい、これは要望しておきます。

それからですね、合計特殊出生率は令和7年のK P Iでは1.84となっております。本市の最近5年間の合計特殊出生率はどのようになっているのか。合計特殊出生率を上げるためにですね、本市はどのような計画を現在実施しているのかをお尋ねいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 市町村別の合計特殊出生率は、国の統計調査であります人口動態保健所・市区町村別統計で公表されております。この調査は国勢調査人口を母数として5年置きに公表されるものでございまして、少し前の平成22年国勢調査を基にした値、合計特殊出生率の枕崎市の値は1.59でした。

また、今年度公表されました平成27年国勢調査を基にした値につきましては、1.63と前回に比べ0.04ポイント上昇しております。

合計特殊出生率の目標値として第1期地方創生総合戦略のK P Iでは、ただいま質問者からもございましたとおり令和7年に1.84としておりましたが、第2期地方創生総合戦略策定と同時に改訂いたしました人口ビジョンでの将来展望におきましては、第1期と第2期の期間の5年間の実際の人口推移とか社人研の最新の人口推計などを参考にいたしまして、令和12年に1.8程度に到達するものと、若干下方修正をしているところでございます。

合計特殊出生率、出生数の向上のために、本市が実施している取組といたしまして、今年度、地方創生臨時交付金を活用して実施しております新生児への臨時給付金給付事業を来年度以降も同様の形で引き続き実施する予定となっております。

これは第2期地方創生総合戦略策定時点では、今後の検討課題としておりました出産した方に対する物品等の支援策という課題を施策として形にするものでございます。

また、市民が安心して子供を産み育てる環境を維持するため、市内の産科医療機関に対する助成についても戦略事業に位置づけ、実施しているところでございます。

これらの施策は、第2期地方創生総合戦略の政策分野3の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるに分類される事業でございしますが、安心して子供を生み育てる環境を守っていくためには、政策分野1の安定した雇用の創出でありますとか、政策分野4の安心な暮らしを守り、魅力的な地域をつくるなどの様々な分野の施策も一体となって実施しなければならないと考えております。

○13番清水和弘議員 次に、自民党のですね、野田聖子氏は、最大の国難は人口減少だとまで述べております。不妊治療は歓迎すべき政策だが、仕事との両立など安心して治療を受けられる環境を整えることが最も重要であるとも述べております。

女性活躍は、枕崎市が成長する余地そのものだと私も考えております。枕崎市の社会全体が変化に向けて一歩踏み出すべき改革だとも私は考えております。市職員の課長職状況を見ると、女性活躍推進法など女性の活躍が叫ばれている中でですよ、本市の場合、現在、課長職は1人ではないかと私は思っておるんですけど、女性の場合ですね、家庭の都合、またいろいろあると思うんです。

しかし、いろんな県内の自治体も調べましたけど、健康課関係の職域においては女性のほうが適任じゃないかという言葉が、4つから5つの自治体からの声を聞きました。本市の場合、この女性の活躍の場っていうのをどのように考えておるんですか。

○本田親行総務課長 本年の4月1日で、女性の管理職は1人で監査委員事務局長となっております。管理職の登用に当たっては、男女の区別なく意欲と能力のある職員が登用されていくべきと考えております。

職場もここは女性が向いているとか、そういうこと自体がどうであろうかと考えております。その職員の意欲と能力に合わせて登用されて配置されていくべきものではないかと考えます。

○前田祝成市長 今、総務課長のほうから答弁ございました。性別に関係なく適材適所の登用っていうのはですね、基本だというふうに思っております。今説明がございましたが、本年4月1日現在の女性管理職が1人ということです。

登用に当たっては、今後とも男女の区別なく、意欲と能力、この辺りをしっかり見ていきながら登用したいというふうに考えております。そして、女性の活躍を推進するための取組としましてはですね、やはり職員の採用から配置、育成、昇任、この辺りの長いプロセスにおける取組、これが求められると思いますので、その辺りもしっかり意識しながらやっていきたい。

そして、今回、男女共同参画推進条例の御提案もさせていただいておりますので、その辺りも市の職員も意識してしっかり取り組んでいきたいというふうに考えます。

○13番清水和弘議員 私はですね、課長が女性と男性の能力差があるみたいな表現に私は聞こえたんですけどね。そういうことのないように、平等に扱っていただきたい。

次にですね、3番目のバイオマス発電稼働について質問してまいります。

SDGsグローバル目標の7に相当すると考え、地球温暖化防止のため温室効果ガス、中でも温暖化への影響が大きいと言われている二酸化炭素の大気中濃度を増加させないことが重要であり、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしていると言われている状況です。森林を構成している樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長していると言われております。

私は、本市の場合、森林面積は南薩地区で最も少ないんじゃないかということに危惧しております。木質バイオマス発電では、森林面積は減少、温暖化防止に逆行することも考えられるのではないかと。

本市のバイオマス発電の1日当たりの消費木材はどのぐらいの量になるのか、また本市のバイオマス発電による年間の総木材消費量はどのぐらいになるのかをお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 先ほどの女性管理職の登用の関係でございまして。私の答弁にしましても、市長の答弁にしましても管理職の登用に当たっては、男女の区分なく意欲と能力のある職員を登用していくべきということを答弁しております。

男女において意欲と能力に差があるということは申しておりませんのでお願いいたします。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの枕崎バイオマス発電所の発電に係る燃料につきましては、間伐材等の未利用材の木質チップのほか、製材の際に排出されるバーク、樹皮ですね、バークを使

用しているということでありませぬ。

この燃料の使用量につきましては、木材や木質チップが年間1万トン程度、バークが2万トン程度と聞いておりますが、これを1日に換算いたしますと、木質チップが40トン程度、バークが60トン程度になろうかと思ひます。

また、ただいま申し上げました燃料の調達につきましては、未利用材は南薩地域を中心に県内から、バークについては県内と隣県からということで、本市の森林からのみということではございませぬ。

なお、木質燃料の加工会社が未利用材を購入する際ですな、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書というものが必要となりますので、伐採跡地の造林の計画の合法性は担保されておひまして、森林整備による環境への配慮というものもなされておひるというふうに聞いておひます。

○13番清水和弘議員 クリーンなエネルギー利用により、安価で人の健康面に対しても安心して利用できるバイオマス発電という記事がありました。

本市のバイオマス発電量は1,990キロワットと聞いておひるんですけど、一般家庭での何戸数ぐらいに匹敵するのな、またこの発電量ですな、市民への電気料金の影響はどのような影響があるのなをお尋ねおひます。

○東中川徹企画調整課長 まず、枕崎バイオマス発電所の発電規模につきましては、ただいま議員からありますように1,990キロワットということで、稼働日数の割合、それから自家消費分を考慮しました年間の発電量というのな1,350万キロワット程度ということで、これは一般家庭のおおよそ3,600世帯から4,000世帯分に相当するおひるというふうに聞いておひます。

また、ただいま申し上げました発電量の全量を大手電力会社に売電をしておひるということではございませぬので、市民の電気料金への影響ということについては、現時点では影響は出ておひないということになろうかと思ひます。

○13番清水和弘議員 バイオマス発電を稼働した場合にですな、政府の資料を見たらですな、市町村へ多くの補助金支給されると列記してありました。

本市が受給する補助金の種類と補助率についてお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 バイオマス発電が稼働したことにより、本市が受給する補助金については、環境省が実施する事業において該当する補助金の把握はできておひないところではございませぬ。

参考までに、環境省が実施しておひる2020年度のエネルギー対策特別会計における補助委託等事業については、補助事業、委託事業合わせて44の事業があります。地方公共団体または民間団体向けの補助事業18件、委託事業2件、民間団体向け事業の補助事業16件、委託事業8件となっておひます。

エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を強力に推進し、抜本的な排出削減を着実に実行するための事業となっておひます。オフィス、工場等への再エネ、蓄エネ、省エネ導入、地域での面的な地産地消エネルギーシステムの構築、モビリティを活用した地域温暖化対策などの目的で、設備等の導入促進、モデル構築・支援事業となっておひます。

○13番清水和弘議員 参事が答弁したんですけど、この補助事業はですな、効率的な供給・利用システム、これを構築して事業をした場合、農林水産省の補助事業はあるおひるんですけど、これは確認されておひないですか。

○原田博明農政課長 木質バイオマス燃料等の安定的、効率的な供給・利用システム構築支援事業のことを質問しておひるというふうには認識しておひますが、この事業につきましては、国の直接採択事業ということになっておひまして、経済産業省、農林水産省の事業となっておひます。

事業者のおひるからですな、この事業についての取組の相談があった場合にはですな、一緒に検討して取組んでおひきたいおひるというふうには考えておひます。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時19分 休憩

午後 3 時27分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 最後の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いのほど、お願い申し上げます。

国会では桜を見る会が再燃し、混乱しています。虚偽答弁がつまびらかになり、前政権に距離を置き始めた与党議員、権力にすがり右往左往する厚顔無恥な世界をさらけ出しております。

荒唐無稽な発言で負けを認めないある国の大統領もしかり、根拠のない妬み、そねみで人をつるし上げ、おとしめる誹謗中傷は政治の世界、よくある光景です。お互いに慎みたいものでございます。

通告した質問に入ります。

平成30年に示された第7期介護保険事業計画は、第5章において、第1節の健康づくりの推進から第5節の生活支援サービスの充実までの事業の現状と課題を基に、今後の事業方針を掲げて事業を展開するとして、第6節で介護保険サービスの適正な運営についての事業計画でございました。また、第6章では、平成37年度の第1号被保険者の介護保険料の推計値を示した計画でもございました。

その第7期介護保険事業の2年目に当たる

令和元年度事業では、地域密着型介護サービスにおける開業開始予定の小規模多機能型居宅介護事業所が開業に至らなかったことや、通所系のサービスが伸びず介護医療院のサービス給付が下回ったことなどの要因から、当初見込みより総給付費が下回った決算報告でもございました。その第7期介護保険事業も残すところ4か月となりました。

市長は、4月からの第8期介護保険事業計画の策定に当たり、第7期介護保険事業における実績と令和2年度の事業成果の見込みについて、どのような総括をされているのか、まずもってお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成12年にスタートした介護保険制度も20年が経過しました。現在、本市におきましても平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期枕崎市介護保険事業計画に基づき、「すべての人が健康でいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、健康づくりの推進、高齢者を支える環境づくり、地域ケアの体制づくり、高齢者の積極的な地域参加の4つの基本目標の下、健康づくりの推進など8つの体系に基づき事業を推進してきたところです。

事業実績と成果についてのお尋ねですが、第7期計画においては、重点施策として掲げたサービス提供体制の整備のうち、第6期からの継続事項でありました地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所、先ほどありましたけれども、その整備につきましても、事業者の職員体制の確保が困難という理由により事業実施に至らなかったという結果になりました。

しかしながら、介護医療院の開設や特別養護老人ホームの新設などはほぼ計画どおりに進み、要介護者の状態に応じた一定のサービス提供体制の整備ができたものと考えております。

また、介護予防、重度化防止の取組については、てげてげ広場や筋トレサロンなどの活動をはじめとする様々な事業を推進してまいりました。今年に入って新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、一時活動自粛を余儀なくされた場面もありましたが、これまでの活動の積み重ねの結果、令和2年度末における要介護認定率は当初見込んでいた17.5%に対し、約1ポイント程度下回

るものと予想されるところであります。

このようなことから、全体としては第7期計画策定時に想定した成果をおおむね上げることができていると考えております。

○4番沖園強議員 今、市長が申されましたように、地域密着型サービスやら、いろいろ7期の成果というものは一定の評価ができるんじゃないかならうかなと思っております。

令和2年度の認定率が17.5から1ポイントほど下回る見込みであるというようなことでございましたが、その認定率が下回る、例えば令和元年度の17.1%の見込みが16.1%で落ちついたということで、その認定率が下がったということをお喜びかどうかというのは、またいろいろ議論の余地もあるかと思うんですけど、今回、私通告をさせていただきまして、通告の1項から3項につきましては、総体で現状の課題と今後の見込みということで通告させていただきますので、その中で第7期事業計画の具体的な事例を二、三取り上げてお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）運営事業におきましては、計画には生活支援ハウスの施設が遠いと、そして買物が難しいと事業計画そのものに盛り込んでございまして、自立した生活が困難な入所者については、介護サービスの利用やほかの施設へ移ることを検討すると、それが現状と課題でございまして示してございます。

そうすると、施設が遠く買物が難しい。そのために、介護サービスの利用や他施設へ移ることを検討しなければならない。そういった課題を解決する方法があるのかないのか、今後の事業方針をお示しいただきたいと思っております。

○山口英雄福祉課長 今、質問者が言われたとおり、高齢者生活福祉支援センター、いわゆる生活支援ハウスでございすけれども、この運営事業につきましては、高齢者に対して居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することによりまして、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものでございまして、現在、社会福祉法人明星福祉会に委託して実施しております。

生活支援ハウスの入所対象は、自宅等での独立した生活に不安がある高齢者であり、生活支援ハウスにおいてそれぞれの状態に応じ生活に必要な介護支援を受けることによって、独立した生活を送ることになります。定員は10名ですが、ほぼ常時満員状態というふうになっております。

なお、生活支援ハウスは、市内の別府の真茅地区にございすけれども、入所者の高齢化や要介護状態の変化等によりまして、ただいま言われたとおり買物等の面で独立した生活が困難になる入所者も徐々に増えていることから、施設側といたしましても移動販売車の利用、それから個別宅配業者等の活用を検討しているとも伺っているところでございます。

ただ、それでも対応が困難なケースというのもありますので、入所者本人や御家族、支援者等の御理解を得ながら、特別養護老人ホームなど他の施設へ移ることを検討するなど、今後ともそれぞれの状態に応じた適切な対応を取っていきたくて考えております。

○4番沖園強議員 その特老へ移るといのは大体想定できるんですけど、その移動販売車、この3年間でその取組というのはどうなっているんですか。

○山口英雄福祉課長 第7期計画の中で、ただいま申し上げた課題というのがございまして、それについては課題という認識はずっと持っております。

ただ、これまで、先ほど申しましたように運営する法人のほうでは、移動販売等の活用で何とか買物の利便性を高めることができないかという検討も受託している法人のほうもしております。

こちらのほうは、生活支援ハウスの入所者の状態に応じて特別養護老人ホームの担当者等とも緊密に連携して、その状態の変化等に応じて特別養護老人ホームへの入居の優先順位を設定するとかそういったことで、その状態に応じて次の施設のほうに移れるような取組というのをしてきたところでございます。

○4番沖園強議員 先ほどの10部屋の支援ハウスのほうは準備してあると。常時満床状態だと

ということなのですが、その応募者はどういう状況なんですか、希望する方は、支援ハウスを使いたいなっていう人は。

○山口英雄福祉課長 入所される方といますのは、それまで在宅でですね、通所系のサービスとか訪問系のサービスを利用している方で、状態がだんだん進行して、これでは自宅での生活がちょっと難しいなっていう状態になっていきますと、ケアマネジャーのほうからですね、そういった生活支援ハウスへの入所の相談がまいります、市のほうにもですね。

希望者本人、それからケアマネジャー、それと市のほうで協議をして、生活支援ハウスの方がほかの特養とかに移って空きができたときに、そこに入居していただくと。そういった形で対象者の状況を見ながら、ケアマネジャーとも緊密な連携を取りながら入所につなげていっているという状況でございます。

○4番沖園強議員 施設を移る、あと高齢者の特養の部分については後もってまたお尋ねしたいと思っておりますけど、第7期計画で2020年の第1号被保険者数は8,252人、そのうち要介護（要支援）認定率が17.5%で推計されておまして、そして2025年の第1号被保険者数は7,944人、要介護（要支援）認定率を19.3%見込んでおった計画でございました。

団塊の世代が75歳となるのが2025年だという推計なんですけど、そうすると2025年の第1号被保険者数は20年に比べると308人程度被保険者数が減るわけですよ、見込みが。現在が被保険者数のピークなんですかね、その辺をお示していただきたいと。

そして、またその一方で、認定率は反対に2ポイントほど上がる見込みを立てているんですよ。その認定率が上がる根拠、先ほどは元年度も2年度も認定率が下がってきていると、その根拠をお示しいただきたいと思っております。

○山口英雄福祉課長 65歳以上の第1号被保険者数につきましては、本年10月末現在で8,303人となっております。この1号被保険者数の人数につきましては、この数か月ほぼ横ばい状態でございます、去年1年間の増加具合とか、そういったものも併せて考えますと、現在がほぼピークの状態というふうに考えております。

また、要介護認定率の推計に関するお尋ねですが、第7期におきまして、2025年（令和7年）における本市の要介護認定は、2020年に比べて5年間で約2ポイント程度上昇するというふうに見込んでおりますけれども、これは第7期計画の策定時点におきまして、それまでの本市の要介護認定率の動向や本市特有の地域事情等を勘案した形で、厚生労働省が運営している地域包括ケア「見える化」システムを活用して推計したものでございます。

○4番沖園強議員 今後、また8期計画を策定するに当たって、その辺もまた推計値が出るんでしょうけど、それはそれで置いときます。

市長、私は9月議会で公営住宅の長寿命化計画で高齢者や住民の利便性等を考慮した計画に見直すべきであると、こういった質問をしたんですけど、それに対して、市長は持続可能なまちづくりの観点から低額所得者や少人数世帯に特化した公営住宅も整備していく必要があると御答弁されました。

持続可能なまちづくりには、先ほどから出ておりますように高齢者生活福祉センターの課題解決を含めたですね、心の通うといえればいいのかな、福祉のまちづくり、以前、シルバータウン構想なるものもいろいろ問われたこともあったんですけど、そういったものを含めて検討されていくべきじゃなかろうかなと思うんですけど、市長の御見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 9月議会で公営住宅の長寿命化のときにですね、高齢者ということではなく持続可能なまちづくりの観点から、低所得者とか小人数世帯ということでお答えしたというふうに思うんですけども、今話題になっております高齢者生活福祉センターについてもですね、現在の高齢者生活福祉センター、生活支援ハウスは市内の、先ほど説明がありましたように別府の真茅地区にあるため、買物あるいは日常生活を営む上で不便な面があるというのは御指摘のとおり

だというふうに思います。

高齢者生活福祉センター事業の受託法人においてもですね、入所者の利便性向上の観点からいろいろ創意工夫をされていると、検討されているということですが、入所者の独立した生活を支援するためには施設の整備という観点をはじめ、いろんな方法が考えられると思います。

9月に答弁しましたようにですね、全体的な公営住宅の在り方であったりとかですね、その辺りも含めまして市としてもどのような方策がいいのか、今後様々な角度から検討していきたいというふうに考えているところです。

○4番沖園強議員 低額所得者に限らず、特にこの高齢者の問題というのは非常に核家族化等が進んでですね、大きな問題なんですよ。

そこで、先ほどの施設を移るちゅうか、特別養護老人ホーム等へというような話があったんですけど、第7期計画の養護老人ホーム措置事業では入所後に要介護3から5になる利用者がいてですね、施設の支援負担が大きくなっていることが課題であると示してございます。

今後の方針としては、次の施設、すなわち特別養護老人ホーム等へ移れるような施設間の連携・調整に努めることが必要であると、こう将来の見通しを立てているわけですよ。

先ほどからも御答弁があったんですが、そこでお尋ねしますけど、本市に特別養護老人ホームは3施設あるのかな、その待機状況、そしてまた昨年開設した介護医療院の利用状況はどうなっているのかということと、今、宮田町に建設中の施設が広域型の特別養護老人ホームとお聞きしているんですけど、その受入れ可能人数といえいいんですかね、そして本市の希望者がその施設の規模においてどのぐらい入所できるか。広域型となっていますので、その辺をお示しいただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 養護老人ホームについてまず申し上げますと、養護老人ホームというのは65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設でございます。

市内妙見町に定員50人の養護老人ホーム妙見の里がございましてけれども、質問者が言われるとおり入所後加齢等に伴い要介護度が上がったため、特別養護老人ホーム等への入所を検討する必要があるケースも増えてきております。

お尋ねの特別養護老人ホームの待機状態でございますけれども、本年6月に調査した結果でございますが、現在3つ施設がございまして、3つの施設の合計で要介護3以上の待機者が111人となっております。

なお、そのうち、今話題になっております養護老人ホームに入所している待機者はいないというふうになっております。

また、介護医療院につきましては、地域医療構想に基づき、平成30年7月に市内の1医療機関が医療保険適用の療養病床50床を介護保険適用施設に転換したものでございまして、転換以後、ほぼ満床の状況であると伺っております。なお、本年3月末時点の状況で申し上げますと、そのうち36人が本市の住民というふうになっております。

それから、現在、宮田町に建設中の特別養護老人ホームについてですが、これは定員40人の広域型の特別養護老人ホームでございまして、令和3年2月、年明けの2月から開設される予定となっております。なお、広域型でございまして、市外の被保険者でも入所は可能となります。

養護老人ホームの入所継続が困難になった場合におきましても、入所者本人の希望や身体状況等に応じて適切な受入れ先の選定などができるように、今後とも各施設の担当者等との連携・調整を一層深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○4番沖園強議員 さっき養護老人ホームで50床で36人が市民ということだったですよ。そして、妙見の養護老人ホームの待機者はいないということでしたよね。そうすると、先ほど6月

時点で要介護3以上の待機者が111人だということだったんですけど、その方々は病院とか在宅なんですかね。

○山口英雄福祉課長 先ほど申しました特別養護老人ホーム待機者111人につきましては、医療機関の入院者が26人、介護老人保健施設の入所者が57人、在宅が1人、有料老人ホームの入所者が5人、介護医療院が11人、それから小規模多機能に一時入所、短期入所してる方だと思いますが、これが2人というふうになっております。

○4番沖園強議員 いずれにしても、重複して申請を上げる方もいらっしゃると思うんですけど、そんな方がどのぐらいいるのか分かりませんが、待機者が100人以上はいるということですよ。介護医療院とかそういったところの施設に入っている人たちはそうなんですけども、在宅があったりしますので病院関係とか、その辺の解決策はどうなっていくのか。

また、先ほどの宮田町の部分が40名のうち30名でも入れれば、若干は緩和されるのかなとは思いますが、その辺の見通しはどう立てていらっしゃるんですか。

○山口英雄福祉課長 年明けの2月に新しく40床の特別養護老人ホームが整備されることから、先ほど申しました在宅も含めてですけど、今、特別養護老人ホームの市内にお住まいの待機者につきましては、受入れ先が確保できますので、待機状況の緩和にはつながるといふふうには思っております。

○4番沖園強議員 私、さきの決算特別委員会で、介護用品支給事業のおむつ支給において、鹿児島市は要介護3以下や要支援の方も支給の対象になっていますよと。そして、本市は要介護4・5に限定されていると。それも年に600枚程度が限度でございますよということで、本市と鹿児島市との違いを申し上げたんですが、そういった鹿児島市に限らず近隣のまちと比較してみますと、介護用品支給事業または在宅介護手当支給事業の支給条件に違いがあるんですよ。

例えば介護用品支給事業の支給限度額で比較しますと、鹿児島市は年10万円、本市が7万5,000円、この限度額7万5,000円というのは、類似都市の場合は大体7万5,000円になっていると思うんです。そういう鹿児島市とはそこも違う。

しかし、介護用品支給事業の支給資格を比較してみますと、本市の支給資格は先ほど申しました非課税世帯の要介護4と5の方に限られていると、限定されていると。そして、先ほど申し上げた鹿児島市のほかに南さつま市では要介護、要支援の縛りが無い。結局、要支援の方も要介護1から3の方も、認定された方はおむつ等の介護用品支給の支給資格があるということでございます。

それに、ここで特段申し上げておきますと、南さつま市におきましては非課税世帯の縛りもないと。一般の住民税を納める世帯の方にも支給資格があると。その違いがございます。

すなわち、本市は住民税を納める要介護3以下や要支援の方には支給資格がない。住民税を納めると要介護4から5の方にも支給資格がないと。そのまちの制度によってこういった介護サービスに開きがあると、違いがあると。この事実を市民の方々もほとんどお知りでないでしょうから。

ただ、我々こういった立場になりますと、今まで看過してきたのかなということで自分なりに恥ずかしくも思ったり、反省もいたしております。実際、介護が必要な御家庭の御苦勞、経済的負担を含めてですね、当事者になってみないとなかなか分からないと。

そこでお尋ねしますが、まだほかにもいろんな事業を比べてみれば、またこういった違いがあるかもしれませんが、第8期介護保険事業計画に向けて、せめて近隣の市並みに、例えば南さつま市のように支給資格の要件を見直す必要はないのかなと思っておりますが、市長の御見解をお聞きます。

○山口英雄福祉課長 まず、最初に本市の制度内容等について私のほうから説明をさせていただきます。

本市では、介護保険特別会計におきまして、地域支援事業の任意事業といたしまして、対象者1人につき年額7万5,000円を上限に家族介護用品支給事業を実施しているところでございますけれども、受給対象者につきましては、ただいま質問者が言われるとおりの非課税世帯に属する要介護4以上の高齢者を現に介護している非課税世帯の家族というふうにしていただいております。

ただ、一般会計におきましても、おむつ給付事業というのをやっております、こちらのほうは65歳以上の方または1級もしくは2級の身体障害者等で常時おむつを使用しているおむね3か月以上寝たきり状態が続いている方を対象にしまして、年間600枚ではございますが、これを上限といたしましておむつ給付事業というのを実施しております。

この一般会計で行うおむつ給付事業につきましては、課税世帯、非課税世帯の別、あるいは要介護認定を受けているか否かに関係なく受給できるものとなっております。

近隣市等の状況につきましては、鹿児島市は本市のように介護保険会計の地域支援事業ではなく、市単独事業の紙おむつ等助成事業として実施しているようです。南さつま市や南九州市は、本市と同様に介護保険会計の地域支援事業を活用し、さらに単独事業部分も合わせた形で事業実施して一般会計で負担しているというふうになっておりまして、支給条件につきましては、先ほど議員御指摘のとおり本市の制度とは差があるところでございます。

なお、この家族介護用品支給事業につきましては、原則として地域支援事業の対象から除外するという国の方針が既に決定されておりまして、令和3年度からの第8期計画期間中におけるこの事業の取扱いにつきましては、第7期計画期間中に当該事業を実施している市町村であって、かつ介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討している場合に限り、例外的に事業を実施できるものとされているところでございます。

○前田祝成市長 ただいま担当課長が申しあげましたように、家族介護用品支給事業を地域支援事業の対象から除外するという国の方針が既に決定し、事業の廃止や縮小に向けた検討を要請されている状況の中、今後の事業実施に関しましては、事業を継続するとした場合においては支給対象者や支給条件をどう設定するのか、また財源をどう確保するのかといった難しい問題等も出てまいります。

迫りくる超高齢化社会を見据えた望ましい支援の在り方につきましては、他市の取組等も参考にしながら調査、研究を進めてまいりたいというふうに考えます。

○4番沖園強議員 福祉課長にお聞きしますけど、今御答弁があった国は地域支援事業の対象から除外するという、そうすると鹿児島市みたいに、また本市のおむつみたいに単独事業で取り組んだ場合、何かペナルティがあるんですか。

○山口英雄福祉課長 家族介護用品支給事業につきましては、国の方針といたしまして地域支援事業から除外して単独事業で行うか、市町村特別給付で行うかというふうに示されております。

ということでありまして、単独事業の場合には一般会計で負担すると、一般会計事業というふうになります。市町村特別給付で行うとなると、全額1号被保険者の保険料で賄うというふうになってきて、現在、地域支援事業の財源であります国の38.5%、都道府県の19.25%、こういった財源がなくなるということでありまして、先ほど市長が答弁申し上げたとおり財源の確保、そこら辺から検討していかないといけないということになります。

○4番沖園強議員 単独事業で取り組めるかどうかちゅうのは、今後の財源の問題等もありますので無理は申しません。そしてまた、そういう給付事業の限度額の多寡を私申しているんじゃないんで、例えば南さつま市みたいなそういう要支援、要介護4・5、要介護1から3というそういう垣根を取っ払ってもらいたい。その辺の要件を緩和してほしいなということなんですよね。

私ごとで大変申し訳ないんですけど、私はいろんな補助事業を活用して閉鎖された農協事業所を無報酬で、ほとんどボランティアでやっているんですが、そこに高齢者が買物に来る。ほとんどおむつパッドとか、そうなんですよね。そういう立場にならないと分からない。

そして、実は私の親なんですけど、8月にある施設に入所してそのとき要介護1でございました。それまでには一切、そういった支給は受けたこともございません。たった3か月で要介護5になりました。

認定で要支援、要介護1から3であっても、その家族の負担というのは言葉で言い表せないものが、私は別として皆さんおありかと思えます。その辺を含めて御検討いただきたいと。

最後に、この問題で介護保険サービスの適正な運営という観点からお聞きしておきます。

第7期事業計画で示された令和7年度見込みでは、第1号被保険者の保険料9万3,200円と推計して、その根拠となる標準給付費を28億4,700万円見込んでおりました。これらの推計値や令和2年度末の実績が、先ほど市長も若干答弁されたんですけど、第8期被保険者の保険料の算出根拠になっていくと思うんですよね。

その中で、第7期事業計画の総給付費見込額や第1号被保険者負担分相当額の見込みと実績はどのような推移をたどってきているのか。平成30年、令和元年度の実績と令和2年度の見込みが分かればお示しいただきたいと。

そしてまた、9月議会で福祉課長のほうから準備基金の積立金が、決算特別委員会だったですかね、残高が約3億1,000万円と報告されました。第8期被保険者保険料の算出に当たって、年度末の準備基金を幾ら取り崩して充てこんでいくのか。そういった推計の基に策定されていくんでしょうから、その現時点での保険料に対する方針でいいですから、お聞かせいただければと思います。

○山口英雄福祉課長 総給付費と第1号被保険者負担分相当額についてのお尋ねですけれども、まず総給付費につきましては、第7期計画策定時におきまして、平成30年度は23億1,923万7,000円、平成31年度は23億2,057万1,000円、平成32年度は25億4,315万2,000円と見込んでおりましたけれども、これに対します給付費実績といたしましては、平成30年度が20億5,992万7,000円、令和元年度が21億4,156万9,000円、令和2年度は現時点での見込みというふうになりますけれども、22億6,128万6,000円程度というところがございます。

また、第1号被保険者負担分相当額につきましては、第7期計画策定時におきましては、平成30年度は5億9,367万0,278円、平成31年度は5億9,788万6,044円、平成32年度は6億5,346万6,230円と見込んでおりました。

なお、第1号被保険者負担分相当額とは、今後3年間の事業計画期間におきまして必要と見込まれる介護サービス給付費等の所要額に対しまして、第1号被保険者の保険料で賄うべき額の見込額でございますので、実際の給付実績によって変動するというものではございませんけれども、ただ給付実績に基づき導かれる理論上の第1号被保険者負担分相当額ということで申し上げますと、平成30年度が5億3,347万0,280円、令和元年度は5億5,543万6,430円、令和2年度は現時点での見込みが5億8,665万円程度というところがございます。

それから、第8期計画期間における保険料の算出に關しての考え方でございますけれども、第8期介護保険事業計画におけます第1号被保険者が負担する介護保険料につきましては、第8期計画期間であります令和3年度から令和5年度までにおきます介護サービス等の利用の見込量を基に算定される総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等を加えた標準給付費と地域支援事業費を基に算定されるところでございます。

なお、第8期の保険料についての方針ということでございますけれども、まだ計画の策定作業を進めている段階でございますので、現時点で保険料の動向について明確な答弁はなかなかし難いところではございますけれども、第7期に特別養護老人ホーム等の施設整備を行ったことや今後の被保険者の加齢による介護度の上昇等によりまして、第8期の標準給付費見込額は第7期に比べ上昇すると予想されているところでございますので、介護給付費準備基金の投入などによりまして、第1号被保険者の保険料負担を可能な限り抑える方向で調整していきたいと、こういっ

た考え方を持っているところでございます。

○4番沖園強議員 上昇するのはもうやむを得ないことだろうなと思っております。

ただ、本市の場合は3億1,000万円の現時点での準備基金の積立てがあるということで、7期においてもそういう準備基金の形で、今県下でも低く抑えられているということで理解しておりますので、御努力いただきたいと思います。

次に、9月議会で時間切れで答弁いただけなかった第三セクターへの出資についてお伺いしてまいります。

経営については、第三セクターということで質問は差し控えさせていただきますが、毎年、第三セクターの経営状況についての報告が6月議会であります。お魚センターは、特に新型コロナウイルス感染症の影響があって、元年度の決算は859万7,000円の赤字であったと、累積赤字が6,689万円になりましたと、長期借入金未払金額は1億2,436万6,000円に膨れましたよと。その結果、運転資金のショートに加えて新たな借入れが発生しましたと、こういった報告でございました。

私、よくよく思うのが、お魚センターの運営状況については営業収益に対して長期借入金の元利償還が占める割合が見合っていないと。仕方のないことなんですけど、これまでの変遷、経緯からすると見合っていないと。

そのことは、もう各議員からも毎年のように御指摘があるんですけど、今年は特にこの新型コロナの関係で第三セクター、お魚センター、地場センターの経営への影響は容易に誰でも推察できますよね。その存続は果たして大丈夫なのかなというふうに危惧いたしております。

特に、これまでの借入金の債務保証を我々議会も承認してきました。非常にその存続については責任と危機感を強く抱いております。

先ほど申しましたように、私はお魚センターの健全化に必要なのは正味運転資金を担保するキャッシュフローの管理が一番肝かなと。そこを解消するためには、何らかの形で増資できて長期借入金の元利償還の負担割合を減らすべきじゃなかろうかなと思っております。

また、ここまで経営者側に口を出していいのかどうか分かりませんが、できるもんならお魚センターと南薩地域地場産業センターの管理部門だけでもですね、整理統合できないのかなと、固定費を減らすために。

合理化ができるんじゃないかなと思っておりますが、我々債務保証を承認してきた議会の立場、そしてまた筆頭株主である枕崎市として、市の政策としてですね、お魚センターに増資することや、さっき言ったお魚センターと地場産業センターを統合することはできないのかなとそういったことを検討されていないのかなということでお聞きしておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、質問者から発言がありました債務保証ということですが、第三セクターのお魚センターにつきましては民法上の債務保証ということではなくて、二者間の契約に基づく損失補償ということで国のほうでも財政援助制限法ですかね、これについては損失補償が可能だということで認められているところであります。

債務保証というのは民間レベルの民法上の保証でありますので、そこは損失補償ということで御承知おきいただきたいと思います。

○前田祝成市長 ただいま御質問ありました2つの法人の統合というところについて、お答えしたいと思いますけど、それぞれが公益財団法人と株式会社、また非営利法人と営利法人という法人格の違いがあるということです。

経営状況にかかわらず、いずれにしても統合という形にはなかなか難しいのかなと。管理部門を統合というお話がありましたけど、ちょっと統合という形にはなかなか難しいかなというふうに考えております。

南薩地域地場産業振興センターにつきましては、昭和56年8月に21団体が出資しまして財団

法人として設立、そして平成25年4月に公益財団法人に移行したところです。当該法人については、様々な社会情勢の変化、具体的には関係する出資団体の自治体合併などもございました。

一方、枕崎お魚センターは、平成4年4月、5団体、市、漁協、加工組合、鮮魚出荷仲買、漁商組合、それぞれが出資し、株式会社として設立して運営しているということで、法人格が違うという現状がございます。

そして、その法人格の違いがあるところなんですけれども、一つ一つの事業ですね、事業につきましては当然コロナ禍の中で、また次のアフターコロナを見据えてですね、しっかりと法人の在り方というのは再検討すべきだというふうに、そういう時期に来ていると認識しております。

特に今回のコロナを経てですね、その後どうすべきかというところについてはですね、再検討の時期に来ているというふうに考えております。

そしてまた、昨今の消費動向、商品購入手段の多様化、両法人とも赤字決算が続いている経営状況の中で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経営への打撃が大きいと申し上げましたように、お魚センターにおいては休業とか来館者数の激減、こういう状況もございます。売上げの大幅な落ち込みによって資金繰りが悪化している状況もございますので、その辺りについては非常に厳しい状況がございますので、事業継続の選択肢としてこの2つの法人の事業の、先ほど申し上げました繰り返しになりますが、整理をしっかりと行って事業を集約できる部分は統合し、経営のスリム化を図る必要があると認識しております。

法人格をこの後どうするのか、2つとも法人として残すのか、あるいは一つの法人については整理するのか、その辺りも含めてですね、今後考えていく必要があるかと思えます。

ただ、それぞれ一つ一つの事業については収益性の高いものもあるというふうに考えまして、将来性の高いものもあると考えますので、その辺りの事業の統合というのはしっかりとやっていく必要があるかというふうに思えます。

検討に当たりましては、国県の補助事業等により建設している施設の、地場センター等もそうなんですけれども、財産の残存等も含めてですね、詳細な調査、法人の在り方、目的等も含めて出資団体の方々、自治体等も含めて協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、今後これもあまり悠長に考えていられませんので、しっかりとスケジュール感を持って関係者等とも調整して、その中でもしっかりと慎重に検討していくことになろうかというふうに思えます。

○4 番沖園強議員 法人格が違って非常に難しい面もあると。だけど、事業の一部は整理できるものは検討していくということですよ。

今、答弁をお聞きしながら思い出したのが、南薩地域の構成団体で諏訪公園を払い下げたことございました。同じ事業団体だったと思えますよ。そういった構成団体で協議が整えられないことはないのかなち思ったりもするんですけど、私、何せ素人ですから、その辺は検討を進めたいということで、いかんせん、あとはその事業の分野によって、統合できるものがあれば統合して合理化を図っていくべきだろうと。そしてまた、市の施策として増資できるのであれば、それは株主総会とかいろいろあるでしょうから、そういったものも前向きに検討していただきたいと。

どうしても損失補償、すみませんでした、さっきは。損失補償を我々枕崎市が負っているわけですから、前向きに検討していただきたいということで、最後の質問に入らせていただきます。

今年の2月26日の南日本新聞に、核家族や高齢化に伴って墓守の後継者不足から合葬墓地を整備する自治体が増えていると紹介されておりました。

本市でも墓守をする家系ちゅうか、家族が途絶えて、どこかに合葬墓ちゅうかお寺が管理する集合納骨堂に納骨する世帯が増えていきますよね。その一方で、市営墓地を含めて集落墓地におい

て空き場所、無縁墓地が目立ってきております。

集合納骨堂に納骨したくても、納骨堂の空きがない、足りないお寺、ましてや納骨堂自体を持っていないお寺、そして余儀なくして納骨堂を持ってない世帯の方がほかのお寺のほうに、空きがあるところに移っていく、檀家が変わるといえばいいんですか。非常に無縁墓地等が地域社会の課題になっております。まだまだこの状況は増えるんじゃないかなと推察できるんですが、集落墓地の墓守のない墓や無縁墓地の管理はどこが責任をもってやるのかと。

熊本県が全県下的に平成25年に調査をしたみたいなんですけど、墓地の歴史的な変遷と申しますか、明治17年に墓地及び埋葬取締規則が制定されまして、いろんな変遷がございまして平成12年に都道府県へ自治事務として管理するようになったと、国の施策として。そして、平成24年に第2次地方分権一括法で市町村へ権限が移譲されてきたと。

ですから、あながちその集落墓地においても地域だけの問題じゃないと。熊本県は、全市町村を対象にした調査を行ったということで、今後、合葬墓やそういった地域課題に応えるために調査をする考えはないのかをお聞きしときます。

○日渡輝明市民生活課参事 近年の核家族化に伴って墓の継承者が課題となっており、民間の納骨堂へお骨を移すため改葬を行うケースや、親族が市外に居住しており、お墓の管理ができずに墓じまいをされる方が増加傾向にあることや、無縁墓についても地域課題となっていることは承知しております。

共同墓地については、墓地管理者で管理すべきものでありますが、墓の継承者がいないケースが地域での課題となっていることから、市としましても課題解消のため、地域の実情を踏まえた対策を研究していく必要があると考えております。

お墓は代々家族、家系で継承していくものでありますが、御質問の合葬墓につきましては広く共同で利用が可能で、継承者がいない方でも使用できる一代限りのお墓の位置づけになっているようです。

現在のところ、市で合葬墓の具体的な整備計画等の考えはありませんが、枕崎市営墓地の空き区画の現状を見ますと、今後の維持・管理など検討課題も多いと考えています。近年、墓地も多様化してきており、合葬墓につきましても民間の納骨堂の整備計画等や集落墓地の現状を見極めながら、本市の墓地行政全般における課題として、先進地の取組などを参考に考えていかなければならないと思っております。

○中原重信議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時29分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和 2 年 12 月 2 日)

令和2年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第4号）

令和2年12月2日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（74ページ～83ページ）
		城 森 史 明 議員（83ページ～92ページ）
		東 君 子 議員（92ページ～98ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
川 崎 満 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
田 中 義 文 健康課長
永 江 隆 水道課参事
水 流 敏 幸 監査委員
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長
丸 山 屋 敏 教育長
満 枝 賢 治 学校教育課長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
佐 藤 祐 司 財政課長
原 田 博 明 農政課長
松 田 誠 水道課長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事
宮 原 司 教委総務課長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 1時間のお付き合いをお願いいたします。

コロナの感染拡大に伴いG o T oトラベル一時停止の見直し、条件の早期開示をと、政府と都道府県の長のやり取りが報道されております。

昨日は東京都の自粛ということで決着がついたような感じですが、大阪、札幌、東京都ということになっております。そして、10月25日に総理は所信表明演説で、温室効果ガスを2050年までにゼロにすると宣言がありました。

また、本市においては、今年度、環境基本計画策定業務、市長の施政方針で地域新電力会社の設立を目指すことが述べられました。時期的にはいい頃合いであったとは思っております。

質問に入らせてもらいます。

初めに、地域新電力会社の設立について、取組の進捗はどうなっているのかをお伺いいたします。よろしくをお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 地域電力推進事業につきましては、3月定例会において施政方針で申し上げましたように、市内には太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設が多く存在している中、これら地域で生産される電力のほとんどが市外の電力会社に売電され、また地域で使用した電力の電気料金が市外に流出している現状があるというようなことから、太陽光、木質バイオマスなど地域の再生可能エネルギーを地消し、経済の地域内循環を促進することにより、持続可能な社会を実現するため地域新電力会社の設立を目指すこととし、本年度は市内の電力需要や事業採算性など、その実現可能性調査に着手することとしていたものであります。

お尋ねの取組の進捗状況について申し上げます。本年度は実現可能性調査の結果、新会社の設立に取り組むとした場合、会社設立や電力小売事業の免許取得等の手続を進め、令和3年度の早い時期に本格運用を開始できないかということで考えておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、事業者等との協議、打合せ等もなかなかできず、年度当初から事業の進捗が止まっている状況にございました。

そのような中、県の鹿児島県エネルギーをシェアするまちづくり事業業務委託プロポーザルが行われ、大手のコンサル会社から本市を候補自治体として、木質バイオマス発電を核とする地域マイクログリッド実証事業として提案があり、今後3月12日を履行期限として、エネルギー需給動態調査及び再生可能エネルギー利用可能量調査、関連法規の整理、採算性の試算、非常時対応の検討、地域貢献のための付加サービスの検討、実証事業に活用可能な国の補助金等の整理などが行われることとされております。

今後、この事業で得られたデータ等を基に地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてバイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、来年度、国の補助事業を活用し、そのマスタープランの作成及びその事業の一端を担う地域新電力会社の設立などの地域エネルギー事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 今、市長からもありましたように、コロナ感染症の影響ということで、この発電事業者との折衝、それもままならない状況ということでしたが、新聞等にもありましたようにバイオマス発電所が稼働したと。

そこに市長以下何名か出席されたと思いますが、そういった中でバイオマスエナジー社とのそういった席に出席した折に、うちは地域新電力会社を設立したいとかちょこっとした話合いとか、何かいい結果とかそういうのはなかったんですか。

○前田祝成市長 今、質問者からございました木質バイオマス発電所に関しましては、10月に本格稼働をしたところで、私どもも木質バイオマス発電の関係会社とはですね、情報交換というのは密にやっているところなんですけれども、具体的な新電力会社に関しての取組というのを木質バイオマス発電側と一緒に取組むというところまでの具体的な話はしておりません、私が今年の施政方針で申し上げました地域新電力会社を設立したいということについてはですね、先方も存じ上げていると思いますが、そこを具体的な事業として、一緒に取組むというところまではですね、具体的に話をしているというところはございません。

○東中川徹企画調整課長 ただいま市長が申し上げました県の業務委託の関係で、鹿児島県エネルギーをシェアするまちづくり事業、この中で木質バイオマス発電を核とする地域マイクログリッド実証事業というものを今進めておりますが、その中では関係者ということで、私どもの課の職員、それからバイオマスエナジーの方も一緒に県のほうに行き、その会議等に出席はしているところであります。

○5番禰占通男議員 冒頭、市長も申したように感染症の影響で電力会社ですよ、太陽光を含めた、その話合いまではいかないち申したんですけど、その把握というのはできているんですか。

枕崎市に太陽光発電が何基あって、どのぐらいの発電量があって、それは誰々が所有しているとかそういった大まかなもので、昨日も質問でバイオマスエナジーは1,350キロワットぐらいの発電量と答弁しましたが、そういった数値的なものも把握しているのかどうかをお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 私どものほうで直接把握ということでございませぬが、資源エネルギー庁のほうで再生可能エネルギーの認定状況ということで公表している部分がございます。

令和元年、昨年10月の時点になりますが、バイオマスについては1件、今申し上げました1,990キロワット、太陽光については箇所数として1,082件、6万3,268キロワット、風力のほうが13か所、242.6キロワットということで公表した部分がございます。

○5番禰占通男議員 質問が重複しますけど、一番の問題はバイオマスエナジー社の新聞の報道でも一般事業者へ売る契約になっているということでしたけど、一般電力会社によさね。

そうした場合、今も太陽光発電もろもろほとんどが地方ということで、電力の卸業界に行っているのかどうかは分かりませぬけど、そうした場合、枕崎市が今年度は無理ということで来年度以降、会社設立となった場合に売電の契約解除ですよ。

そういったことに対する不利益と、発電の電力事業者が契約を変える、最初売電した人と変えて、また次の契約をするという不利益というか、自分に対してですよ、そういったことはどのぐらい把握しているんですか、どういう例があるとかそういった点については。

○東中川徹企画調整課長 今、売電については、複数のところには売電できないと、1か所しかできないというふうになっております。ただ、今、大手電力会社のほうに行っておりますが、それを変更することも可能であると。

それから、再生可能エネルギー電気卸供給を受けた小売が他の小売にFIT電気を転売することというのも認められているということで、大手電力会社から新電力会社のほうで買い取るということは可能というふう聞いております。ただ、その契約の関係で不利益云々ということは私どものほうでは把握はしてないところです。

○5番禰占通男議員 県のグリッド事業を使ってこれから進むだろうと私も思いますけど、設立する場合、どの程度の規模とか対象事業者数ですよ、今伺った1,000件ほどの太陽光の発電量、

ほとんどうちにはバイオマスか太陽光しかない。隣の南さつま市に風力発電もあります。

そうした場合、規模ですよ、うちはどの程度の発電を予想して、どの程度の住宅、公共施設に供給するのか。そういった構想というか、あれはまだなんですか、それとも大方この範囲は決まっているんですか。

○東中川徹企画調整課長 まず、県の事業のほうでは、木質バイオマス発電所を確認して、別府地区のほうで実証事業を行うということになっておりまして、その中で実証エリアのエネルギーの需給動態調査、また再生可能エネルギー利用可能量の調査、そういったものも行われるというふうに聞いております。

それと、先ほど市長のほうから申し上げました、この事業で得られたデータを基にですね、来年度、国の補助事業を活用しましてマスタープランの作成、これを行う予定としております。

そのマスタープランの中でもですね、地域内の需要量調査、それから地域内の可能供給能力調査、そういったものもなされるということになっておりまして、その規模といいますか、その調査結果を基にですね、今後検討していくことになろうかというふうに思っております。

○5番禰占通男議員 地域電力でほかのところも自分のところの公共施設に先に使うということで、そして周りの一般住宅とか鹿児島県にも日置、霧島のほうもあると思うけど、いちき串木野市なんかでもですけど、そういった場合、私も前に予算だったか、決算だったか忘れたけど、電力はどのぐらい使っているのか、電気代は幾らだったのかっていう質問をしたのは覚えております。

それで、うちの役所を中心に学校、委託先の施設はいいですけど、そういった大まかな年間の一連の電力使用量というのは把握しているんですか。

○東中川徹企画調整課長 本市の主な公共施設の電気使用量、それと使用料金の実績ということで、一般会計、それから水道とかの企業会計も含めましてですが、合計で平成30年度決算において500万キロワット、額にして1億1,000万円程度というふうになっております。

○5番禰占通男議員 それと、一番最初に聞いておきたいことは自分の発電施設は持つんですか、持たないんですか、自前の発電施設としては。それを聞いとかないと後で質問がちょっとおかしくなりますので。

○東中川徹企画調整課長 発電施設については、新電力会社のほうで自前では持たないという予定となっております。

○5番禰占通男議員 自前のものは持たない、分かりました。そうすると、この設立に対する資本金とか経営という点ではどのような方式でいくんですか。

○東中川徹企画調整課長 以前、予算特別委員会等で申し上げたかと思いますが、第三セクターを想定しております。市がどの程度になるか、半分ぐらいを出資するというような形で、あとは市内の企業団体、そういったところに事業の説明を十分して、お願いをしていくことになろうかというふうに思っています。

○5番禰占通男議員 経営方式としてはどうするの。

○東中川徹企画調整課長 ただいま申し上げましたように、市も関与する、民間の企業、団体にもお願いをしていくという形で、ちょっと質問の趣旨があれなんです、株式会社等の第三セクターということで予定をしているところです。

○5番禰占通男議員 昨日もありましたけど、第三セクターということで。そういった場合は、この出資率で相当経営に与える影響も多いと思いますけど、普通の株式会社となると多数募集して、後はその株式の数によって経営方針を決定するというので、役所が関わるとなると、この地域電力会社も日本に相当あって、その中に大きな企業とかが一番最初に出てきて、その後を追従するという、そういった資料も国のほうから出されていますけど、軌道に乗ればいいんですけど、こうやって人口が減っていく、どれだけエネルギー、今オール電化なんかも進んで、電力さえあれば生活ができるという時代になってきましたけど、その比重は物すごく大きいと思います。

それで、やっぱり会社の形態、これが一番今後を左右するところかなと、そして、日置などは水力もあったりして自分で持っている、そうしたところだったらある程度いいだろうけど。全部電力を買って、電力卸市場から買うのか、それともその個人事業者から直接買うのか、今後の課題だと思うんですけど。

そして、やっぱり緊急時についていうことを予算特別委員会だったですかね、3月の。そこでもおっしゃられたと思いますが、そういった場合、いろんな設備にお金がかかるということになると、また経営も難しくなるのかなとと思っているんですけど。そういった中で経営をどうするのかということが一番の道筋だと思うんですけど、どうなんですか。3月の説明では50%ぐらいと考えているということで私はメモをしていたんですけど、どうなんですか、そこら辺は。

○東中川徹企画調整課長 地域新電力会社の体制については、先ほどから申し上げていますように第三セクターを想定しておりますが、設備整備等のインフラはほとんど伴わないということと、収益に応じた人員体制や事業内容として、固定費を小さくすることによりましてリスクというものは少ないのではないかと考えております。

また、電力の調達については、ただいま議員からもありましたようにバイオマス発電所、また他の事例等に見られます電力卸売市場などから調達を行いまして、まず、本市の公共施設をはじめとして地場産業を支えている法人等を中心に供給を行うと。

それと、将来的には一般家庭まで広げていくことで経営自体を維持する。そういった中で、さらにその事業収益を住民サービスの充実に活用することができるのではないかとというふうに考えたということですね、そういう意味では、やはり市が関与していくということがどうしても必要であるというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 あと、この地域新電力会社に追い風となっているのが、このFIT、固定価格の買取りが2019年度に一般家庭の10キロ未満は10年で契約を打ち切られるちゅうことで、ちょっと大きい発電能力を持つところは20年ぐらい、そして自由契約ということになっていきますけど。一番の問題は、一般家庭の10キロ未満だと48円で売っていたものが、今は7円から9円ぐらいで引取りされると、黙っていても自動更新される。

そして、私も近くに住んでいる人からグラウンドゴルフのところでちょっと小耳に挟んだんだけど、蓄電池を設置しなければ九電がもう買わないと、そういうことも話を聞いております。

それで、この新電力については、今まで48円で売っていたものが七、八円。それに設備投資何百万ということなんだけど、そうした場合、買取りは楽になると思います。

それで、売るほうは大変なんだけど、我々住民が九電から買っているほかに電力卸市場から買っている人もおと思うんですけど、これが一般家庭で電気を使用するとすると1キロワット当たり20円だそうです。それを換算すると、うちはどこか七、八千円かなと計算しているんですけど、基本料金を除いてですよ。

そうした場合、うちが電力会社をつくったそれを事業者、一般家庭に売るとなるとこれが基準になると思うんですよ。どんだけもうけるかちゅうのをこれで計算すると出てくるんだけど、来年度以降の計画になるとこの電気料というものの試算とかはしているんですか、どうなんですか、代金ですね。

○東中川徹企画調整課長 現時点では、そこまで詳細に踏み込んだという検討まではしておりません。先ほど申し上げました国の補助事業の中で、地域内需要量の調査、それから地域内の可能供給能力の調査等が行われます。

それと、事業の構造設計と想定投資額の試算、そういったものを盛り込んだマスタープランというのを作成するということになっております。

その調査の結果といいますか、その結果等を踏まえて策定されていくのではないかとというふうに考えております。

○5番 禰占通男議員 次の導入の効果ということは質問するにも会社設立が後になるということでは置いて、次のこの設立に活用可能な補助金はあるのかということですが、冒頭、市長からもグリッド事業で調査等に対して、課長からも国のいろんな事業とかがあるということだったので、本市が該当する事業というのは、補助というのはどうなりますか。

○東中川徹企画調整課長 地域新電力会社設立に向けて活用可能な補助金についてということでございますが、ただいま何回か申し上げております地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社、それから金融機関等、地域の総力を挙げてバイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する国の補助事業がございます。本市においても先ほど申し上げましたこれに応募する予定であります。

この事業については、分散型エネルギーインフラプロジェクトということで、マスタープランの策定段階から事業化まで総務省のほうに窓口を設けて、農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省といった関係省庁と連携しまして徹底したアドバイスを実施するというもので、補助対象としましては、地方公共団体が定める地域の特性を生かしたエネルギー供給事業導入計画、いわゆる地域新電力会社の事業計画等を含むマスタープランの策定費用に対しまして補助率が原則2分の1、それと上限について2,000万円という補助金がございます。

このほか、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域モデル形成事業といった環境省の補助事業等もあるようでありますので、今後、活用可能なものについては研究をしていきたいというふうに考えております。

○5番 禰占通男議員 経済産業省の資料にあったんですけど、自治体新電力設立のための補助金ということで、シュタットベルケと載っているんですけど、これいろいろ補助金もあるみたいですけど、令和2年から3年度に期限が来たり、古いやつで延々と続いているのもあるし、また冒頭、私が申し上げたように首相の温室効果ガスゼロという目標を掲げたことにより、また新たな取組も生まれてくると思うんですけど、やはりそういった使用可能な補助金、課長も今申し上げましたけど、いろいろあると思いますけど、もう本当に枕崎の新電力ということで。

そうすると、人口は減っていくけど3月の段階でも雇用とか市長の施政方針でも述べられているように、地産でお金が域内を回るということを表明されております。ぜひ、あらゆる補助金等を模索したり、いろいろ県のほうからも情報もあると思うんですけど、それを活用してもらいたいと思います。

あと一つ、私がこの経済産業省の中で一番気になったのは、今市長も域内で回そうって、エネルギーの輸入代金ですよ、年間の。エネルギーの輸入料金が、人口何万人に対して幾ら出しているんですよ。それがうちは2万人で計算すると、エネルギーですよ、これ、電力じゃない、全部ひっくるめて年間40億円です。指標を出しております。

ですから、やはりうまく使うとその40億の半分ぐらい電力になるのかどうか知らないけど、それが枕崎市内で回っていくという、もう今までと違った経済も成り立つんじゃないかと私はこの一般質問を通じて考えております。そういったところもいろいろ考えてもらって、新電力会社設立という電力だけでなくて経済を回すということで私は期待していますし、皆さんにも頑張ってもらいたいとそう思っております。

次の質問に参ります。

温室効果ガスを2050年までにゼロとする目標が掲げられました。これについて、基本計画策定はどうなっているのかということなんだけど、実際、二、三日前から新聞にもいろいろこれに対する政府の対応が載っていますけど、本市はこれゼロにするということで後でも触れていきますけど、可能かどうかということも冒頭伺っておきたいですが、よろしくお願ひします。

○日渡輝明市民生活課参事 温室効果ガスをゼロにすることが可能かどうかというお尋ねでございますが、現在、地球温暖化対策の推進に関する法律、これの改正の動きがございます。

まだ内容等について示されていない段階でございますので、こういった内容を踏まえまして本市としまして2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会、そういったものを視野に入れながら取り組んでいくという形になるかと思っております。

○5番 禰占通男議員 いろいろ、ゼロと削減は相当違うという大手の経営者、学者も言っていますが、ゼロだと研究開発、そしてあと資金も必要だと。減らすのは、草を刈って少しずつ減らすだけだという表現で言っております。これからどうなるのかを皆さんも注意深く見守っていく必要があるのではないかと考えております。

本題の環境基本計画策定ということで一般会計予算関係にも出ていますし、どうなっているのかをお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 枕崎市環境基本計画については、令和2年度事業として枕崎市民の環境を守る条例に基づき、環境の保全と創造に関する目標、それを達成するための施策、配慮の指針、その他の必要な事項について定める環境行政のマスタープランとして位置づけております。

計画策定に当たり、本市における課題の抽出とその解決に向けて果たすべき役割と方向性を明らかにし、市民や関係団体など多様な主体の参画の下で本市のあるべき姿と体系を整理し、基本目標を明確化するとともに実現するための基本的な施策を具体化し、環境行政の基本となる計画としております。

現在の作業状況でございますが、環境保全に関する意識や環境保全行動の状況を把握するため、9月から10月にかけて市民、事業者に対しアンケートを実施しました。アンケート調査結果を分析し、地球温暖化対策や自然環境保全等の各分野で課題の整理を行っており、地球温暖化対策等の成果指標や達成目標等について作業を進めているところでございます。

○5番 禰占通男議員 冒頭申したように50年までにゼロとする目標が掲げられたんですけど、今策定中の、そろそろ終わると思っておりますけど、これゼロ目標で今まで計画を進める中でいろんな数値が出てくると思うんですよ。その数値の見直し、あるいはその対策、いろいろ事業のこうしたほうがいいんじゃないか、こうすれば削減が早くなるんじゃないかと、その対策に対してのゼロ目標が述べられたことで、この対策数値とか対策に見直しはないんですか、見直しが必要なんですか、今の進行中の計画については。

○日渡輝明市民生活課参事 2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、この目標について地球の温室効果ガス排出削減につながる事業を予算や制度面で優遇する制度の導入に向けて、先ほども申し上げましたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正の動きがあるところでございますが、現在、この改正案はまだ示されていないところであります。

環境基本計画については、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとし、達成目標を分野ごとに設定していきますが、先ほども申し上げましたとおり本市としまして2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を視野に入れた環境基本計画を検討しているところでございます。

○5番 禰占通男議員 その数値対策については、見直しとかなくてそのまま進めていけるかどうかですか。

○日渡輝明市民生活課参事 2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするという目標が掲げられていますので、この環境基本計画についても先ほども申し上げましたとおり脱炭素社会を視野に入れた計画を検討しているということでお願いしたいと思います。

○5番 禰占通男議員 次の再生可能エネルギーの活用による低炭素まちづくりはどのように進めるのかをお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 本市では、地球温暖化対策の推進を図るため、平成18年1月に枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画を策定しております。市の事務及び事業に関する対策を推進するため、第1次実行計画（平成18年度から22年度）、第2次実行計画（平成23年度から27年

度)、平成28年度に第3次実行計画を策定し、平成26年度を基準年度とし、計画の期間を令和2年度までの5年間としており、温室効果ガス排出量の5%削減を目指すこととしております。

第3次枕崎市等地球温暖化対策実行計画につきましては今年度が最終年度になりますので、新たな第4次計画の策定に向け作業を行っているところでございますが、長期的視点での施策も必要と考えておりますので、環境基本計画を策定する中で地球温暖化対策実行計画を反映していきたいと考えているところでございます。

○5番禰占通男議員 そうすると、3次の地球温暖化対策実行計画の結果、目標は達成できそうなんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 第3次実行計画の進捗状況でございますが、令和元年度の実績成果として、温室効果ガス総排出量3,525トンで、基準年度の平成26年度と比較して2,280トン、39.3%の温室効果ガス排出量を削減しております。

○5番禰占通男議員 あと一つ伺っておきたいのは温室効果ガスの排出量の計算、これはどのような計算方法を使っているんですか。今、使っている計算方法をお願いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 温室効果ガスの排出量算定に関しましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定に用いる電気の使用に伴うCO₂排出係数がございます。こちらのほうで示された数値を基に算出をしているところでございます。

○5番禰占通男議員 環境省のLAPSS (ラップス: Local Action Plan Supporting System) というのが無料で使えるそうで、ただ入力するだけでその計算ができることを私は今回質問するときに出てきたんですけど、相当難しいとかそういうことはなかったんですけど、使いやすいみたいなき感じですからできれば利活用してもらえれば事務の手間も省けるのかなと実際思っております。要望しておきます。

あと一つ、日本全国どこもだと思んですけど、この排出量が長期目標で2050年度が鹿児島県も80%削減ちゅうことが出されていて、ほかの都道府県もほとんどそうなんですけど、これもいずれはゼロということで見直しにはなると思んですけど、これについて県のほうとかいんな、今なったからすぐなんだけど、10月のことを今まだ12月1日になったところで、そういうのは来ていないと思んですけども、確認のため県とかそこら辺からの報告とか来てないんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 まず、先ほど質問者からの提案のありました環境省のシステムの関係でございますが、今年度から本市もそのシステムを利用して排出量の算定を行っているところでございます。

それと、温室効果ガス排出ゼロに向けた取組、県等を通じた連携につきましてはですね、まだ具体的な話は来ていないところではございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、こういった動きを見ながらですね、本市としても適切に進めてまいりたいと考えております。

○5番禰占通男議員 次の移住についてお願いいたします。

各種支援がありますけど、この状況はどうなっているのかということで、移住者住宅確保支援補助金、移住・交流推進支援事業、結婚新生活支援事業補助、移住支援金ですけど、アクセスと結果について手短かに御説明をお願いいたします。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの項目ごとに順次申し上げますが、まず移住者住宅確保支援事業、これは令和元年度から開始をいたしました。

事業内容については、Iターン者の方が住宅の新築、住宅の購入、購入した住宅のリフォームを行った場合に、住宅の新築と新築住宅の購入が70万円、その建築が市内業者との工事請負契約による場合に30万円を加算して合計100万円、中古住宅の購入が50万円、住宅のリフォームについては市内業者による施工を条件として改修費用の2分の1以内で上限を20万円、中古住宅の購入とリフォームをした場合には上限額が70万円となっております。

この条件のほかに、引き続き5年以上定住する意思があるということと居住地の自治公民館に加入することを条件としまして、定住の促進と併せて地域コミュニティの維持と活力のある地域社会の実現につなげていくものであります。

これまでの実績といたしましては、令和元年度市内業者による住宅の新築で1件100万円の交付を行っております。また、今後、年明けに中古住宅を購入してリフォームをしたいという相談も受けている状況であります。

本事業については、広報紙、ホームページ等で周知を図っておりますが、これまで以上に他の移住支援の施策と併せて周知に力を入れていきたいと考えております。

次に、移住・交流推進支援事業についてであります。この事業についても令和元年度から開始をいたしました。

事業内容としては、NPO法人のほうで整備をしたお試し住宅を宿泊に活用しまして、いろいろな農業や水産業、加工業等の体験、幼稚園、保育園、学校、病院等の生活する上で必要な施設の見学、空き家バンクや賃貸物件など住環境の紹介、市内観光や体験、あと交流会などを想定しまして、移住体験ツアーということで計画をしまして、地域おこし協力隊と連携し企画して募集を行ってまいりました。

これまでの実績といたしましては、昨年度末から本年度当初にかけては数件の希望がありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なりまして、お断りせざるを得ず、実施には至っておりません。

それ以降につきましても、感染予防の観点から募集を中止しておりましたが、NPO法人や地域の方々の御理解をいただきまして10月から限定的なんですけど、移住を検討している御家族のみと限定をしまして募集を再開しております。ただ、現在の感染拡大の状況を見ますと、再度の見直しをせざるを得ない状況も出てくるのではないかと考えているところです。

そのほかの取組として、県などが主催しますリモートでの移住相談会等にも参加しまして、移住相談への対応と本市のPRに努めているところであります。これらの周知につきましてもホームページ等でっておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらはなりますが、周知に力を入れていきたいと考えております。

また、本事業については、その内容、形式等についてリモート等での対応にも重きを置いてですね、今後検討していきたいと考えております。

○堂原耕一企画調整課参事 私のほうからは、枕崎市結婚新生活支援事業について御説明させていただきます。

この事業は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的として、今年度から開始したものであります。県内では、令和2年度時点で本市を含め5市2町が実施している事業であります。

対象となりますのは、夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の新婚世帯で、1世帯当たり30万円を上限として婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引っ越し費用に対する助成制度となっております。今年度の利用実績につきましては、11月末現在で1世帯、また1世帯が申請の相談をいただいているところであります。

この制度の補助金の周知につきましては、ホームページや広報紙への掲載、また婚姻届を提出した方などに対しましては窓口でこの制度の紹介をしたチラシの配付、それに住宅取得費用などが対象となりますので、市内不動産業者の皆様方にチラシを配付して周知の協力をお願いしているところであります。

本事業は国の事業を活用して実施しているものですが、報道等でも御承知かとは思いますが、来年度から対象世帯と上限額が拡充される予定となっております。拡充の内容は、まず年齢要件

が34歳までから39歳までに引上げ、次に収入要件の上限所得額が340万円未満から400万円未満に引上げ、また補助上限額が30万円から60万円となる予定となっております。

少子化対策、結婚を望む若者がより住みやすいまちづくりになるために資する事業として、来年度以降も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○東中川徹企画調整課長 4番目の移住支援金についてであります。これにつきましては原則東京23区から本市へ移住して、県が運営しますマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して就職された方、これに対して2人以上の世帯の場合100万円、単身世帯の場合60万円の移住支援金を交付するもので、就職以外で起業する場合で県から200万円を上限とした起業支援金、これの交付決定を受けた方についても併せて市の移住支援金の交付対象とするもので、これは本年度から開始をいたしました。

本事業につきましても広報紙、市のホームページ等で周知を図っておりますが、これまでの実績といたしましては、相談を受けて申請書までお渡ししている方もおりますので、近々申請がなされるのではないかと考えております。

それと今後になりますが、本年度は開催がございませんが、関東枕崎会等でのPRなど今後です。ね、他の移住・定住施策と併せて周知に力を入れていきたいと考えております。

○5番禰占通男議員 いろいろ結果とアクセス等において説明をいただきました。

そういった本市にアクセス、問合せ等もあるようです。次の質問のテレワークやワーケーションへの活用や情報発信はどのようになされているのかということで、移住でなくてもやはり勤めながらワーケーションということで、いろいろコロナの関係で日本全国活用してにぎわっているところも実際あります。長野、群馬、関東圏なんか相当ありますし、淡路島においてはパソナが本社を移転したと喜ばしいこともありましたけど、パソナは淡路島で相当な住民と交流施設も運営しているようで、それは下地があったからできたのかなと思っております。

それで、本市は今、参事と課長から説明がありましたけど、移住に関するところでそういった枕崎市の地の利を生かしたワーケーションとかテレワーク、リモートワークについて問合せ、そういうのはあったのかどうかを伺います。

それと、今後いろんな総務省なんかのホームページでも新しいものがありますが、そういうのをどのように利活用していくのか、そこをお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 6月定例会、9月定例会等でも申し上げておりますように、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に端を発しました新しい生活様式、新しい働き方などに対応するウィズコロナ、アフターコロナの視点からも、大都市圏等からのUターン等の移住に関する支援策の拡大や、現在その活用が普及しつつありますテレワーク、リモートワーク等に対応するための環境整備、これらを含めまして本市の今後の活性化にどうつなげていくのか、これまで以上に想像力を働かせまして、それと民間事業者のほうとも連携をしながら検討を進めていかなければならないと考えております。

お尋ねのこの活用や情報発信ということですが、現時点においては活用策等の具体化までは至っていない状況にありますので、ちょっと情報発信までは行っていないということで問合せ等もいただいている状況にあります。

ただ、現在進めております総合振興計画の後期基本計画の策定作業に当たっても新型コロナウイルス感染症の影響等を含めまして、今後の社会情勢等を反映して素案を策定するというところとしておりますので、新年度以降できるだけ早い機会にですね、これらの取組を具体化できるように後期基本計画において検討を進めるということを盛り込んで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 鹿児島県の街の住みこちランキングというのが大東建託から出されたけど、御覧になりましたか。

- 東中川徹企画調整課長 申し訳ありません、見ておりません。
- 中原重信議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

- 中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

- 6番城森史明議員 通告に従って一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

本年度の施政方針において、市長は電力の地産地消による地域内経済の活性化を目指し、地域新電力会社の設立を表明されました。

平成23年福島原発事故の発生により、日本のエネルギー政策は大きく転換し、国を挙げて再生可能エネルギー推進を進めてきました。

本市においても、枕崎空港跡地に大規模な太陽光発電所が建設され、民間においても多数の太陽光発電所が建設されました。昨年は、木質バイオマス発電事業所も建設され、風力発電も合わせ、本市は再生可能エネルギーの宝庫となっております。

このように、再生可能エネルギーの推進から10年、全国の多数の自治体が地域新電力会社の設立に取り組んでおります。

地域のほとんどの電力料金は大手電力会社に支払っているわけですが、地域新電力会社の設立により地元を支払われるため、地域内経済の活性化が期待できます。大きな産業のない地方都市においては、非常に魅力的な話になります。例えば1世帯で年間10万円の電気料金を払う場合、1万世帯の年間総額は10億円となります。

家庭電力のほかに、公共施設、民間工場、民間施設等の電気料金を含めると、大きな経済規模に膨らみます。地域新電力会社への取組は、本市の活性化のために有力な手法であることは間違いのないことです。この事業を成功させるために本市が一丸となって知恵を出し、将来につながる持続的な事業として発展させなければならないと考えます。

この事業については、表明された根拠や成功に導くための道筋等はまだ明らかにされておられません。庁内で、事業の採算性についてのシミュレーションや新電力会社の事業内容等について精査がなされ、この事業は成功するという確信の下に事業表明がなされたものと思います。

それでは、この事業の表明に当たり、事業の基本構想と事業を成功させる根拠をどのように考えたのか、質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

- 前田祝成市長 まず、私のほうから、この事業の基本構想について答弁させていただきたいと思っております。

地域新電力会社の設立についての答弁でございますが、前の質問者への答弁と重なる部分もございまして、よろしくお願いいたします。

地域電力推進事業につきましては、3月定例会において施政方針で申し上げましたように、市内には太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設が多く存在している中、これら地域で生産される電力のほとんどが市外の電力会社に売電され、また地域で使用した電力の電気料金が市外に流出している現状があるというようなことから、太陽光、木質バイオマスなど、地域の再生可能エネルギーを地消し、経済の地域内循環を促進することにより、持続可能な社会を実現するため、地域新電力会社の設立を目指すこととし、本年度は市内の電力需要や事業採算性など、その実現可能性調査に着手することとしていたものであります。

事業の基本構想ということではありますが、可能性調査後の取組として、再生可能エネルギーを

中心とした電力の調達・販売を行うために市と地元の民間企業等の出資により設立した地域新電力会社において、太陽光やバイオマス等の発電事業者等や電力卸市場などから電力を調達し、公共施設、地元企業等、地域内の需要家など市内を中心とする地域に供給し、それにより得られた事業収益を活用し、住民サービスの充実につながる事業の展開につなげていこうというものであります。

事業の進捗状況についてであります。先ほどの質問者へもお答えしましたように本年度は調査の結果、新会社の設立に取り組むとした場合、会社設立や電力小売業の免許取得等の手続を進め、令和3年度の早い時期に本格運用を開始できないかということで考えておりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、事業者等との協議・打合せ等もなかなかできず、年度当初から事業の進捗が止まっている状況にございました。

そのような中、繰り返しになりますが、県の鹿児島県エネルギーをシェアするまちづくり事業業務委託のプロポーザルが行われ、大手コンサル会社から本市を候補自治体として木質バイオマス発電を核とする地域マイクログリッド実証事業として提案があり、今後、3月12日を履行期限としてエネルギー需給動態調査及び再生可能エネルギー利用可能量調査、関連法規の整理、採算性の試算、非常時対応の検討、地域貢献のための付加サービスの検討、実証事業に活用可能な国の補助金等の整理などが行われることとされております。

今後、この事業で得られたデータ等を基に地域公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてバイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、来年度、国の補助事業を活用し、そのマスタープランの作成及びその事業の一端を担う地域新電力会社の設立などの地域エネルギー事業を進めてまいりたいと考えております。電力事業を成功させる根拠につきましても、担当課長のほうから答弁させます。

○東中川徹企画調整課長 地域新電力事業を成功させる根拠をどのように考えたのかというお尋ねであります。ただいま市長からありましたように再生可能エネルギーを中心とした電力の調達・販売を行うために、市と地元企業等の出資によりまして設立した地域新電力会社において、太陽光やバイオマス等の発電事業者等や電力卸売市場などから電力を調達しまして、公共施設や地元企業等、地域内の需要家など市内を中心とする地域に供給し、それにより得られた事業収益を活用して、住民サービスの充実につながる事業の展開につなげていこうというものでございます。

地域新電力会社の体制につきましては、先ほどの質問者にもお答えいたしました。第三セクターを想定しておりますが、設備整備等のインフラはほとんど伴わないということや収益に応じた人員体制、事業内容として固定費を小さくすることにより、リスクは少ないものと考えておりますし、電力の調達については現在稼働が開始されているバイオマス発電所、他の事例等に見られる電力卸売市場などからの調達を行って、本市の公共施設をはじめ地場産業を支えております法人等を中心に供給を行い、将来は一般家庭まで広げていくことで経営自体を維持する中で、さらに事業収益を住民サービスの充実に活用することができるのではないかと考えたところであります。

ただ、これらの実現のためには、この後の質問にもありますように会社への出資、電力の供給、こういった市内の団体、企業の皆さん方の協力というものが不可欠でございます。そういうことでありますので、地域新電力会社設立に向けては十分な説明を行いまして理解を求めていく必要があると考えております。

○6番城森史明議員 先ほども質問がありましたので、できるだけ重複しないように質問しますが、先ほどの質問で根拠について、それが私個人としては理解できたような感じでございます。

というのは、やはりバイオマス発電の設立が非常に大きかったんだなって。それがされたことによって、この事業を表明されたんじゃないのかなと思いました。

それで、この電源構成が特に重要になると思うんですが、再生可能エネルギーは非常に不安定なものでベース電源になり得ないんですが、このバイオマス発電所、これはベース電源として考えられるんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほども若干申し上げましたが、今、バイオマス発電所からは大手電力会社のほうに全量を売電しているということでもあります。

新しく会社をつくったとしまして、それを変更することは可能であります、変更する場合は全量ということになっております。

それと、また大手の電力会社から新会社のほうで、そのバイオマス発電に係る部分ということで調達をするということも可能であります。

いろいろと、今後地域内の需要量の調査であるとか、供給能力の調査等をしてまいりますので、今の段階で、その内容まで詳しくちょっと申し上げることはできないところです。申し訳ありません。

○6番城森史明議員 要は、他の新電力の状況を見ますと、どうしてもバックアップ電源と、そしてベース電源——卸電力所ですか、それから購入してそれをベースに電力を賄わないと停電なんかが起こったりするわけですから、そういう意味で原子力とか火力発電みたいなベース電源としてなり得るかっていうことなんですが、その辺はどう考えればいいんですか。

○東中川徹企画調整課長 ちょっと一般論的なことで申し上げますと、その木質バイオマス発電所の電力をベース電源とするというのは考えられるかと思えます。

ただ、今ありましたように、災害等そういうのもありますので、どうしてもバックアップ電源として確保するというのは必要でありますので、その部分については大手電力会社等の部分をバックアップ電源として確保することになるのではというふうに考えております。

○6番城森史明議員 後で採算性の話も出るわけなんですが、やはり卸電力の比率、バックアップ電源の比率、要は大手電力会社から購入する電力量の比率を減らさないと、いろんな安定した経営にはならないんじゃないかと思うんですよね。購入を減らせばコスト的にも下がるわけですよ。売電するときのコストも下げられると思うので、そういうことで木質バイオマス発電所は、ある程度、100%の事業の、24時間燃やしとけばなると思うんですが、その辺のところはどうなるのか。ベース電源として比率を減らせれば非常にメリットがあるんじゃないかなと思うんですが。

それと、木質バイオマス発電所とはそういう意味では、今の状況ではどういう話が、協力を得られる話合いがついているのか、その辺はどうなんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほども申し上げましたように、新会社設立ということでは若干進捗というのは止まっていたということでありまして、担当のほうではですね、いろいろ話はしているところではあります、具体的にその会社設立に向けてどういうことということでは、詳細な話についてはまだしていないということでもあります。

○6番城森史明議員 資本金とか出資比率という話になったときに、やはり一番の核になる施設なので、資本投資してもらえれば非常に心強いわけですよ。そういう意味で、核になっていると、施設で。やはりその辺はもう絶対お願いをして、協力をお願いすべきじゃないのかなと思います。

それと、次に大きな再生可能エネルギーの施設が空港の、オリックスと九電工でしたっけ、その辺の協力というのはどういう状況なんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 市内には、今回稼働しましたバイオマス発電所のほかにもいろんな太陽光発電施設が多数ございます。ただ、その太陽光の発電所からの買取りということで具体的な話は今のところはしておりません。

新会社設立をして、その営業の中で太陽光についての買取りということも検討がなされていくと

いうふうに思っております。まだ、今のところは具体的には話はしていないところです。

○6番城森史明議員 ほかの建設会社等をですね、いろんな民間の太陽光発電所を持っているので、やっぱりその辺のところが協力をしていただかないと、なかなかこの事業はうまくいかないと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと売電先ですよ、この新会社を設立した場合には。先ほども話が出ましたが、当初は公共施設から始めるということでしたが、民間施設と各家庭ありますが、その辺はどう考えておられるんですかね。

○東中川徹企画調整課長 先ほども申し上げましたところですが、会社としては第三セクターというのを想定しまして、その電力調達についてはバイオマス発電所、それから電力卸売市場からの調達を行って、まず市の公共施設をはじめ地場産業を支えています法人等を中心に供給を行って、そしてさらに営業する中で、将来は一般家庭まで広げていくということで経営自体を維持する。そういう中で、さらに事業収益を住民サービスの充実に活用できればというふうな形で考えているところであります。

○6番城森史明議員 すると、先ほどそのマイクログリッドですか、このマイクログリッド事業を行うということで表明されましたが、この場合になるとちょっと勝手に違ってくるんじゃないのかなっていう、何か一つの送電網というのがあって、例えばその蓄電池設備やらそういうのが必要になってくるというふうになるわけなんです、その意味ではハード的な投資というのも、そのマイクログリッド事業をする場合にはですね、蓄電池ですよ、特にね。そういうハード的な投資ってということも発生してくるんですかね。

○東中川徹企画調整課長 県の事業で、まだ具体的なことは申し上げられませんが、今、実証事業ということでバイオマス発電所を核としまして、別府地区に小学校、中学校、それから避難所、ヘリポート、いろんな施設がございます。

大体2キロ圏になると思うんですが、その区域で、例えば災害が起きて、送電線っていうんですかね、それが主要な部分が途切れたといった場合に、それをバイオマス発電所からの電力をそこで回していくというような事業であります。

その中の送電線というのは大手の部分を使うことになりますので、そこまでの部分が切れたときに地区内で回していくというような事業であります。

特に蓄電池等が確かに必要になるかも分かりませんが、その部分はまだ詳しくは把握していないところであります。

○6番城森史明議員 マイクログリッドですね、私も初めて聞いたんですが、そういう意味では災害にも強いっていうか、そういう蓄電池なんかを設備をしていると、バイオマス発電が停止しなければずっとできるわけで、非常用発電機も当然持っているわけですから蓄電池が必要なのか、小さな分散型のそういう事業ということで、非常に単なる小売事業じゃなくてですね、マイクログリッドというのは先進的なものだと思うんで、非常に期待できるんじゃないでしょうか。その辺はどう考えておられるんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 マイクログリッドと申しますのは、大規模な発電所の電力供給に頼らずに、コミュニティーでエネルギー供給源と消費施設を持ちまして地産地消を目指す。小規模なエネルギーネットワークのことをいうものでございます。

先ほども申し上げましたように、災害等の大規模停電等があった場合はですね、まあ今回もありましたけれども、非常に地域に貢献するような事業になるというふうには考えております。

○6番城森史明議員 次にですね、先ほどもちょっと話が出ましたが、その本市全体におけるビジネス量というんですか、この試算は詳しくはされてないということなんです、ただ公共施設、これは民間施設もでしたでしょうか、含めて約1億1,000万円というのが先ほど課長のほうが話されましたが、家庭を考えた場合には枕崎は1万1,000世帯ぐらいですから、家庭で10万

円ぐらいの電気料を年間使うと考えたときには、10億円ぐらいの規模になるんですよ。

再度確認しますが、漁協なんかは冷蔵冷凍施設もあるし、かなり電気を使うんじゃないかと思うんですけど、1億1,000万円程度なんですか、民間と公共施設を合わせて。

○東中川徹企画調整課長 先ほど私が申し上げましたのは、本市の主な公共施設の電気使用料金、これが平成30年度の決算の実績で申し上げますと、一般会計、企業会計を合わせまして500万キロワット、1億1,000万円程度ということをお答えいたしました。

それと、幾ら電力を使用しているかということでは、県としても、自治体ごとではちょっと把握できないということと、大手の電力会社にも聞いてみましたが、ちょっと公表していないということで、どうしても把握はできておりません。

ただ、環境省が行っておりますちょっと古い平成25年度版の地域経済循環分析というものがありまして、その中では都道府県単位のエネルギー消費量を市町村ごとに産業構造・構成を考慮しまして、市町村単位の案分をしたという形で、本市分の地域外への電気の流出額としては約15億円ということで示されているものはございます。

○6番城森史明議員 15億円ですよ、15億円。ということは、それぐらいの経済規模になっていくと。

それと、ちょっと聞き逃したんですが、逆に地産額というのは太陽光含め資源再生可能エネルギーのバイオマスも含めて、それはどれぐらいの額になっているのか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま申し上げましたのが、市で消費しているということで、その額が市外に流出している額ですので、それが地産額ということになります。

地産額ということで申し上げますと、先ほど申し上げましたように資源エネルギー庁が発表しています令和元年の認定状況を申し上げますが、その部分でしか把握はできておりませんで、これが幾らで売電がなされているのか、地産されているのかということまではちょっと把握はできていないところです。

○6番城森史明議員 そういう意味では15億の市場ということなのか、電力市場ちゅうのが15億あるという理解でありますので、この15億の中の何ぼを目指すのか、売上げとしてですね、枕崎市内に限定すればですよ。

しかし、生活圏は南さつま市、南九州市もあるわけですから、そこまでのあれはもうできるんじゃないのかなと思います。地産額が分からないと、ちなみにバイオマス発電所の年間売上げはどれぐらいに想定されて、そして太陽光の主な空港をはじめその辺の地産額というのは分かってないんでしょうかね。

○東中川徹企画調整課長 先ほどの質問者にも申し上げました認定状況によって、再生可能エネルギーの分が何か所で何キロワットというのはありますが、その額についてはちょっと把握できていないということでもあります。

○6番城森史明議員 地産額がそれを活用してどれぐらいの供給能力というのがあるのか、そういうことを考えた上でビジネスを考えていかなきゃいけないと思うんですが。

それと、その地産額がどれぐらいあるかということで、今後どういう再生可能エネルギー等の展開をしていくかということを考えていかなきゃならないということになると思います。

それと、ほかの全国でやっている中で、非常に採算性が取れてない、経営赤字になっているところも何件か散見されるということなんです、この辺のところは採算性についてはどういう考えをお持ちですか。

○東中川徹企画調整課長 採算性についての御質問であります、先ほど申し上げましたように電力を調達して公共施設、それから地場産業を支えている法人等を中心に供給を行って、将来的には営業をする中で一般家庭まで広げていくということで、経営自体を維持するというところで申し上げましたが、議員からありますように全国においてですね、一例ですが、大口の契約が見込

める法人向けで、大手電力会社による価格攻勢によって地域新電力会社の経営が厳しい状況に置かれて、そして撤退を余儀なくされているという事例もあるというのは新聞報道等でありまして、把握はしているところであります。

そのようなことがございますので、どうしても地域新電力会社の運営に当たりましては、市内の団体、それから企業の皆さん方の協力というのは不可欠であると考えておりますので、会社の設立に向けましては地域の再生可能エネルギーを地消し、そして経済の地域内循環を促進することによって持続可能な社会を実現するという本事業の目的ですね、そういったものや予想される効果等について十分説明を行いまして、御理解、御協力をいただくように説明をしていかなければならないと考えております。

○6番城森史明議員 先ほどあったように、非常に投資が少なくてリスクが低いというのが、ハード事業に対する投資がないので、その辺はリスクが少ないということは理解できるんですが、やはり経営においては黒字を継続していかないと、最終目的であるその市民へのサービスですよ、黒字をもとにして、それでいろんな住民サービスを行っていくってというのはこの事業の最終目的だと思うんで、この黒字経営を維持するっていうことはですね、もう本当にそれが絶対必要不可欠なことじゃないかと思うんですが。やはり黒字を維持するためには、いかに大手電力からの卸電力を少なくしていくか。それじゃないかと思うんですよね。

そうしないと、価格がもう、要は売電価格が全国では大手電力よりも若干低めの設定にしなければメリットがないわけですよ、価格メリットが。そして、そうじゃないと売れないからどうしても低めにしたときに、大手電力よりはですよ。やはりその大手電力から買う量が多かったらそれはもうできなくなるわけですよ。

ですから、やはり地元の再生可能エネルギーをいかに活用していくか、そういうことによって市民の協力も市民と一体となったですね、事業が展開できると思うんで。そこが必要じゃないのかなというふうには思います。

その場合に、やはり家庭はどうしても夜間に電力を使うんで、その辺の夜間の電力をどうするかっていうのは、やはりその大手電力のベース電源がないと再生可能エネルギーではできないわけで、その場合にはその蓄電池の必要性ちゅうのは、その辺はどう考えておられますか。

○東中川徹企画調整課長 まず、バイオマス発電所については24時間稼働しているということで、夜間も対応できるということでありまして。

今、家庭の蓄電池ということだと思んですが、そこまでは私どものほうでも具体的に全体の中でどうということはまだ検討はしていないところであります。

○6番城森史明議員 そういう意味で、いろんな可能性がまだ今後も残っていると思うんです、その辺も含めて検討をよろしくお願いいたします。それと、今後の本市における再生可能エネルギーの展開、この辺はどういうふうに考えておられますか。

○東中川徹企画調整課長 今後の自然エネルギーの展開についてという御質問でございますが、地球温暖化等、環境問題や東日本大震災の影響によるエネルギー政策、災害に強いまちづくりのための分散型エネルギーの推進といった課題等に加えて、今後生じてくる社会情勢等の変化に伴う様々な課題等に対応して、その時々に応じた政策の展開というのが求められてくるのではと思っております。

将来に向けては、ただいま申し上げましたように、その時々求められる政策の展開というものに常に意識して取り組んでいかなければならないと思っておりますが、現時点で本市の取組としてですね、これまでのエネルギー政策において今回打ち出したこの地域電力推進事業というのは初めての大きな取組でございます。

まだ、その取組が緒に就いたばかりでありますので、まずはこの事業の運用開始、それから軌道に乗せるということに意を注いでですね、現在課題として位置づけております地域の再生可能

エネルギーを地消し、経済の地域内循環を促進することにより、持続可能な社会を実現するという今の目的を達成していくために取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 単純に言えば、もっと再生可能エネルギーを増やす必要があるかということです。その辺はどうなんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほど申しあげました国のマスタープランの作成の中で、地域内の需要量の調査でありますとか、それから地域内の可能供給能力の調査とかそういったものも行ってまいります。

その中で、取り扱う電力量とかそういったものは検討がなされていくものだというふうに思っております。今の時点でちょっとお答えするものは持っていないところであります。

○6番城森史明議員 それと、バイオマス発電所は県内では霧島市にたしかできていると思うんですが、そういう意味ではさっき言った、本市がマイクログリッド事業に取り組むということですが、霧島市でのその後の展開は把握されていますか。

○東中川徹企画調整課長 他市の部分について、申し訳ありません、具体的にその内容について詳しく調査しておりませんので、ちょっとお答えできないところでです。

○6番城森史明議員 そういうことで、本市がマイクログリッド事業に取り組めばですね、今後再生可能エネルギーの展開も違ってくると思うんですよ。

吹上浜の洋上発電も話がありますが、そういう事業を先進的に行えばですね、風力発電の増設とかその辺が、要は企業の参入っていうんですか、どんどん来るかもしれません。ですから、太陽光も、市の遊休地も遊んでいますよ、はっきり言って。妙見グラウンドのあそこでもですね、太陽光発電にすれば、かなりいい地域じゃないのかなど。市の遊休地が遊んでいるんですが、妙見グラウンドの下にね。

だから、そういうことも含めて、やはり県内の先端、薩摩川内市が本当はかなりこういう事業ではスマートシティーかな、薩摩川内市が非常にスムーズな先進的なところなんですけど、その辺もすぐ本市もこういう事業に取り組むっていうことでですね、その辺は非常に期待感がありますし、要望しておきます。

次に、農業関係についての質問に移りたいと思います。

稲作農家の所得向上及び耕作放棄地減少を目的としてですね、私の東鹿籠地区では飼料用米の拡大に取り組んでいるんですが、これは国の政策として、米の供給過剰を調整する政策としてやられているわけですが、そういう意味でこの南薩地区における専用飼料米の先進的な取組状況をどのように把握しているか、質問いたします。

○原田博明農政課長 稲作につきましては、水田面積が本市耕地面積の1割にも満たず、一筆当たりの規模は小さく5アール未満が約8割を占めています。また、稲作農家の高齢化が進んでおり、水田の耕作放棄地の拡大が進むなど課題が多いのが現状でございます。

このような状況下において、質問者を中心に稲作農家の所得向上及び耕作放棄地の減少を目的として、東鹿籠地区では飼料用米の耕作拡大に取り組んでいただいています。

枕崎市農業再生協議会といたしましても、経営所得安定対策等推進事業において事業の説明と申請書・営農計画書等の受付、整理、交付金等の支援を行っています。

現在、本市においては早期コシヒカリ、ヒノヒカリを主力品種として推進しています。

県米・麦等対策協議会では、専用飼料米ではありませんが、早期水稻の晩成品種で作付分散ができ、コシヒカリより多収である「なつほのか」を奨励品種として推進していると伺っています。南薩地区の水田地帯である南さつま市大浦町や北薩地域の出水市などにおいて、多収品種であるなつほのかを奨励して作付をしていると聞いております。

○6番城森史明議員 県内でも早期米と普通米があるので、枕崎地区においては普通米は参考にならないわけですよ。そういう意味で、たしか大浦地区で実証実験が行われるということなん

ですが、それは「くいつき」という品種なんですよね。

それで、今実際そのコシヒカリを作りながら食用米と飼料米と分けて納めているんですが、それにおいてはもう耕作上は全然問題ないわけなんですけど、専用飼料米をするとすると耕作の方法が違うのでいろんな問題が、混用できないという問題がありました。

そして、コシヒカリ自体の収量が少ないので、なかなか一反当たり8万円、国から交付があるんですが、それでもなかなか所得が増えないという問題もあるってということで、専用米の状況、その先進的な大浦のくいつきを実証実験しているということですが、この辺の状況はどうなっているんですか。

○原田博明農政課長 大浦のほうで取り組んでいるというのは、私どもの確認の中ではなつほのかに取り組んでいるというふうに伺っているところでございます。

ただ、ほかの金峰また南九州市、川辺のほうでですね、普通期水稻であるくいつき、夢はやとという多収品種に取り組んでいるということでも伺っているところでございます。

なつほのか、また質問者が言われるくいつきにつきましては、コシヒカリよりも多収、量が多いというような話でございますので、本市についてもですね、今取り組んでいる状況はございませんので、JA南さつま、また県の農政普及課、生産者の皆さんとですね、このなつほのかについて研究いたしまして、本市でも取り組める品種なのか。作付する時期も同じ時期だというふうに確認していますし、ただ収穫する時期がですね、なつほのかのほうが1週間ほど遅いというようなことも伺っていますので、水切り、用水をどの時点でストップするかというようなところも含めて、ほかの生産者とも話し合いながらですね、今後検討していきたいというふうには考えているところです。

○6番城森史明議員 なつほのかの場合のコシヒカリに比べても——食用米ですよ、収量はどれぐらいアップするものなんですか。

○原田博明農政課長 反収での比較ということになりますけど、10アール当たりコシヒカリが477キログラムという平均での数値になっていますが、なつほのかにつきましては10アール当たり602キログラムということで紹介されているところです。

○6番城森史明議員 今の状況からすればですね、非常に収量は増えるということで期待が持てるんじゃないかなと思います。やはり、さっき課長も話したようにですね、農業も非常に高齢化やら何かで未耕作地はどんどん増えているんですよ、これは。

だけど、田んぼの場合にはある人が、1人に集約すればその人が何町というのも機械化できているので、それはできるわけですね。ですから、とにかくそういう収量の向上と、それと一つ要望として、基盤整備ですよ、さっき言った。非常に狭いんですよ、田んぼが。

ですから、現状は確かに基盤整備をしたら自己負担がかかるので、なかなかみんな踏み込めないんですよ。ですから、やはりその辺の事業を活用して広くすれば、枕崎の田んぼも持続的な運営ができると思うんですけど、その辺も要望しておきます。

それと、2番目にカンショ基腐病ですよ。

国の支援が表明されましたが、昨日の答弁ではですよ、意外と思ったより被害が少ないんですよ。昨日、課長が今年の被害状況を説明されましたが、20%以下が90%近くにわたっているんですよ。3%から20%、これが77%。21%以上が13%しか、それは今年の状況なんですか、これは。

○原田博明農政課長 昨日答弁しました被害状況でございますけれども、本年度の被害調査における内容でございます。

この調査につきましては、昨日も答弁しましたが、地上部の萎凋、枯死などを調査する調査でございまして、収穫する塊根を掘って調査するというのではなくて、地上部にある茎、葉、そういったものの調査ということでの報告でございます。

○6番城森史明議員 最終的に、その被害量を調査されたわけじゃないんですか。例えばこの土地のこの畑の何%が被害を受けたっていう、例えば昨年度に比べてですよ、そしてこれはもう昨年度と比べんと比較のしようがないですから、その辺のところを考えるべきじゃないんですかね。

○原田博明農政課長 収量についての昨年度との比較、平成30年度との比較ということになりますと、収穫して収量が幾らだったということで報告を受けない限りは被害状況というのは出てこないと思います。

昨日も報告いたしましたとおり、収量でいきますと、平成30年度産に比べますと約6割の収量ですので4割減少、それから去年に比べますと71%ですので3割の減収ということで、今の見込みです、全ての収穫が終わっていませんので。今の現在での見込みとしてはそういったところで把握しているというところでございます。

○6番城森史明議員 この国の補助金を見ると、3割以上の農場は10アール当たり2万円、3割未満の農場は1万円とあるんですが、そうすると何%の方がこの――振り分けはできるんですか、3割以上と3割未満ということでの振り分けは。

○原田博明農政課長 本市においては、市自体が被害の大きい地域ということで指定されていますので、大体、カンショの継続栽培支援は受けられるということになっております。

現在ですね、農家のほうにこの事業の申請をしていただくということで手続をしております。その中で、生産者のほうから今年の収量、昨年の収量、できれば圃場ごとに収量を提出いただいて、この圃場は3割以上の減収だと、この圃場は3割未満だというような確認をしていくということになります。

ただ、圃場ごとの伝票がなかなかない方もいらっしゃるので、その方については総体で減収率を出して、3割以上か3割未満かというようなところで把握していくという形になります。

○6番城森史明議員 それと、枕崎地区の1反当たりの収量、焼耐用の場合、それは平均的にどれぐらいの値段になっているんですか。

○原田博明農政課長 平均的な単価で答弁したいと思いますが、年によって単価が違いますので、今年の場合が焼耐用の単価がキロ64.7円、昨年、令和元年も64.7円、平成30年は63.6円という単価でございます。

ただ、本年は収量がかなり、先ほど答弁しましたとおり減っておりますので、反収につきましては、焼耐用で本年は約11万、令和元年は約16万、平成30年は約17万というような反収でございますので、去年も若干減っており、今年は大分減ったというような状況でございます。

○6番城森史明議員 そういう意味では、2万円というのは非常に少ないのかなと。50%でも何もなかったら8万ぐらいは入るわけですから、そういう意味じゃ本当に2万円というのは、ないよりはいいですけど、ちょっと少ないのかなというのが感想であります。

昨日の話で、次期作ということで、土に菌が残っていたら駄目だからそれをゼロにしなきゃいけないということなんですが、その消毒に対する補助というのは昨日は聞かれませんでした、その消毒剤に対する補助って何かあるんですか。例えば機械でするときには芋を物理的に畑の外に出さないかんですよ。それは不可能ですよ、はっきり言って。実際、不可能だと思いますよ。何らかの形で消毒で菌を殺さない、芋を外に持ち出して絶対菌が残るわけですから。消毒に対する助成っていうのはないんですか。

○原田博明農政課長 昨日も答弁しましたけれども、今回の支援事業の中で、サツマイモ基腐病の発生が地域全体としてあるところについての支援といたしましては、苗とか苗床、そういうところの支援があります。

土壌の消毒につきましては、もう一つの被害が著しい圃場への支援、3割以上減収となった圃場というところに対して、土壌消毒のための薬剤について2分の1の助成があるということでご

ざいます。

○6番城森史明議員 次に、妙見センターの加工室の件なのですが、これも議会の産業厚生委員会で非常に問題になりまして、問題点はどこかというところ、天井にカビが発生していると。それと、うまく換気扇が働いてないんですね。ですから、天井にカビができるわけですけど、その換気装置が全く動いてなくて蒸気が結露してぼとぼと床に落ちる、人にも落ちるってことがあるんですよ、それとボイラーの関係も少しあるみたいですね。

ですから、この辺のところを衛生面では非常に大事な問題ですよ、天井にカビがある部屋で食物を、みそやら造っているわけ。その辺の改善が早急に必要だと思うんですが、その辺はどう考えておられるんですか。

○原田博明農政課長 昨年からです、産業厚生委員会の所管事務調査、また質問者の質問等で農産加工室の指摘がされているところです。

今、質問者からありますように、天井や壁にカビが付着しているというようなことで、衛生的な面で早く対処しないといけないというようなことは担当課のほうでも考えているところです。

先ほど、換気扇が動いてないということでしたが、動いてはいるんですけども、ただ蒸気を全て換気できるようなファンじゃないというところで整備が必要だというふうに考えております。

妙見センターにつきましては、ほかにも改修しないといけないところもありますので、いろんな優先順位とか個別施設計画を立てながらですね、そういったところの整備については今後取り組んでいくという考えです。

○6番城森史明議員 特にその衛生面というのは、みそやら造る場合においてはですね、一番大きな問題になると思うので、よろしく願いいたします。終わります。

○中原重信議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時9分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

右向け右、あなたが白なら私も白、答えはあなたに委ねます。その実像は裸の王様、引き際を知らない臆病者、イエスマンのよろいをまとい、朝っぱらからいまだにぷんぷんとコントロールできていないと評判の仲間をひっ提げ、陰でこそこそ、裏でちょろちょろ指示を出す。飲んだら乗るな。王様は高い高い椅子に座りたい、逆らう者を黙らせて、全てを意のままに動かすことのできる是が非でも高い高い椅子に座りたい。先に配ったおまんじゅう、恩は忘れていないはず、イエスマンよ、俺様を裏切るでないぞ。

国民のため、市民のためと言いながら、自分のために動き、働く政治家があまりにも多すぎる。地方の自治体にまで飛び火し、自分にとって都合のよい人間だけを手懐ける。

SDGs 11番目、住み続けられるまちづくりをの視点からの質問であります。

コロナ禍が続く中、全国的に自ら命を絶つ人たちが今後ますます増え続けると予想がされています。厳しい現実の中、市が取り組んでいる自殺対策とは一体どのようなものなのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 厚生労働省の令和2年版自殺対策白書によりますと、自殺者数の推移は平成15年の約3万2,000人をピークに減少傾向にあり、平成30年は約2万人となっています。平成30年の自殺者の男女の内訳は男性約1万4,000人、女性約6,000人となっています。また、年齢階級別の自殺者数の推移は全体的に減少傾向となっていますが、20歳未満については平成10年以

降おおむね横ばいの状況にあります。

近年の自殺者数は減少傾向にありましたが、今年7月以降の自殺者数は前年同月比で増加傾向にあります。厚生労働省によりますと、9月暫定値で男性が2.3%増、女性が27.7%増で全体では10.0%増となっています。特に本年8月に女子高校生の自殺者数が増加するなど様々な年代において女性の自殺が増加傾向にあります。

このような状況を重く受け止め、厚生労働省では8月から自殺予防の電話相談等の相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取組などの情報を分かりやすくまとめたウェブサイト「まもろうよ ころ」を公開するとともに、9月10日に生きづらさを感じている方々への大臣メッセージを発信するなど、一人でも多くの方に必要とする支援につなげられるよう自殺対策の強化に取り組んでいます。

本市の自殺対策につきましては、平成30年度に私自身が本部長となり、枕崎市いのち支える自殺対策推進本部を立ち上げ、市民の意見を伺いながら枕崎市自殺対策計画を策定いたしました。計画に基づき本市が行う生きる支援に関する事業を総動員して、全市的な取組を推進することにより「誰も自殺に追い込まれることのない、生きごこちのいい枕崎市」の実現を目指しているところでございます。

特に昨年度は本市の市制施行70周年に当たり、「命の参観日」と題した玉城ちはるさんのトーク&コンサートをはじめとして、生命（いのち）をテーマに様々な事業を実施いたしました。そのほか具体的な取組につきましては、担当課長が御説明いたします。

○田中義文健康課長 本市自殺対策計画に基づき、昨年度は市職員を対象にゲートキーパー養成研修会を実施したほか、市の管理職や市内小中学校の教職員を対象に若年層向け自殺対策の共通理解を図ることを目的に防衛医科大学教授の高橋聡美先生を講師に招き、ゲートキーパー養成研修会を実施しました。

今年度は教育委員会と連携し、枕崎小学校6年生とその保護者を対象に講演会を開催しました。若年層向けの自殺対策については、自殺リスクを抱える前の予防策を講じるため、若者が命や暮らしの危機に陥ったとき、誰にどうやって助けを求めればいいのか、その適切な方法、SOSの出し方を子供たちに教えることが重要であると考えています。

小学生の自殺者数は全国で年間10人程度で推移しており、数として多いわけではありませんが、10代後半から急激に自殺による死亡率が増加する現状を考えると、小学生のときからの心の健康を保つ方法を身につけ、援助希求力を養うことが求められます。

昨年度に引き続き高橋先生を講師に招き、小学校6年生を対象にした講演では、「自分も大事・相手も大事～自分を本当に好きになるために～」というテーマで、参加型授業によりリラックスした雰囲気の中でSOSの出し方を重点的に伝えていました。その後、6年生の保護者を対象にした講演では、「親子で育む自尊感情～子どもと自分に寛大になれる5つの方法～」と題して、SOSの受け止め方などについての説明がありました。講演には、枕崎小学校以外の市内小中学校の先生方も参加していただきました。大変有意義な講演になったと考えていることから、来年度は多くの小中学校で講演会を開催できるよう取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、加世田保健所をはじめとする関係機関と連携を取りながら、実効性のある対策に取り組んでいきたいと考えております。

○12番東君子議員 いろんな対応をされているということですね。それでですね、今私が持っているのは「一人で悩んでいませんか？気づく・つなぐ・支える・みんなの命」、これは鹿児島県の自殺対策リーフレット、一人で悩まず、どうぞ御相談くださいと書いてあります。

そして、中を見てみると、ころの相談だったりですね、教育や子育て、男女間の問題だとか、これ様々な人権問題だったり、健康に関すること、アルコール依存症だとかですね、もうなかなかたくさん電話番号も書いてあっていいなと思いました。

これは大体どこで手に入りますか。私は健康センターから頂いたんですが、結構皆さんがですね、一家に一つあったらこれいいんじゃないかなって。

コロナ禍で一番激しいときにですね、実はいのちの電話につながりませんという相談を1件いただいたことがあったんですね。だけど、それは実家のほうに御連絡をされて、何とかいい方向になりました。

やはりですね、早めにいろいろ自分で対策を打てる、それにはどっかに電話をかけて、ですが、それがつながらないと、またそこで気がめいってしまいますが、たくさん同じ項目の中、電話番号が載っているんですね。ということは、無料だったり専門の方が対応してくださる有料のものもあります。これ気軽にどこで手に入りますでしょうか。

○田中義文健康課長 ただいま質問者がおっしゃられました、一人で悩んでいませんかという鹿児島県の自殺対策リーフレットにつきましては、質問者がおっしゃるとおり県の自殺予防情報センターが発行しているものであります。

この中には、こころの健康、いのちに関する相談先をはじめとして、様々な問題を抱えている方々に関する相談先の詳細な一覧が記載されておりますので、ぜひとも御活用いただきたいと考えております。

入手方法につきましては、リーフレットは現在市役所の福祉課、健康センター、地域包括支援センターに置いてありますので、御自由にお取りいただきたいと思います。また、県のホームページからもダウンロードできるようにもなっておりますので、御活用いただきたいと思います。

県のほうにお聞きいたしましたら、まだ在庫があるということなのですが、全世帯分あるかというのはちょっと把握できておりませんので、もし必要な場合は健康センター並びに直接県の自殺予防情報センターのほうにお問合せいただければ対応をしたいというふうに考えているところです。

○12番東君子議員 それで、私たちに一体何ができるかなって考えたときに身近な人の変化に気づいてあげる。あれ、いつもと何か様子が違うなと思ったら、どうした、何かあったと一声かけてあげるといことがとても大事じゃないかなと思います。

しかし、記憶に新しいんですが、芸能人の方が何名か命を絶たれたということで、その中の1人はですね、全くいつもと様子が変わらなかったと、そしてさっきまで一緒に御飯を食べた、それなのということだったんですね。そうなるとですね、もう気づいてあげようにも、これどうしたらいいのかなっていうふうに思ってしまうですね、家族の方はもう大変心が痛むと思うんですが。

それで向こうから発信があった場合ですね、この人なら自分の気持ちを分かってくれるかもしれないということで電話がかかってきたり、話し相手になってくれないということでですね、話し相手になったと。

そういうときはですね、安易な励まし、そして一方的な説得、こうじゃない、ああじゃない、できるだけやはり家族だったら悩みを解決してあげたいので、こうしたら、ああしたらと言ってしまいがちだと思うんですが、悩んでいる方は話を聞いていただく中で、自分の心の中で自分が悩んでいたのはこれだったのかな、あれだったのかな、いや待てよ、もっとこういうふうになるかもしれないというふうに心の整理がつくと思うので、一方的にですね、こちらのほうから結果を早く求め過ぎていろいろとしゃべり過ぎない、とにかく聞き役に徹するということが大切だというふうに思います。

それで、大人がやはり増えているということであれば、今度は子供たちの教育の現場ってというのはどうなっているのかなって非常に心配です。子供の教育について伺ってまいります。SDGs 4番目、質の高い教育をみんなにの視点からの質問であります。

子供の自殺者が増え続けている国、日本。命の教育について、学校で取り組んでいることは何

でしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 学校における命の教育については、児童生徒の発達段階に応じて学習指導、生徒指導、保健指導など全ての教育活動の中で取り組んでいます。

例えば保健体育の保健分野では、身近な生活における健康・安全についての理解を通して健康を保持増進し、安全な生活を送る資質や能力を育てています。中でも、心の健康という内容では不安や悩み、欲求、ストレスへの対処について理解させるなど自分の命を大切にすることについて学習しています。特別の教科・道徳には、生命の尊さという内容項目が位置づけられており、自らの命の大切さを深く自覚させるとともに他の命を尊重する態度を育てています。また、国語においては、文学教材などを通して人物の心情を想像することで、人としての生き方や考え方を豊かな感動とともに育てています。

このようなことを踏まえ、学校ではいじめ問題を考える週間を設けて命を主題とした授業を実施しています。また、学校によっては保護者に授業を公開し、命の教育に対する学校の取組について理解を図っています。さらに、年間5回以上の生活アンケートを実施し、子供たちの心情把握に努め教育相談を行っております。

教育委員会でも、本市から自殺者を出さないよう命の教育の推進に努めてまいります。

○12番東君子議員 今、いじめとかいうワードが出てきましたが、学校で友達とけんかをしても家に帰って温かい家庭のぬくもりがあれば、大概のことは乗り越えられると思います。

しかし、コロナ禍の中、今までとは違った厳しい環境に身を置いている子供たちがたくさんいます。小さな体から発する小さなサインを先生方が受け止められるように、我々議員の役割も大きいと思います。

これは、教育にお金をかけるということだと思います。余裕のある教育現場を整えてあげることが子供たちの命を守ることにつながるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○丸山屋敏教育長 議員が言われましたように、学校で心ならずもトラブルがあった。そうするとですね、家庭でまたその心を癒やしてあげる、そういうことは大事だと思います。

また、もう一つはですね、学校に行く前に心ならずも家庭でお母さん、お父さんに叱られて学校に行く子もたまにはいます。そうした子供にですね、やはり学校で先生が、担任の先生を中心にして慰めてあげる、励ましてあげる、そういうことは大事だと思います。

それで、今教職員が多忙化ということを言われていますが、枕崎はですね、このコロナの中でですね、県からスクールサポートスタッフというので、先生方の印刷あるいはもろもろお手伝いをする、補助をする、そういう職員を全校に配置しているんです。これはですね、枕崎が全て希望をしたらかなえてもらいまして、そういうことで先生方もですね、今、少しは余裕があるのかなと思っています。

そういうことでですね、これからは先生方に心の余裕を持ってもらって、そして子供たちに接していくと、こういうことを教育委員会でも働きかけていきたいと思っております。

○12番東君子議員 それでは次にですね、生活困窮者対策について伺ってまいります。SDGs 1 番目、貧困をなくそうの視点からの質問です。

コロナ禍により生活困窮者が生活保護の窓口に来られたときの相談対応についてお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 生活保護に関する相談や生活に困窮する方の自立支援等に関する相談につきましては、福祉課の援護係が窓口となって受け付けております。

生活保護や生活困窮に関する相談の内容といたしますのは、極めて秘匿性の高いものでございますので、相談の実施に際しましては相談室など他の来庁者と隔てた場所で行うことを原則としておりまして、相談内容が漏れないように配慮しております。

例えば相談が重なった場合には、使えるスペースというのがない場合もございますけれども、

その場合におきましても周りに相談内容が漏れないように声を抑えてというような感じで配慮しているところがございます。

ちなみに、コロナ禍によりということでございますけれども、本年度におきましてはこれまでに生活保護に関する相談が29件、それから生活困窮者の自立支援に関する相談が11件来ておりますけれども、その中で新型コロナウイルスによる収入の減少によって生活が困窮して相談に来たとする方は、これまでのところはいないところでございます。

○12番東君子議員 急にコロナというものが入ってきて先が全く読めない状態、こういう日が来るっていうことは誰も想像できなかったと思います。

しかしですね、よく聞かれるのが市に迷惑をかけたくない、人に知られたくない、様々な声を耳にします。貧困によってこぼれる命がないようきめ細やかな支援の対応をよろしく願いいたします。

次は、水道料金について伺ってまいります。SDGs 6番目、安全な水とトイレを世界中にの視点からの質問です。

コロナ禍により水道料金を払うことができなくなった方への対応をお聞かせください。

○松田誠水道課長 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなどの理由で、一時的に上下水道料金の支払いが困難となったお客様につきましては、面談や電話での御相談をいただいた上で支払い猶予申請書を提出してもらい、4か月間の支払いを猶予することとしています。

広報紙やホームページ等で制度の周知を行い、5月徴収分から取り組んでいますが、現在のところ一般のお客様からの相談はありましたが申請はないところです。

○12番東君子議員 水がないと生きてはいけません。ある日突然水が止まれば、市から見放されたと同じくらいショックを受けられると思います。

水道料金の滞納が、例えばもう何か月もたってしまった。そして、この方は今後払っていいのかどうなのか、そういう方にまた水道をずっと停めていくわけにもいかないと思いますし、また止めるわけにもいかない。そういうときというのは、どういう対応をされているのでしょうか。

○松田誠水道課長 生活困窮がうかがえるお客様への実際の対応としましては、納付期限から2か月経過した全てのお客様に対して給水停止予告書を送付し、送付後給水停止処分となる3週間程度の期間に電話連絡や自宅訪問を行い、お客様に対して納付を促しております。

その上で料金の支払いに対して困窮している場合は、面談により滞納の原因を把握させていただいた上で誓約書による分納支払いとなります。

なお、面談等において滞納理由等の聞き取りの際、生活保護の適用など何らかの生活支援が必要と判断される案件については、関係課へ情報提供をしているところです。

○12番東君子議員 その中でですね、私が一番気になっていることがあるんですが、相談者が窓口に来られた、水道課のですね、そしてちょっとこういう状態だっていうときに、この方福祉課のほうがよろしいんじゃないかなって思って、福祉課に例えば電話なりをして、そしてじゃあそれでは水道課のほうから福祉課へ行かれてくださいというふうになったときにですね、結構、水道課のほうから福祉課のほうっていうのはちょっと入り組んで分かりにくいっていうかですね、あまり来たことがない方は悩まれると思うんですね。

それで、一番心配なことが福祉課の手前に出入口がありますね、そして水道課のほうから電話を福祉課のほうにさせていただいて、福祉課のほうで対応されるということですのでなった場合にですね、やはり気持ちがいたたまれなくなって、福祉課にたどり着く前に出入口から出ていって帰られてしまうようなことがないのかなっていうふうには私はすごくそこが心配なんですが、福祉課に連絡があった場合ですね、その先の対応っていうのはどういうふうにさせていただけますか。

○山口英雄福祉課長 例えば、今言われる水道課で生活困窮がうかがわれて、水道課で福祉課のほうを案内した場合にはですね、例えば場所が分からないときには職員が御案内さしあげたりとか

いたしますし、また水道課の職員が福祉課とか会計課とかこちらのほうについてがあるときには一緒に御案内もさしあげますし、そういったことで案内が必要なときには対応をしております。

先ほど質問者も、例えば生活保護に関する相談は恥ずかしいという御発言がございましたけれども、そう感じる方もたくさんいらっしゃるかと思いますけれどもやっぱり発信していただかないと行政のほうも気づかないことが多々あります。

なので、本当に生活にお困りのときには、遠慮なさらずに、窓口に来られなくても電話でも構いませんので相談していただいて、その事情をこちらのほうで説明いただきますればこちらのほうでもアドバイスとか、それから生活保護まで至らなくても収入増のための職を職安のほうにつないでさしあげるとかいろんな対応ができますので、そういったことで遠慮なく御相談いただければというふうに思っております。

○12番東君子議員 確実にバトンタッチをしていただきたいなと思います。それで、コロナ禍で相談件数も今も増えていると思いますが、これからも増えていくと思います。そして、職員の方々もですね、御自身の体も十分にケアしながらですね、市民の方々の気持ちに寄り添った対応をどうかよろしく願いいたします。

最後になりましたが、SDGsの取組について伺ってまいります。

コロナ禍の厳しい状況の中、誰一人取り残さない枕崎を目指し、これまでに実現できたこと、そして今後の課題についてお聞かせください。

○前田祝成市長 コロナ禍の厳しい状況の中で実現できたこと、今後の課題ということですが、まだまだ収束の見えない厳しい状況の中での振り返りということになると非常に難しいところではございますが、経済対策を中心として、コロナ対策として地方創生臨時交付金を活用して我々が立案いたしました65の事業は、そのどれもが直接、間接に市民のためのコロナ対策でありますので、そのことはある程度評価できると考えております。その中で、既に実施した施策については実現できたことというふうに言えるのかなと考えております。

特にまず我々が最初に取り組んだ雇用調整助成金の申請に係る費用の補助、これにつきましては事業者、従業者にこの制度の存在を知らせるということ、そしてその活用への動機づけという意味では早い段階で行えたことっていうのはですね、実現した施策の中でも我々のコロナ対策の目的である雇用の維持、事業の継続を意識づけるという意味でも施策としては評価しているところでございます。

今後の課題ということですが、この感染症との共存、これを市民生活とどう適合させていくか、この辺りが課題となってくるだろうというふうに考えております。

補助金であるとか、助成金がいつまでも続くわけではございませんので、この感染症との共存という部分をしっかりと取り組みながら、また新たな市民生活を構築していくためにはですね、やはり職員の知恵を総動員して取り組んでまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 いよいよ明日、枕崎市男女共同参画推進条例の審査が行われますが、SDGsの中に、特に5番目のジェンダー平等においては、国連から日本は大変遅れていると指摘されています。これはもう皆さん御存じのことだと思います。そしてですね、弱い立場の方々を果たして守れる条例になっているのか、今の時代に合った条例になっているのか、様々な視点から審査していきたいと思います。

最近では、見た目は男の子でもスカートをはいている高校生を先日鹿児島市内で見かけました。指宿市で行われましたLGBTQ交流会に友達と参加をしてきたんですが、高校生から一般の様々な方々との新しい出会いがあり、時代の変化とともに我々もそれらを認めて変わっていく必要があると強く感じました。時代の流れについて、市長どういふふう感じられますか。

というのは、一昔前、我々はバブル世代なんですが、例えばですね、歌謡曲、ヒットした曲があったら、結構それって長持ちしていたんですね、半年だったり、1年だったり。ところが、今

はあっという間に飽きられてしまう。

この目まぐるしい時代、そういう時代に子供たちは生きていて、そして我々もそれについて取り残されないようにしないといけないと思うんですが、あまりにもこの目まぐるしい時代の流れ、市長はどういうふう感じておられますか。

○中原重信議長 東議員、通告外ですが。通告外ですけど、今のは。（「大丈夫ですね」と言う者あり）当局は答弁できますか。

○前田祝成市長 通告にない御質問ですけれども、ジェンダーギャップ指数が国際的に日本は121位ということですね、非常にジェンダーギャップに対する取組が遅れているというのは認識しております。

ただ、我々が今回、男女共同参画推進条例を御提案した最終的な目的はですね、男女共同参画社会っていうのを当たり前にしようということなんです。

そもそも、男女共同参画社会というのが当たり前になっている状況であったとしたら、これがあるべき姿だと思うんですが、あるべき姿が達成できているとしたら、そこに問題がなくギャップがないわけですから、条例を制定する必要はないわけですね。

ただ、条例をつくって意識づけをして、しっかりと男女共同参画社会をつくっていこうということは、やはりそれが実現できていないからでありますから、そのギャップは大きいわけです。日本が世界で121位っていうことは相当遅れているわけです。そこに対して取り組んでいきましょうということですので、それはぜひ皆様方に伝えていきたい部分でありますし、そこに取り組んでいく私の思いというふうに考えていただければと思います。

○12番東君子議員 答えていただきましてありがとうございます。

最後になりますが、いつも私の頭から離れない、恩師の方よりいただいた言葉があります。どうかあなたに与えられた力を一番弱い立場の方々に使ってください。これからもこの言葉をしっかりと胸に刻み、スピードを緩めることなく走り続けていきたいと思っております。

コロナ禍の中、枕崎のために頑張ってくださっている市民の方々に感謝の気持ちを込めまして、これで今年最後の私の一般質問とさせていただきます。

[傍聴席で拍手する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで報告を行います。議案第83号枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について、去る11月27日付で教育委員会に対し意見を求めた件についてであります。

お手元に配付のとおり、回答が提出されております。

以上で、報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時47分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和2年12月16日)

令和2年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第5号）

令和2年12月16日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	80	枕崎市男女共同参画推進条例の制定について	総文
2	81	枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	82	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	83	枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について	〃
5	84	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	85	財産の取得について	〃
7	86	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	〃
8	陳7	安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情	〃
9	77	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	予特
10	78	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
11	79	令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
12	89	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）	
13		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
日渡輝明 市民生活課参事	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
鮫島寿文 水産商工課長	田中義文 健康課長
神園信二 税務課長	堂園力郎 地域包括ケア推進課長
堂原耕一 企画調整課参事	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	原田博明 農政課長
小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷増 水産商工課参事
松崎信二 建設課長	平塚孝三 選管事務局長
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	田中幸喜 総務課参事
丸山屋敏 教育長	宮原司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
福永賢一 福祉課主幹兼社会係長	山口太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第8号までの8件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市男女共同参画推進条例の制定について申し上げます。

本件は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例を制定しようとするものです。

なお、今回の条例制定に当たっては、男女共同参画推進懇話会での審議、パブリックコメントを経て、市役所内部の男女共同参画推進委員会で最終的に詰めを行ったとのことです。

委員から、枕崎らしい条例をせっかくだく作るチャンスなのに、なぜ男女共同参画という文字が最初の条例名に出てくるのか、枕崎らしい独自の条例になっていると思うかとの質疑があり、今回5名の方から24項目にわたるパブリックコメントがあり、その内容を真摯に受け止めて協議した結果、19か所程度は意見を取り入れて改めた部分もある。ただ、男女共同参画推進条例という名称については、男女共同参画社会基本法の目的を踏まえてこの形にしたとのことです。

また、委員から、県や他市の条例制定時期と比べて本市が遅れた原因や条例を基に今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、基本法制定から20年程度たっているが、県内の男女共同参画推進条例の制定状況は9市4町であり、全国の市町村では約37.7%が制定している。

本市の男女共同参画の取組については今まで何もしてこなかったわけではなく、男女共同参画プランなどに沿って市民や事業者の方々に対し、啓発活動や働きかけをしてきた。条例制定後につくる計画は名称を基本計画と改め、条例の理念を基に策定し、その実現に向けた取組をより一層強化していくとのことです。

また、委員から、懇話会の委員は何年も携わり、知識を上げて取り組んでいないと疑うわけではないが、そのときだけ集められているのではないかとの質疑があり、懇話会の委員は任期が2年であり、市内事業所の代表者や自主的に応募したの方々を中心に勉強も熱心で自主勉強会なども行っている。さらに、県の男女共同参画基礎講座などにも参加している委員もいるとのことです。

そのほか、委員から、懇話会での審議や県にも意見を聞いた上で議案として提案しており、懇話会の中で出た委員の意見も尊重しなければならないとの意見が出された後、他の委員から、施行日までには3月定例会もあり、再考という意味で継続審査にすべきとの動議が出され、まず継続審査について採決を行った結果、賛成少数で否決されました。次に、本件について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、延滞金の割合等の特例に関する規定が改められたことに伴い、枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例のほか4つの条例について、条文整備を行うものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得の算定に係る基礎

控除額相当分の基準額の引上げ等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、個人所得課税見直しによる国保の軽減世帯への影響はないのかとの質疑があり、軽減判定所得の見直しは税制改正の影響を遮断するための措置であり影響はないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について及び日程第5号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定については関連があり一括して審査いたしました。

今回の組織機構の見直しの目的等は、本市が人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化といった地域課題を抱える中、スポーツ振興・文化振興には、市民の生きがいつくりや市民同士の交流促進、地域コミュニティの形成などに加え、スポーツや文化をまちづくりのための資源として磨きをかけ、地域の魅力向上や活性化と、それらによる関係人口の増加につなげるなどこれまで以上に多面的で大きな役割を担うことが期待されており、これらの課題への対応として、スポーツ・文化に関する事務事業を教育委員会から市長事務部局に移管し、一元化することで、スポーツ・文化振興に向けた総合的な施策展開を図り、教育はもとより、観光、地域づくり、福祉、健康など多様な分野と連携し、取組の充実を目指すこととしているとのことです。

なお、今回の組織機構の見直しにより、本年4月1日現在の27課60係から1課減の26課60係となる予定とのことです。

委員から、今回の課設置に対し、いつから検討を始めたのか経過を教えてくださいとの質疑があり、組織機構検討委員会を令和2年8月から10月までに3回にわたって開催し、その中で新しい課の組織体制や配置場所、事務分掌などについて協議を重ね、令和2年11月9日の行政改革推進本部会議で決定したとのことです。

本2件は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号財産の取得について申し上げます。

財産の種類及び数量については、各小中学校に整備する学習者用タブレット端末1,366台のほか、周辺機器として、大型提示装置などにタブレット画面を転送する画像転送装置やタブレット端末の画面をタッチして操作するスタイラスペン、タブレットの持ち運び用のキャリングケースなどを整備するとのことです。

委員から、国の補助事業では1人4万5,000円が上限だが、1人当たりの単価は幾らになるのかとの質疑があり、今回整備する端末については、1台当たり4万4,990円で、ソフトウェア及び周辺機器を含めて1台当たり約6万5,000円であるとのことです。

また、委員から、メーカー保証が1年で延長保証はしないということだが、仮に持ち帰って紛失や盗難に遭った場合はどうなるのかとの質疑があり、保証関係については、基本的に納品後1年間は無償修理となっており、無償修理期間中は代替機を貸し出す契約になっている。紛失や盗難については、日常的な持ち帰りは今のところ考えていないが、国から持ち帰りについては柔軟な対応を図るよう通知されているため、臨時休業と緊急時においてはルールを定めて許可することを検討していきたい。盗難に遭わないよう管理もしっかりしていきたいとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について申し上げます。

本件は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号安心して学びあえる教育環境のための小人数学級を求める陳情について申し

上げます。

委員から、陳情書に新型コロナウイルス感染拡大防止のため少人数学級にとあるが、実態はどうかとの質疑があり、現在、学校においては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいて感染症対策を行っており、教室内においても、可能な限り間隔を空けるよう指導している。人数によっては厳しい状況もあるが、3密の中の密接の対策としてマスクを着用しての学習、密閉を解決するための小まめな換気など感染防止に努めているとのこと。

また、委員から、教室に人数が多いと先生は一人一人の問題に気づく確率が低くなる。人数が少なくなることが一番子供たちの自殺を防ぐことにもなるし、心の相談に取り組むことになるとの意見や、現在、財政的な部分も含めて義務標準法に基づき教職員が配置されており、適正な規模という中で20人に限定した陳情であれば、議会の責任としてはいかなるものかとの意見が出され、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○5番禰占通男議員 議案第80号についてお伺いいたします。

この男女共同参画の名称については、委員長報告でも審査の中でいろいろあったということですが、これは省きますけど、本市の男女共同参画プランというのがもう七、八年前に2次が策定されております。

その中にもあります高齢化の進行、家族形態やライフスタイルの複雑多様化という社会情勢を表す言葉が出ています。また、県の参画推進条例でも少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためとしております。

うちの男女共同参画推進条例がなぜこのプランにもある文言、また県条例にも表記されているこういった部分が示されないのか。そこに私はこれをもらったときから違和感を覚えているんですけど、そういったことが総務文教委員会での審査にはなかったんですかね。

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま5番議員から質疑がありました件でございますが、今回の男女共同参画の条例を策定するに当たりまして、今おっしゃられたようなですね、少子化とか地方創生における大きな課題としてそういったのがございまして、今つくらないといけないというような考えで策定をしたところであるという答弁はございました。

○5番禰占通男議員 それは先ほど委員長も言いましたけど、推進条例を基本計画に改めるという報告もありましたけど、推進条例は推進条例、この共同参画計画は計画、私は並走するものだと思いますよ。何でかという県もそういうふうになっているわけだから、上位法ちゅうことで。そういう委員長報告も私はね、おかしいと思う。推進法は推進条例であって、基本法は基本法の条例ですよ。

それで、今日私もこの議会に来るときに新聞を開いたんですけど、政府のほうでも夫婦別姓ちゅうことは取り上げられるかなと思っていたんですけど、削除されたと今日の新聞に載ってました。

その中でも一方で盛り込まれるものが家族の一体感を考慮してという文言を入れるということですよ。そしたら先ほど私が言った地域社会、社会の変動によって、男女の差別をなくそうというのがこの参画基本法でしょう。そしたら、何でこういう文言を盛り込まないのか。

先ほど言いましたように、すぐつくって改正するちゅう条例はおかしいですよ。これが5年、10年先までみんなに受け入れられる条例でないといつくる意味もない、私はそう思いますよ。その辺をどう思っているんですか。

○永野慶一郎総務文教委員長 どう思っているんですかということ、私の意見を述べるわけにはいきませんので、委員会でございました質疑に基づいて答弁をさせていただきたいと思います。

今、5番議員からありましたようにですね、なぜその条例をこういった形で内容もまとまっていないのに制定するのかというような旨の御質疑だと思っておりますけれども、委員会の中でもですね、再三そういった質疑、答弁のやり取りがございましたが、当局の答弁といたしましては、まずは条例を制定いたしまして、その後つくられる基本計画ですね、この推進条例の理念を大事にして策定して、その実現に向けた取組をより一層強化していくところを計画していると。

また、市民からございましたパブリックコメントの中身とかも、そういった基本計画とかプランのほうに盛り込んで、より具体化した基本計画をつくっていききたいとの答弁がございました。

○5番禰占通男議員 私がこの条例案をもらって、県の推進条例と見比べて、県は言葉遣いということで、表記ですよ、表現。されることとされなければならないことと、うちの条例にも出てきます。されることと言ったらあまり強くない、べきという言葉が入ると断定的ですよ。

なぜこういう本市のやつにもされるべきとされなければならないという表記が途中に出てきて、その1項には出てきて、号にされることと、何かワンオクターブ下がるような表記をしていますよ。そういった審議会での審議というのはなかったんですか。

あと一つですね、これは女性の政策における今後のものを決めるわけでしょう。そしたら、この審議会の委員12名の組織もですけど、県も10分の4未満ちなっているんですけど、県はあってはならないとそういう表現、本市はならないようにとそういうやわらかい表現なんです。

本当に私から言わせれば半数ちゅう言葉があるわけですから、算数の答えじゃないけど、市民にもはっきり分かるような文言、記述というのが今必要じゃないですか、どうなんでしょう。

○永野慶一郎総務文教委員長 市のほうとしましても条例を策定するに当たって、市民の方からいただいたパブリックコメントをですね、精査いたしまして、懇話会の中でも意見を問うたみたいなんですけども、その中で変えられるところ、文言ですね、御意見があったところの文言は変えられるところは変更しているということで、やはり推進条例をつくってその基本計画プランというのに、またそういったいただいたパブリックコメントの文言等をより充実した、先ほど言いましたように内容に取り入れていききたいとの答弁がございました。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、東君子議員。

○12番東君子議員 議案第80号枕崎市男女共同参画推進条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私は、枕崎市の男女共同参画事業が明るい、笑顔あふれる地域社会づくりに役立つことを誰よりも願っている一人です。

市民の方々と一緒に歩みを進める中、従来の男女共同参画基本計画の到達時期が非常に遅れており、そのほかの共同参画の目標も多くが未達成であることを知りました。

なぜ進まない、どこがおかしい、はっきり言えることは、今のままでは駄目なんだという現実をしっかりと受け止め、地方独自の条例をつくり、進めていくことが求められているのではないのでしょうか。

新型コロナの感染拡大では女性の雇用が打撃を受け、性暴力被害の相談なども増加しているとのことで、2025年までに全都道府県でワンストップ支援センターも365日対応できるよう第5次計画で求めています。

時代のしわ寄せは必ずと言っていいほど弱い者、弱い者へと容赦なく襲いかかってきます。障害者に対する虐待の禁止、第3条では何人も障害者に対し虐待をしてはならないとはっきりと掲げています。

虐待や差別を受ける側には、逃げたくても逃げることのできない小さな赤ちゃんも含まれてい

ます。差別を受ける側が悪いのではなく、差別をする側が悪いのです。差別的取扱いをしてはいけないのです。

本市の男女共同参画推進条例案には、多くのパブリックコメントが寄せられ、終了した後も今なお私のもとには様々な御意見が届いています。

配慮する、努める、曖昧な表現が数多く使われ、本気度が問われる。固定的性別役割分担意識を表す男女、これを使わずに社会共同参画など枕崎独自の新しいネーミングにしてはどうか。取りかかりが遅くなった分、今の時代に合った条例をつくるチャンス。結果の出せなかった条例を見本にすることなく枕崎らしさを追求していただきたい。

ここでは御紹介できないほどの御意見に対し、将来の枕崎が住みよいまちであってほしいと願う市民の方々の熱い思いに触れ、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

総務文教委員会においては条例案の継続審査が提起され、私は賛成しましたが、委員会で否決となりました。一度できてしまった条例を見直し、手直しすることは簡単なことではありません。

全てが動き出す前に、もうしばらく時間をかけ、弱い立場の方々をしっかりと守れる条例になっているのか検討していただくように今回の条例案に対して反対いたします。

○中原重信議長 次に、清水和弘議員。

○13番清水和弘議員 私は、議案第80号枕崎市男女共同参画推進条例の制定について、反対の立場で討論します。

本市は、前文として平成14年3月に枕崎市男女共同参画プランを策定、男女共同参画推進に関する取組を行ってきたが、真の男女平等への妨げの課題が多く残されている状況を踏まえ、枕崎市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、全ての人が性別に関わりなく互いの人権を尊重、性別による差別的取扱いを受けなくするために男女共同参画社会を実現することが重要であると記載されております。

2019年のジェンダーギャップ指数、これは世界の政治、経済、教育、健康において男女間の格差を示す数値ですけど、日本は世界144か国中121位になっている状況です。

枕崎市男女共同参画条例前文の中に、男女共同参画プランを策定し、男女共同参画推進に取り組んできたが、真の男女平等への妨げの課題が多く残されている状況と当局は判断し、そのような中、12月3日枕崎市男女共同参画推進条例制定について、総務文教委員会で審査を実施、私は傍聴させていただきました。

当局は、これまで男女共同参画に取り組んできたが、真の男女平等への妨げの課題が多く残されている状況と記載されているにもかかわらず、委員からの発言者は女性1人、男性1人が改正案の発言、また1人の男性委員が賛成の立場での発言状況だったと私は傍聴させていただきました。

平成30年4月1日現在の鹿児島県内各自治体の男女共同参画に関する取組状況を調べてみました。条例制定済みが南九州市など8市4町、検討中だが時期未定が南さつま市など4市1町でありました。ところが、予定にない自治体7市の中に枕崎市が含まれておるんです。

また、女性活躍推進計画策定や女性活躍推進のための協議会を設置する状況にも枕崎市は記載されておりませんでした。このような状況を考慮して、本市が早期に条例制定をしたいとする気持ちは分かりますが、私は条例制定ありきじゃないと考えます。

また、本市においては、枕崎市民から非通知の無言電話が多くあり怖いとの電話を私はいただいております。実は、私にも非通知の無言電話や手紙などが来ております。このような状況で、枕崎市には目に見えない何者かにおびえた生活をしている市民がいることを分かっていたいただきたい。

2045年の枕崎市の人口は、社人研予測ですが1万1,616人と予想されている状況です。今後、本市の労働人口は激減、労働力の減少による企業の縮小などは予想されると思います。皆さんは、

このような状況で、枕崎市に居住していただくようお願いできますか。枕崎市に今後居住していただく方たちに明るい夢を与えることが不可能になったのではないのでしょうか。

日本国憲法第13条と14条には、全ての国民の権利をうたっており、全ての人の平等という表現で同性・両性愛者ら性的思考の異なる人たちの人権も包含できるとなっております。こうした人たちを差別するものではないとの考え方を示したものと理解しております。

今回の条例で、枕崎市民の平等達成と差別への闘いにおいて枕崎市が後退しているという本市にとって不名誉なメッセージを外部に発信したのではないかと私は厳しく批判します。

人口減少が続いている状況で枕崎市に住んでよかったと多くの市民に思われるような条例として、これまでの条例作成に御尽力をくださった方々の意見を無駄にすることはあってはならないと考えます。

条例は枕崎市民が分かりやすく理解しやすい内容で、有識者やこれから枕崎を背負っていただく若者たちに意見を求め、条例素案作成に幅広い方々と審議、検討して作成すべきと考えます。

政府の男女共同参画社会基本法第5条には、政策など立案及び決定への共同参画が記載されております。原案は一部の方々が有利になるような内容で、とても賛成できるような内容ではないと私は思います。

しかし、これをここで切るわけにはいきません。これからの若い人たち、子供たちのためにも、男女共同参画推進条例をできるだけ早く推進、達成するためにも私は継続審査にすべきと考えて、私の反対討論といたします。

[傍聴席で拍手する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2号から第7号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号から第84号までの4件は、原案のとおり可決、議案第85号及び第86号は、可決されました。

次に、日程第8号に対する委員長報告は、不採択でありますので、採択するかどうかについて起立により採決いたします。

日程第8号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第9号から第11号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[上迫正幸予算特別委員長 登壇]

○上迫正幸予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から第11号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月4日に開催し、付託された補正予算について会計ごとに審査を行いました。

委員会では各般にわたり質疑、答弁が交わされたところではありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成されており、委員会における詳細な審査経過については配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第9号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）、日程第10号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）の3件については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**中原重信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第9号から第11号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**中原重信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号から第79号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○**前田祝成市長** ただいま上程されました議案第89号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,490万円を追加し、予算総額を179億5,440万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、独り親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、12月11日の閣議において予備費を活用して実施することが決定された、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に係る事業費及び事務費であります。

この臨時特別給付金の再支給につきましては、年内に対象者に支給を行う予定としているため、今回、追加提案という形でお願ひするものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○**中原重信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**中原重信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**13番清水和弘議員** 私はですね、この議案に対して、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業にですね、独り親といってもですね、女性の方、男性の方おると思うんですけど、この男性の独り親世帯、また女性の独り親世帯はどのような状況になっているかをお伺いします。

○**山口英雄福祉課長** 独り親家庭の男性、女性の世帯の内訳ということでございますが、今独り親が男性か女性かという区分をした資料をちょっと手元に持っておりませんので、少々お待ちく

ださい。

○13番清水和弘議員 それならですよ、私は独り親というてもですよ、女性と男性の場合、生活形態がちよっと違うんじゃないかと。今、これを見たらですよ、男性の独り親、女性の独り親、これは給付額は同じですよ、どうなんですか。

○山口英雄福祉課長 今回の給付額につきましては、本日資料もお配りしておりますし、予算書の説明資料にもございますとおり、今回の独り親世帯への臨時特別給付金につきましては、対象世帯に1世帯5万円、それからその世帯に第2子以降のお子さんがある場合につきましては、1人につき3万円を加算するとそういった内容になっております。

なお、支給の対象となる世帯につきましては、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者、あるいは公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる数字に下がった者、これらの方々でございまして、そのうち今年度の国の2次補正で実施されました独り親世帯への臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた者というふうになっているところでございますので、経済状況につきましてはそういった一定の、ただいま申しました支給条件の縛りがあるということでございます。

○5番禰占通男議員 今、独り親の世帯についての課長からの説明ですけど、ちょっと外れるかもしれませんが、子育て世帯へは以前、臨時交付金が支給されたんですけど、今回はないということですよ。

そういった対象にならない世帯でいろいろ今回のコロナ禍で経済情勢も変わってきておりますし、そういった以前1万円だったと思うんですけど、子育て世帯に対しての臨時交付金というのは見えていないんですか。今回は独り親世帯ということで限られていますけど、その子育て世帯に対しての支援というのは。

○山口英雄福祉課長 ただいま御提案させていただいておりますこの独り親世帯への臨時特別給付金につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり12月11日の閣議で決定されました国の施策に基づくものでございます。

その目的というのは、独り親家庭につきましては、非正規雇用労働者の割合が高く収入が低いなど、もともと経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、この年末年始に向けてそういった苦しい生活実態が依然として厳しい独り親世帯に対して給付金の基本給付分を再度支給して、その生活を支えようという趣旨でございまして、今議員がおっしゃいましたほかの世帯への給付というのは、今回、国のほうでは制度設計をしておりませんので、本市といたしましても国が制度設計をいたしました独り親世帯への再支給、その分について今回提案をさせていただいたということでございます。

○9番立石幸徳議員 議案第89号について質疑をいたします。

コロナ禍の中で子育て世帯、特に独り親に対する非常に大事な議案だと思いますので、詳細な部分についてまでお尋ねをさせていただきます。

今回の独り親世帯への臨時特別給付金、これによりまして児童扶養手当の対象者に対するコロナ対策としては3回目になると思いますね。今、5番議員も出された児童手当の全ての対象者にまず5月15日の臨時会で1万円ずつ支給したわけですね。市長から今度の提案理由の説明もありましたが、今回再支給と、2回目の支給がなされてきているわけです。

1回目が6月26日の本市の一般会計補正予算（第4号）、これと全く同じ形で今回再支給をするというんですが、この第4号補正予算と今回の第11号補正予算を詳細に比較しますとね、対象者の世帯数に若干違いがあるんですね。

6月のこの対象世帯数は229世帯を見込んでおります。今回が児童扶養手当受給者で207世帯、公的年金給付等で12世帯、それから新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、児童扶養手当

の受給水準に達した者が2世帯ということで、これを合わせても221世帯。

第4号補正と今回の第11号補正では8世帯が対象から外れているんですが、この対象世帯数のまず違い、これは何が原因だったんですか、お尋ねをいたします。

○山口英雄福祉課長 対象世帯数の違いですけれども、先ほど私が説明申しましたとおり今回の対象者につきましては、前回の国の第2次補正で独り親世帯の臨時特別給付金の支給対象となった方々でございます。

本市も今議員がおっしゃったように、6月の議会で追加補正で議決していただきました独り親世帯への臨時特別給付金ですが、実際これまで支給をされた方が221世帯でございます。現在、お願いしている補正予算につきましては、その実績数値221世帯で計上しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 児童扶養手当の対象者っていうのは、当然、通常その手当を市のほうからですね、対象者にきちっと支給されていますから、正確に捕捉されているわけですね。

ただ、この臨時特別給付金は申請主義を取っておりますので、申請がなされると給付はなされない。そうしますと、今この対象から外れている方々は何らかの事情でもらえるはずの給付金がもらえていない、申請がなされていないということになっているんですか。

福祉課のほうでのこの給付がなされていない方々の対応あるいはその辺の状況というものについては、どういうふうにご検討おられるわけですか。

○山口英雄福祉課長 この給付金の申請につきましては、本日お手元に配付してあります資料を見ていただければお分かりかと思いますが、今回の再支給分につきましては申請は不要でございます。

前回、6月のときに追加提案して議決をいただいた国の第2次補正に伴う臨時特別給付金につきましては、申請が要る方と要らない方と二通りございました。

まず、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方につきましては、申請が要らなかったわけです。ただ、公的年金の給付等を受けている方につきましては、申請が必要だったと。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方、この方につきましても申請が必要だったということでございます。

それで、先ほどお尋ねの前回6月で議決いただきました臨時特別給付金につきましては、支給対象者が229世帯というふうに見込んでおりましたが、そのうち8世帯は申請をしていただけなかったということでございます。

8世帯につきましては、福祉課のほうに度々来庁されますし、そういったいろんな機会を通じて個別に申請をしていただいけませんかという御案内はしておりますけれども、これまで申請をしていただくのに例えば年金受給の証明書とかいろいろ手続等があるものですから、そういったことでなかなかこれまで8世帯の方については申請していただけてない状況でございます。

ただ、今回のこの基本給付の再支給につきましても、本日お手元に配付の資料の対象者の一番下の欄、米印で書いてありますけれども、令和2年12月11日時点では、2次補正分の基本給付の申請を行ってない者についても基本給付の再支給分を併せて申請することによって支給が可能というふうになっておりますので、そういったことでこちらのほうでもまだ申請が可能でございますので、個別に来庁されたときには御案内をさせていただいたりとかして、申請をしていただくように勧奨はしたいというふうにご検討しております。

○9番立石幸徳議員 要望も含めてですね、最後の質疑をいたしますけれども、今福祉課長からあったように6月の補正第4号の関係で給付をもらえなかった方も今回一緒に申請をすれば、今度も含めて2回分を支給できるようになっていると、1世帯5万円で第2子以降がいなかった場合は合わせれば10万円になるわけですのでね。

やはり、児童扶養手当というのは通常ずっと支給をしてるから、その対象者というのは厳密に、正確に捕捉できる手当ですのでね、そういった漏れる人が出てくると、また後日トラブルにもなりかねないわけですよ。ですから、念入りな対応をしていただきたいと思います。

最終的に今度のこの対応といいたいでしょうか、年内ということですが、年内が間に合わなかった場合でも締切り自体は最終的にはいつになっているわけですか。

○山口英雄福祉課長 今回の再支給につきましては、この配付してある資料にも書いてありますとおり、1回申請していただいた方々がほとんどですので、そういった方々につきましては申請が要りません。なので、そういった方々には年内のできれば今月の25日支給ということを考えております。

今、おっしゃいましたまだ申請が漏れている方、そういった方につきましては申請手続が必要ですし、それからこちらのほうでも書類審査をして、それで給付という手続になりますので、年明けになるかと思えますけれども、そこにつきましてはですね、国のほうは臨時特別給付金の再支給の実施に当たっては、できれば年内にということでありまして、そこら辺は柔軟に対応してくださいということですので、最悪の場合でも今年度中になるのかなというふうには考えております。

それからもう一つ、今、議員が言われた児童扶養手当の受給者につきましては、前回の臨時特別給付金も、それから今回の臨時特別給付金の再支給も正確に漏れなくこちらが把握しておりますので、いずれも申請は要らずにこちらが給付しておりますので、もともと児童扶養手当受給者につきましては受給の漏れはありません。

ただ、先ほど申しましたとおり、公的年金給付等を受けている方、あるいは収入が減って児童扶養手当の支給基準ぐらいの収入に落ち込んだ方、こういった方々はもともとそういった把握ができていけませんので、その方々には申請していただくというようなこととさせていただきます。

○6番城森史明議員 支給額の妥当性について質問いたしますが、一応、第4号補正予算の基本給付と同じということで、1世帯当たり5万円ということなんですが、この辺は県内の、特に近隣の南さつま市と比べた場合にはどうなっているんですか。

○山口英雄福祉課長 今回のこの基本給付の再支給につきましては、全額国庫補助が財源となりますので、その部分につきましては支給額はどの都市も一律だというふうには考えております。

それから、先ほどの質疑の中で1点答弁の漏れがありましたけれども、13番議員からありました児童扶養手当の受給者のうち、男性、女性の別ということでしたけれども、221世帯のうち父子世帯が25世帯ということになっております。

○6番城森史明議員 国の補助金なので、これはどこも一緒だっていうことなんですが、その支給自体を考えたときに、やはり全国一律で全世帯がもらった10万円という一つの基準があるわけですよ、そして子育て世帯でもあります。そういう意味で、もし国の基本が一律だったら5万円というのは子育てっていう面ではですね、ちょっと少ないのではないかなと思うんですね、個人的に。

そういう意味で、もしそれが均一だったらそれはもうどうしようもありませんので、市のほうで上乗せするということは考えてないんですか。

○山口英雄福祉課長 今回、臨時特別給付金の対象になる世帯につきましては、当然、この1世帯5万円の臨時特別給付金は受給しておりますが、お一人10万円の特別定額給付金も受けておりますし、その意味ではほかの世帯の皆さんと比べて、独り親世帯への場合には世帯の経済状況が厳しいだろうということで、さらにこの臨時特別給付金を国のほうでも上乗せして支給しようということ、こういった制度設計だろうというふうには考えております。

それから、今回1世帯5万円、2子以降一人につき3万円の額についてのお尋ねですけれども、私どもといたしましては、これは国が制度設計した全額国庫を財源とする制度設計でございます

ので、それを活用した範囲内でお願いしているところがございますけれども、新型コロナウイルスの関係では、これまでもいろいろ議会の中でも御説明させていただきましたように、限られた財源の中で各種市の単独事業をやっておりますので、今後もそういった観点でコロナの影響等を見極めながら、どういった部分に市の財源をつぎ込むべきかというのを十分検討しながら制度設計をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○6番城森史明議員 そういう意味で、特に女性が多いと思うんですが、女性で子育てをするというのは非常にお金もかかりますし、さっき言った非正規の方が多いいという発言をされましたが、そういう方も多いいということでコロナに影響されているという方が多いいと思うんですね。

それで、この中でこの3番目に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したっていうのが2世帯ありますが、新聞紙上なんかでもコロナによって失業した方が多いいということが盛んに載せられておりますが、例えば枕崎市内でそういう二人親世帯も含めてコロナで失職して急変したという数というのは把握されているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 市内の雇用の状況ですが、新聞報道等でも全国的には5万、6万とそういったコロナの関係で解雇及び雇い止めということで報道されておりますが、県内でもたしか600人程度の方が解雇、雇い止めということで新聞報道等でもあったところですよ。

以前も申し上げましたが、ハローワーク加世田のほうに私どものほうとしましてもこれまで問合せをした経緯もございまして、各自治体ごと、枕崎市の解雇、雇い止めの状況というのは公表しないということで伺っております。

以前、私のほうで把握しましたのは、業種によっては非正規の方が雇い止めに遭って職を失ったという相談も聞いております。

そういった方には、ハローワークのほうでの求職の情報提供をお願いしたり、しておりますが、具体的に何名、そして福祉課のほうから資料も出ておりますが、こういった対象になっているかどうかという照合のほうはしてないところでございます。

○山口英雄福祉課長 水産商工課長からもありましたけれども、私のほうでは新型コロナウイルス感染症の関係で収入が激減して生活資金に困っている方々、こういった方々につきましては、社会福祉協議会が窓口となる緊急小口資金とか総合支援資金とかというのがございまして、そちらの借入状況で申しますと、今月の9日現在の数字なんですけど、緊急小口資金につきましては24件、460万円借り入れていると。それから、総合支援資金につきましては8件、435万円借り入れているというような状況でございまして。

また、収入減で生活が困ったということで、今議会の一般質問でもお答えいたしましたけれども、生活保護とか生活困窮の相談にはそれぞれ今年度二十数件ぐらい来ていたと思いますけれども、ただその中では明確に新型コロナによって直接的な影響を受けて収入が減ったと申告される方はいなかったというふうにお答えしたかと思っております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第7回定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

一般質問の要旨

令和2年 第7回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①眞茅 弘美	ヤンバルトサ カヤスデ対策 について	1 本市の現状と駆除方法について 2 今後の具体的な対策は	市 長 課 長
	国が進めている 収入保険制 度について	1 新型コロナウイルス感染症による影響やカンショ 基腐病などで収入が減少した農家に収入保険制度を 推進しているが、加入状況は 2 収入が減収した場合、いかなる理由でも支払われ るのか 3 掛金の保険部分に対して本市の助成があるが、そ の内容は 4 青色申告者が対象だが、それ以外の農家に対して 収入を保障する制度はあるのか	市 長 課 長
	枕崎市身体障 害者福祉協会 への助成につ いて	1 平成27年度に助成金を減額した理由は 2 自販機を設置するなど役員も努力はしているが、 収益が不安定なため運営に支障が出ている。補助金 の増額はできないか	市 長 課 長
②豊留 榮子	核のごみの受 入れについて	1 将来にわたって、市民の生命と生活、また自然環 境を守るのが責務と思うが、核のごみの受入れにつ いての見解は	市 長 課 長
②豊留 榮子	長期化する新 型コロナウイ ルス感染症の 対策について	1 コロナ感染拡大防止の最重要課題として、検査と 医療をさらに拡充することが必要ではないか	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③立石 幸徳	農業の存続について	<p>2 雇用と事業をしっかりと維持し、地域経済を活性化し、持続可能にしていく対策が必要ではないか</p> <p>3 未来を担う子供たちが、安心して学べるよう保障し、生活を支えるための支援は考えていないのか</p> <p>1 カンショ基腐病、気温の変動、さらに台風10号による被害などで農家収入は激減し、これから先農業を続けていくことはできないという声を聞くが、農業を支えるための支援策は</p> <p>2 有害鳥獣による被害が拡大している。今後の農業を存続させるためにも猟友会の活動は欠かせないと考える。有害鳥獣対策をどのように考えているのか</p>	市 長 課 長
	来年度の本市財政の見通しについて	<p>1 総務省が9月30日公表した「令和3年度の地方財政の課題」と「令和3年度地方交付税の概算要求」をどのように受け止めているのか</p> <p>2 令和3年度予算編成方針について</p> <p>3 令和3年度財政収支の仮試算について</p> <p>4 令和3年度の税収見込みについて</p> <p>5 減収補填債の発行や臨時財政対策債、過疎債の予算計上について</p>	市 長 課 長
	農業振興について	<p>1 カンショ病害の令和2年産の対策と令和3年産への支援策について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④清水 和弘	下水道事業について	1 公営企業として、下水道事業の中長期的な「経営戦略」は策定されているのか	市 長 課 長
	SDGsの達成に向けた取組について	1 グローバル指標4、市職員の研修後の効果や達成度の判断基準の方法について 2 グローバル指標13、気候変動に対する具体的な対策と計画について 3 グローバル指標8、包摂的かつ持続可能な経済成長及び最近の雇用状況について 4 グローバル指標11、14、本市海岸沿いのプラスチックごみ収集について 5 グローバル指標9、フランスのかつおぶし工場のかつおぶし普及に向けた取組状況について	市 長 課 長
	人口減少対策について	1 合計特殊出生率を上げるための計画や実施している事業について 2 女性活躍推進が叫ばれている中で、本市女性職員の管理職への登用についての考えは 3 第1期地方創生総合戦略の評価と第2期地方創生総合戦略の評価方法にKGIは使わないのか 4 地方創生総合戦略の効果検証における外部有識者からの意見の採用の在り方について	市 長 課 長
	木質バイオマス発電について	1 本市の森林面積は南薩地区で最も少ない。発電に係る1日当たりの木材消費量と年間総木材消費量について	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤沖園 強	<p>高齢者福祉及び第7期介護保険事業計画について</p> <p>第3セクターの増資について</p> <p>生活環境について</p>	<p>2 木質バイオマス発電稼働による本市への補助金について</p> <p>1 健康づくりの推進における現状の課題と今後の方針について</p> <p>2 介護予防・重度化防止の取組の推進における現状の課題と今後の方針について</p> <p>3 生活支援サービスの充実における現状の課題と今後の方針について</p> <p>4 介護保険サービスの適正な運営における現状の課題と今後の方針について（第8期介護保険事業計画）</p> <p>1 コロナ禍におけるお魚センターや南薩地域地場産業振興センターの経営への影響は容易に推察できるが、筆頭株主である本市の政策としてお魚センターへの増資はできないのか。また、お魚センターと南薩地域地場産業振興センターの統合はできないのか</p> <p>1 核家族や高齢化に伴って墓守の後継者不足などから合葬墓を整備する自治体が増えている。本市の市営墓地や集落墓地においても空き場所や無縁墓が増える一方で、檀家を変えて民営の納骨堂に納骨する傾向が地域課題となっているが、本市で合葬墓の整備計画は考えられないのか</p>	<p>市長 課長</p> <p>市長 課長</p> <p>市長 課長</p>
⑥禰占 通男	環境対策について	<p>1 地域新電力会社設立について</p> <p>(1) 取組の進捗はどうなっているのか</p> <p>(2) 設立に活用可能な補助金はあるのか</p>	<p>市長 副市長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	移住政策について	<p>2 「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする」目標が掲げられた</p> <p>(1) 環境基本計画策定はどうなっているのか</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの活用による「低炭素まちづくり」はどのように進めるのか</p> <p>1 各種支援がある。状況はどうなっているのか</p> <p>(1) 移住者住宅確保支援補助金について</p> <p>(2) 移住・交流推進支援事業について</p> <p>(3) 結婚新生活支援事業補助について</p> <p>(4) 移住支援金について</p> <p>2 テレワーク、ワーケーションへの活用や情報発信はどのようにしているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑦城森 史明	地域新電力会社の設立について	<p>1 本年度の施政方針において、地域新電力会社の設立を目指すことを表明した。将来にわたって持続的な事業が可能であれば、大きな地域活性化が期待できる</p> <p>(1) この事業の表明に当たり、事業の基本構想はどのような内容だったのか</p> <p>(2) 地域新電力事業を成功させる根拠をどのように考えたのか</p> <p>2 自治体新電力の取組において採算性が疑問視されている。このことをどのように把握しているのか</p> <p>3 本市全体の電気料の地産額（自然エネルギー等の売電額）と地消額の概算は幾らか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	農業関係について	<p>4 この事業を成功させるために、今後の自然エネルギーの展開をどのように考えているのか</p> <p>1 稲作農家の所得向上及び耕作放棄地の減少を目的として、東鹿籠地区では飼料用米の耕作拡大に取り組んでいる。南薩地区における専用飼料用米への先進的な取組状況をどのように把握しているのか</p> <p>2 カンショ基腐病への国の支援が表明されたが、その内容はどうなっているのか</p> <p>3 産業厚生委員会で妙見センターの加工室を調査したが、機械及び衛生面の不備が見られた。その後の改善状況はどうなっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑧東 君子	自殺対策について	<p>1 S D G s 11住み続けられるまちづくりをの視点からの質問 (1) コロナ禍の中、全国的に自殺者が大変増えている。厳しい現実の中、市が取り組んでいることは何か</p>	市 長 課 長
	子供たちの教育について	<p>1 S D G s 4 質の高い教育をみんなにの視点からの質問 (1) 子供の自殺者数が増え続けている国、日本。命の教育について学校で取り組んでいることは何か</p>	市 長 教育長 課 長
	生活困窮者対策について	<p>1 S D G s 1 貧困をなくそうの視点からの質問 (1) コロナ禍により、生活困窮者が生活保護の窓口に来たときの相談対応について</p>	市 長 課 長
	水道料金について	<p>1 S D G s 6 安全な水とトイレを世界中にの視点からの質問 (1) コロナ禍により水道料金を払うことができなくなった方への対応について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	SDGsの取組について	1 コロナ禍の厳しい状況の中、誰一人取り残さない枕崎を目指し、これまでに実現できたこと、今後の課題について	市長 課長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 城 森 史 明

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳